

**令和6年度版**

# **秋田の子ども・若者**



あきた家族ふれあいサンサンデー<sup>®</sup>  
シンボルマーク

**秋田県あきた未来創造部  
次世代・女性活躍支援課**

## はじめに

子ども・若者は、これから秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、すべての子ども・若者が夢や理想を抱きながら、自立した人間として健やかに成長することは、すべての県民の願いです。

令和6年度における県内の不登校児童生徒数は過去最多を更新しており、増加の要因として、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が挙げられています。学校現場においては、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえて、子どもを無理に学校へ行かせず、児童生徒に寄り添った支援にあたることとしています。子どものSOSの出し方に関する教育や、困難・ストレスへの対処方法等を身につけるための教育についても、更に推進していくこととしています。

すべての子ども・若者が周囲の人々から見守られ、人とのつながりの中で不安等を払拭して成長していくよう、社会全体で子どもたちの様子に目を配り、学校や地域と連携を図りながら、将来の夢や希望、郷土愛を育む施策に取り組むことが大切です。

こうした時代の変化やこれまでの取組の成果・課題を踏まえ、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにしていくための指針として、令和3年度から6年度までを計画期間とする「第3次あきた子ども・若者プラン」を策定しており、「子どもや若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会」の構築に向けた環境づくりを進めてまいります。

このたび、これら施策の実施状況等をとりまとめた「令和6年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。

多くの県民の皆様に御活用いただき、秋田の子ども・若者の育成・支援の一助となれば幸いです。

令和8年1月

秋田県あきた未来創造部

次世代・女性活躍支援課

課長 糸田 正宏

# 目 次

## 第1部 あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1	第3次あきた子ども・若者プラン	1
2	第3次あきた子ども・若者プランの実績、現状分析、 課題及び今後の取組方針	3
3	第3次あきた子ども・若者プランの取組状況	6

## 第2部 子ども・若者を取り巻く状況

### 第1章 子ども・若者の人口

1	秋田県の子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	26
2	秋田県の市町村別5歳階級別人口（0～39歳）	27

### 第2章 子ども・若者の教育

1	学校教育について	29
2	児童・生徒数の推移	31
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	31

### 第3章 子ども・若者の健康と安全

1	発育状態について	33
2	交通事故、自殺について	35
3	非行少年等の概要	37
4	環境浄化の取組について	40

### 第4章 子ども・若者の労働

1	子ども・若者の就業状況	42
2	若年層の給与額	43
3	新規学卒者の初任給	44

## 第3部 子ども・若者行政関係資料

1	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	45
	・秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	49
	・秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	65
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	69
2	相談機関一覧	85
3	県内の主な青少年団体の概要	99
4	①市町村青少年行政主管課一覧 ②青少年育成県・市町村民会議一覧	101 102

# 第1部 あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

## 1 第3次あきた子ども・若者プラン

### (1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」及び平成28年3月に策定された「第2次あきた子ども・若者プラン」における取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第3次あきた子ども・若者プラン」を令和3年3月に策定した。

### (2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」及び「新秋田元気創造プラン」、人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援の総合的な推進について定めた「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

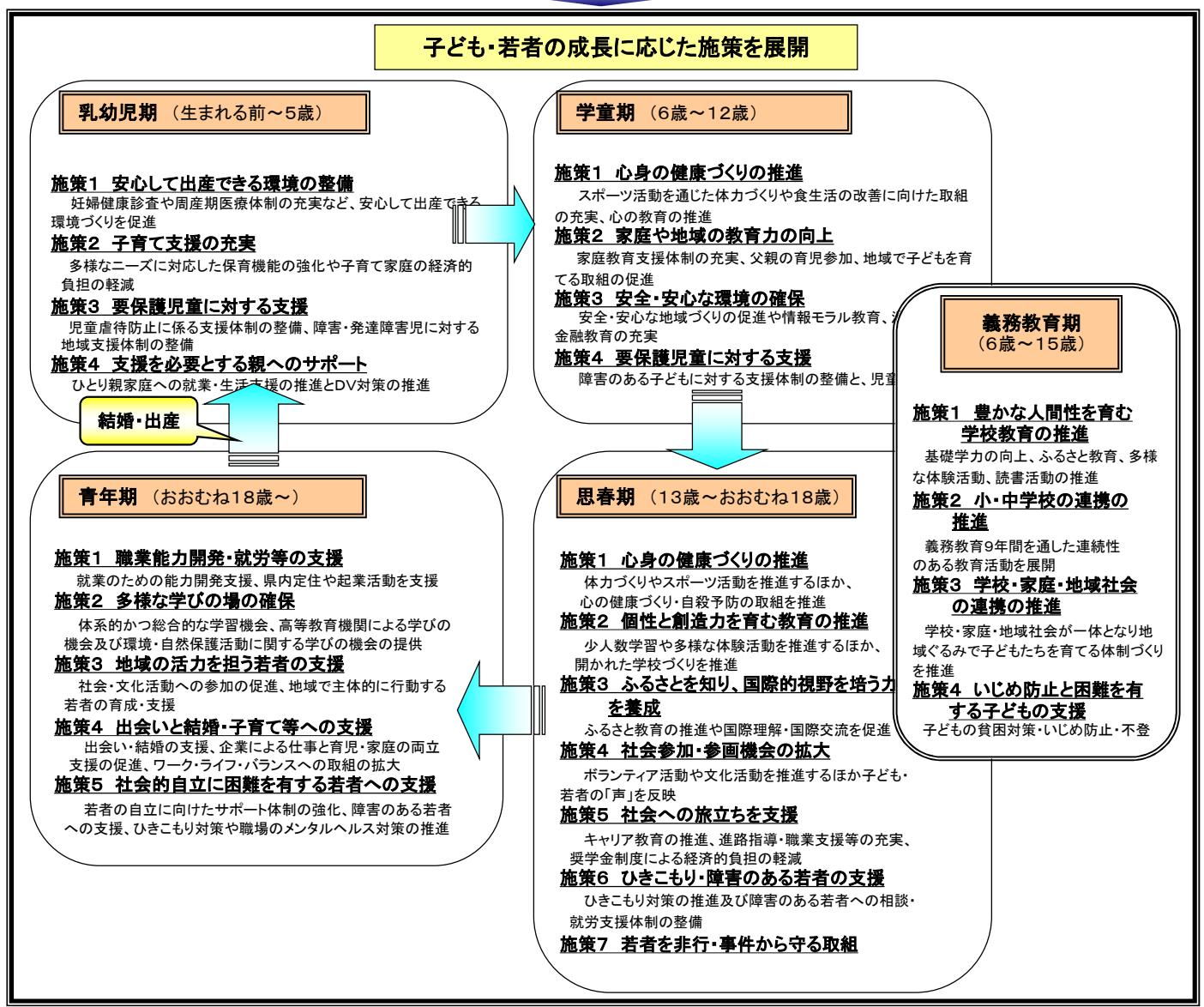
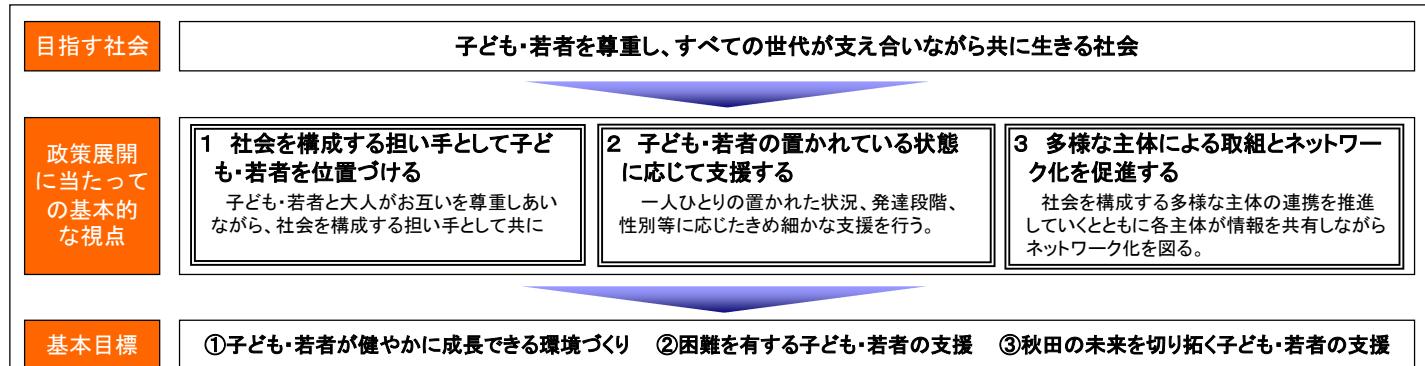
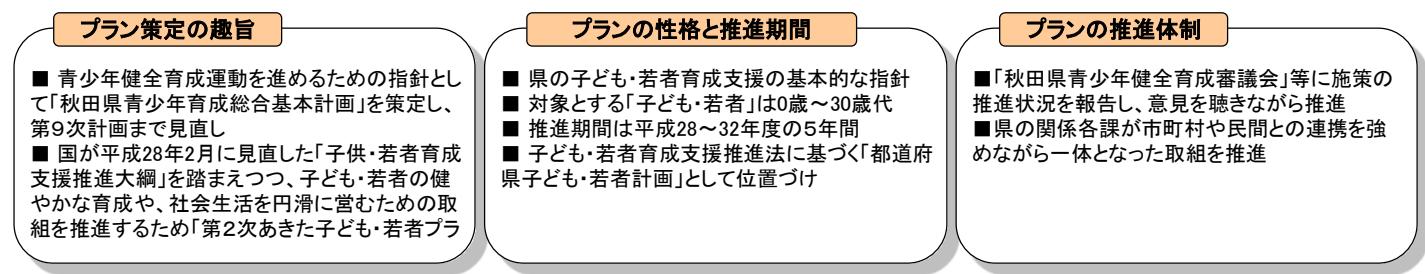
### (3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

### (4) プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間である。

## <第3次あきた子ども・若者プランについて>



## 「第3次あきた子ども・若者プラン」の実績、現状分析、課題及び今後の取組方針

### 1 乳幼児期

指標	単位	実績値(R元～R5)					目標値		達成率	所管部署	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考						
① 妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	市町村	3	6	9	10	20	25		80.0%	健康福祉部 保健・疾病対策課	すべての市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備できるよう、母子保健連絡調整会議での情報交換のほか、母子保健コーディネーター研修や母子保健従事者研修での保健師等専門職への研修を実施している。 また、妊娠・出産包括支援事業のうち、産後ケア事業の実施が令和3年度から市町村の努力義務となり、令和6年度末までの全国展開を目指すとされていることもあり、実施市町村数は増加している。	産後ケア事業について令和6年度末までの全国展開を目指すとされているが、県内では20市町村の実施にとどまっている。	全都道府県・市町村への実態調査の結果を踏まえ、好事例の共有などにより、全市町村での産後ケア事業の実施を目指す。	
② むし歯のない3歳児の割合	%	83.0	81.2	85.6	87.0	90.0	90.0	R4	100%	健康福祉部 健康づくり推進課	歯科専門職が少ない市町村支援のために、県で啓発資料を作成し配布しているほか、啓発資料の有効活用のための研修会を開催している。 むし歯のない3歳児の割合について、コロナ禍で一時減少に転じた年もあるが、近年増加傾向にある。	歯科保健指導の機会の創出と市町村間のむし歯の健康格差の是正が課題。	歯科専門職以外が歯科保健を担当している市町村が多いため、歯科保健指導に携わる人材育成や資質向上のための研修機会の創出や、家庭でも活用しやすいリーフレットや動画などの啓発媒体の作成と活用の必要がある。	令和5年度実績値は令和7年3月に判明予定。
③ 翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数	人	22	10	7	3	2	0		—	教育庁 幼保促進課	新子育て安心プランを踏まえ、市町村における多様な保育ニーズに対応した受け皿の拡大に係る取組への支援や、保育人材の確保対策の実施等により、待機児童は年々減少している。 これまでの待機児童を解消できない主な要因は、保育士等の確保が困難なため、必要な保育の受け皿を確保できることであったが、最近は特定の地域や施設に利用の申し込みが集中することによる一時的な待機児童の発生が多くなっている。	特定の地域や施設に利用の申し込みが集中するなど、地域によって保育需要に偏りがあることにより待機児童が発生しており、待機児童の解消が進む中で、その要因は市町村によって多様化してきている。	一部の地域では保育士等の確保が困難なため、保育士等の新規人材の確保や、保育士等が働き続けられる職場環境の整備など、保育人材の確保に向けた取組を引き続き実施するとともに、待機児童が発生する市町村の特性に応じたきめ細かな支援を行う。	
④ 児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	0	0	0	0	0	0		100%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	児童虐待防止に関する普及啓発や児童虐待の早期発見・早期介入により、重大化事案の未然防止につなげている。	市町村、学校、警察等との連携強化を継続する。	これまでの取組を継続し、引き続き発生防止に務める。	
⑤ 母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	18.2	18.8	22.5	22.9	20.0		114.5%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	離婚時における養育費取り決め証書の作成費用助成や、ひとり親に対する就労支援(資格取得費用助成等)を行っており、徐々にではあるが効果がでているものと考える。	制度の周知が不足している。	ホームページやチラシ配布等による積極的な周知活動を展開し、制度活用を促していく。	
⑥ 里親等委託率	%	13.2	17.6	24.2	23.4	25.4	26.0		97.7%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	近年は向上し、令和3年度以降は20%を超える状況に至っている。里親制度の普及啓発による里親登録者の増が一因と考える。	引き続き、里親登録者の増に取り組むとともに、里親委託開始後の不調を防止することが必要となる。	里親養育包括支援(フォスターイング)機関や里親支援機関の担当者が中心となり、里親家庭に寄り添いながら支援していく。	

### 2 学童期

指標	単位	実績値(R元～R5)					目標値		達成率	所管部署	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考						
① 小6体力合計点(男女平均) ※国公立小学校	点	63.2	—	62.1	61.7	62.3	64.3		96.9%	教育庁 保健体育課	男子は令和元年度以降低下傾向が続いているが、令和5年度は前年度を上回った。女子は平成30年度より低下傾向が続いている。	男女ともに、50m走について、全国平均を下回っている状況が毎年継続している。 また、1週間の総運動時間については、男女とも前年度を上回った。	運動が苦手な児童を含めた全ての児童が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方をもてる場や機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値なし。
② 朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生) ※公立小学校	%	88.9	—	88.7	88.9	86.1	92.0		93.6%	教育庁 保健体育課	「児童生徒のライフスタイル調査」によれば、実績値は年々下降している。小学校5・6年生の実績値については、全国的な調査の結果と比較しても低い状態にある。 新型コロナウイルス感染症の影響による生活習慣の乱れ等が朝食摂取率にも関係している可能性がある。	「朝食を摂取しない理由」については、「食べる時間がない」と「食欲がない」が全体の7割以上であり、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等が要因と考えられる。	「朝食を毎日食べる」などの望ましい食習慣の形成は、基本的生活習慣の確立がその基盤になることから、健康教育・食育に係る研修会でその啓発を図るとともに、保護者や地域と連携した取組を一層推進する。	令和2年度は調査中止により実績値なし。
③ 食育ボランティアが行う食育活動への参加人数	人	25,767	23,080	12,813	14,675	24,332	27,500		88.5%	健康福祉部 健康づくり推進課	令和3年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数が減少したため参加人数が減少したが、5年度は、新型コロナウイルス感染症5類移行により活動回数が増加し、参加人数も増加した。 目標値には達していないものの、関係団体において、食生活改善指導や農作物栽培指導、料理教室を中心とした活動が行われている。	食育ボランティアの人数は高齢化により減少傾向にあり、地域での継続的な活動実施が課題である。	引き続き、関係団体による地域での食育活動を継続していく。	
④ 地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	32.1	27.5	27.7	23.6	19.1	35.0		54.6%	教育庁 保健体育課	年度毎に実績値が下がっている。目標値を設定した当時には使用量の多かった「もやし」が、取扱業者の廃棄に伴い取扱量が「0」になつたことや、葉物野菜の収穫時期の悪天候による不作、納入農家の離農等による収穫量の減少などが利用率の低下の要因と考えられる。	限られた予算の中で食材を調達するにあたり、地場産農産物より安価な国産農産物等を利用することについては、現実的な対応であると捉えている。 また、年間を通して安定した供給量を確保するという点においても、地場産物のみで必要量をカバーすることは難しい。予算と必要量の確保の両面からの手立てが求められる。	活用率を市町村別に見ると、最も高い市町村で55.3%、地域別に見ると県南が40.7%である。活用率の高い市町村や地域の情報を收集し、研修会等でその啓発を図る。(数値は令和3年度実績) 地場産物活用率の向上を目指し、県内3地区をモデル地区に指定して、生産者や市町村・給食調理施設等と連携しながら体制を整備していく。	
⑤ 放課後児童クラブ待機児童数	人	51	51	57	43	32	0		—	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	より多くの児童を受け入れできるよう施設整備を行う事業者を支援することで、平成28年度以降の待機児童数は減少傾向にあったが、令和2年度から3年度にかけては減少しならなかった。 待機児童は一部の市町にのみ発生しており、新興住宅地の開発等による特定の放課後児童クラブへの利用希望や高学年の利用希望が増加したことで待機児童の発生に繋がっている。	整備を行うのは事業者である市町村または民間団体となるが、整備を行う場所の確保や整備後の施設を運営する支援員の確保が難しいといった点が課題として挙げられる。	県が実施する放課後児童支援員認定資格研修によって支援員の確保を継続するとともに、待機児童解消のための放課後児童クラブ整備を優先しながら財政的支援を継続する方針である。 また、市町村に対して、待機児童解消のための受け皿拡大について働きかける。	

## 「第3次あきた子ども・若者プラン」の実績、現状分析、課題及び今後の取組方針

### 3 義務教育期

指 標	単位	実績値(R元～R5)					目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考						
① ネットトラブル被害児童生徒 ※公立小・中学校	%	3.2	4.1	3.9	3.4	3.0	3.5		114.3%	教育庁 義務教育課	携帯電話やスマートフォンの所持率が微増している中にあって、ネットトラブルの被害にあった児童生徒の割合は3.0%と昨年度と比較して減少した。各学校において、情報モラル教育を計画的に推進していることやフィルタリング等の利用に関する保護者等への啓発活動の効果によるものと考えられる。	使用時間や使用場所等の家庭内でのルール設定に関する保護者への支援や、ネット依存・トラブル等を抱える児童生徒に対する関係機関と連携した支援の充実が必要となっている。	ネットバトロールと健全利用啓発事業、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業等を実施している関係課と連携・協力を図りながら、社会全体で児童生徒をインターネットによる有害情報やSNS等のトラブルから守り、インターネットを健全に利用できるよう引き続き取り組んでいく。	
② 千人当たりの不登校者数 ※国公立小・中学校	人	15.0	17.0	22.0	26.3	33.8	13.0		0.0%	教育庁 義務教育課	本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均の37.2人は下回っているものの、前年度比で小学校が4.9人、中学校が11.9人増加した。依然として小学校中学年から高学年への進級時、小6から中1への進学時に増加傾向にある。 増加の要因として、「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が挙げられる。	一度不登校になると、復帰するまで時間を要するため、今後、不登校児童生徒への個別の対応を進めること併せて、新たな不登校児童生徒を生まないための発達支持的生徒指導や課題未然防止教育を一層進めていく必要がある。	学校訪問や研修会等を通して、学校に以下の指導を行う。 ・児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を充実させること。 ・保護者との信頼関係を築き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉や医療等の関係機関と連携しながら、不登校の原因・背景が多岐にわたることも踏まえ、児童生徒の支援にあたること。 ・学校が、児童生徒にとって楽しく、安心して通う居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」を進めること。	
③ 認知したいじめの解消率 ※国公立小・中・高・特別支援学校	%	93.8	94.0	91.5	88.9	91.5	95.0		96.3%	教育庁 義務教育課	いじめの認知件数は、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、本県では中学校においていじめの認知件数が増加したものと思われる。 今後もいじめに関する校内研修等を通じて、遊びやふざけあいに見えるようなものであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して認知件数に計上することが大事であると捉えている。	認知件数は微減したものの、子ども同士の何らかのトラブルはどここの学校でも起こりうるという認識をもち、校内の全教職員がアンテナを高くし、組織的に漏れなくいじめを発見・認知し、早期解決や再発防止に向けて迅速に対応することが必要である。 そのため、全教職員が、学校いじめ防止基本方針を共通理解した上で児童生徒の指導にあたることや、学級活動や道徳科等において、いじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会・生徒会が主体的にいじめ防止の取組を推進したりするなど、いじめを許さない学校づくりについて組織的に取り組むことが必要である。	いじめを認知した際は、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築し、「チーム学校」として組織的に対応し解決に努めるよう指導していく。 また、学校がいじめの事実関係を正確に明確し、いじめの当事者とその保護者に対して適切な指導や援助をすることや、いじめが解決したと即断せず、当該児童生徒の観察と必要な援助に努めることも継続的に指導していく。	
④ 基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.4	74.9	72.7	77.5	75.8	75.0		101.1%	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業によるきめ細かな指導の充実や、全国学力・学習状況調査、県学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルが各学校で確立され、学力向上に向けた授業改善の取組が浸透している結果と思われる。	平均通過率が設定通過率を大きく下回る設問については、指導方法に課題があるか、作成した問題やその通過率の設定に課題があるのかという両面から分析していく必要がある。	各教科において行っている学年ごとの調査結果の考察の精度を上げて、授業における指導の改善に資する具体を例示し、各学校に提供する。 また、学力向上支援Webで提供している単元評価問題等に、課題と思われる問題等を取り上げ、授業における指導の改善を支援する。さらにには、指導主事の学校訪問等で、指導の改善に向けた具体について丁寧に指導助言を行う。	
⑤ 英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合 ※国公立中学校	%	39.1	—	53.1	44.4	46.9	58.0		80.9%	教育庁 高校教育課	目標値には届いていないものの、令和4年度より数値は改善した。生徒の英語による言語活動の割合が高く英語を使う機会は確保されているが、知識の定着に課題が見られる。	聞くこと及び書くことに課題が見られる。言語活動の際の生徒同士及び教師からのフィードバックが不足している。また、英検等の外部試験の受験者も減少している。	教員研修及び指導主事による学校訪問を通して、教師の英語力及び指導力の向上を図るとともに、生徒の英語力の向上を目指す。特に、言語活動の際に、生徒の意欲を喚起しながらきちんとフィードバックを行い、正確さを向上させるよう指導する。また、外部試験の受験も呼びかける。	令和2年度は調査中止により実績値なし。
⑥ 市町村における統括コーディネーターの配置率(地域学校協働活動関係)	%	24.0	24.0	36.0	36.0	40.0	100.0		40.0%	教育庁 生涯学習課	各種研修会や市町村訪問等の機会を捉えて、地域住民が統括コーディネーターを担う有用性や効果などについて情報提供に努めた結果、新たに1名の配置増えにつながった。しかし、依然として多くの自治体(14市町村)において、行政職員がその任を担っている。	行政職員が統括コーディネーターを担っている場合は、定期的な人事異動により、地域連携を持続するための体制づくりが停滞してしまうことが懸念される。	引き続き、市町村関係者や学校教職員等を対象とした研修会や協議会の開催をとおして、地域住民が統括コーディネーターを担う有用性や効果について認識を深めることができるようする。 また、各教育事務所・出張所、県生涯学習センターと連携し、市町村教育委員会に対し、統括コーディネーターの配置を働き掛けていく。	
⑦ SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 ※国公立小・中学校	%	8.5	17.5	30.7	30.3	28.9	40.0		72.3%	健康福祉部 保健・疾病対策課	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した学校があり、前年度に比べ実施率が若干減少した。	令和6年度は、オンラインの講座も行っているが、講師の人材育成も必要である。	教育庁と連携し、児童・生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育、更には困難やストレスへの対処方法等を身につけるための教育の重要性を説明しながら実施していく。	

### 4 思春期

指 標	単位	実績値(R元～R5)					目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考						
① 中3体力合計点(男女平均) ※国公立中学校	点	52.5	—	52.4	51.9	51.8	53.6		96.6%	教育庁 保健体育課	令和元年度以降、男子はほとんど変化が見られないものの、女子は低下が続いているおり、県平均値も低下が続いている。	男女ともに50m走や持久走について、全国平均を下回る状況が続いている。また、1週間の総運動時間については、全国平均を上回っているものの、令和元年度から連続して減少している。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値なし。
② 高3体力合計点(男女平均) ※公私立高等学校	点	53.3	—	53.3	53.6	53.1	55.5		95.7%	教育庁 保健体育課	男子は平成29年度をピークに令和3年度まで低下傾向が続いたが、4・5年度は、ほとんど変化が見られなかった。 女子は令和4年度は前年度をわずかに上回ったが、5年度は前年度をわずかに下回った。	男女ともに50m走や持久走や20mシャトルランについては全国平均を下回っている。また、1週間の総運動時間については全国平均を上回っている。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値なし。
③ 男女共同参画の意識を高める副読本の活用率	%	81.3	77.3	77.7	78.8	81.9	85.0		96.4%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	小学校は85.1%で前年度比8.4ポイントの増と副読本の活用は大幅に増加している。 また、高校では、ライフプランを描く契機として活用されており92%と前年度を上回る活用率となった。 しかしながら、中学校では、71.4%と低迷しており、その要因としては、他教材・資料の活用や、活用する時間の確保が困難なことなどがあげられている。	中学校における活用率が前年度比で5%程度下落している。前年度は小・中学校と同等の活用実績があったことから、中学校における活用率の回復を図る必要がある。	副読本は、毎年マイナーチェンジを加えながら増刷、配付することとおり、配付の機会を捉えて、活用機会が拡大されるよう、各校、市町村教育委員会等に対し周知と活用を強く呼び掛けていく。	
④ 高校生のインターナンシップ参加率(年間) ※公立 全日制・定時制	%	64.6	—	33.6	48.2	61.3	65.5		93.6%	教育庁 高校教育課	令和5年度に実施した県立・公立高校は52校中48校(分校地域校・定期制含む)、参加生徒は3,677名である。実施予定を中止した学校は無かった。4年度は県立・公立高校52校中47校で実施し、2,967名が就業体験活動に取り組んだ。	生徒の多様な希望に添った体験内容の充実と、そのための受け入れ事業所の確保と拡大が必要である。進学校では、インターナンシップの代替として認められているボランティア活動に偏る傾向がある。	各学校と事業所が十分に連携を図ることができるように支援するとともに、全ての県立高校に対してインターナンシップの実施を働きかけていく。また、職業観の形成に効果的なインターナンシップ活動の意義について、進学校にも理解を深めさせ、実施の体制を整えるように促していく。	令和2年度は活動中止により実績値なし。
⑤ 高校生の県内就職率 ※公私立 全日制・定時制	%	67.8	72.6	75.8	74.1	71.4	78.5		—	教育庁 高校教育課	令和5年度の実績値は、前年度比2.7ポイントの減となった。	高校生及び保護者の県内企業に対する理解が進み、70%を超える県内就職率となっているが、その水準を維持できるか懸念される。	職場定着就職支援員によるきめ細かな進路支援を引き続き行うとともに、関係機関との連携により、地元企業等の説明会などの充実を図り、生徒と保護者の理解を一層深め、県内就職の気運を高める。	
⑥ 特別支援学校高等部卒業生の就職率	%	35.5	37.2	39.4	30.6	37.8	40.0		94.5%	教育庁 特別支援教育課	職域拡大推進員が職場訪問し、実習受け入れや雇用相談の可否について聞き取った。関係会議を通して事務系業務も担える力の育成は、生徒の進路選択の広がりにつながることが分かった。	開拓した事業所を実習等で活用し、事務系業務にも携わる職場実習を推進する必要がある。事業の成果を教育課程や授業づくりに反映させ、職業教育の充実を図る必要がある。	特別支援学校就労促進フェアを開催し、特別支援学校生の職業教育や事業所内の就労支援の取組等について、事業所等へ情報発信するとともに、支援員の配置により、職域拡大及び就労支援の充実を図る。	
⑦ SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 ※公私立高等学校	%	9.6	16.7	3.8	15.4	7.7	50.0		15.4%	健康福祉部 保健・疾病対策課	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した学校が未だにあり、前年度に比べ実施率が若干減少した。	令和6年度は、オンラインの講座も行っているが、講師の人材育成も必要である。	教育庁と連携し、児童・生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育、更には困難やストレスへの対処方法等を身につけるための教育であることの重要性を説明しながら実施していく。	

## 「第3次あきた子ども・若者プラン」の実績、現状分析、課題及び今後の取組方針

### 5 青年期

指 標	単位	実績値(R元～R5)					目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考						
① Aターン就職者数	人	1,058	1,120	1,183	1,084	1,135	1,350		84.1%	あきた未来創造部 移住・定住促進課	ハローワークからの紹介によるAターン就職者が増加したことについて、前年度の数値を上回ったものの、目標値を下回る状況が続いている。	20～40歳代の若い世代の移住希望者の多くが企業への就職を希望しており、引き続き就職に関する情報発信、相談対応の強化が求められている。	Aターン就職の増加に向けて、移住や就職に係る首都圏総合相談窓口「アキタコアベース」において、ワンストップでの相談対応や、市町村等と連携したミニ相談会などのイベントを実施するほか、秋田労働局や(公財)秋田県ふるさと定住機構と連携して「あきた就職フェア」を行っていく。	
② 若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	13	12	15	27	18	18		100.0%	観光文化スポーツ部 文化振興課	新型コロナウイルス感染症の影響により一時期縮小されていた文化芸術活動が再び活発化したことにより、支援対象分野の拡充により事業が広く認知されるようになり、申請数の増加につながった。	支援事業が若い世代に更に広く認知され、積極的な活用が進むように、周知の方法を工夫する必要がある。また、伝統芸能や文化芸術活動の担い手が高齢化していることから、若者がそのような活動に触れる機会を創出するとともに、人材の育成につながる取組を支援する必要がある。	県内の文化団体等が実施する文化芸術活動への助成や支援事業を通じて、創作や表現の発表の場を提供するとともに、アウトリーチ事業等により、質の高い美術や音楽に触れることのできる機会を創出するなど、誰もが文化芸術に親しむことのできる環境づくりに取り組んでいく。	
③ 「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	人	162	103	129	130	74	180		41.1%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍 支援課	あきた結婚支援センターのAIマッチングシステムと結婚コーディネーター職員の支援等により、令和5年度の成婚報告者数は74人(前年比56人)となった。	ライフスタイルの多様化等による未婚化、晩婚化により婚姻件数、婚姻率が減少していることから、結婚支援の取組を強化するために自治体や企業、地域の更なる連携が必要である。	結婚支援を行っている各団体間の情報共有、連絡調整を密に行い、各団体同士のネットワークづくりを行う「ネットワーク推進員」を配置し、団体間の連携を深めることで結婚支援センターを中心とした総合的な結婚支援を行う。	
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定件数(従業員100人以下の企業)	社	454	518	559	620	672	700		96.0%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍 支援課	「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問による支援により、若年女性に魅力ある職場環境づくりに向けた計画策定企業は順調に増えている。	計画に掲げる取組内容が、長期的かつ継続的なものではなく、一時的な取組となっているケースが見受けられる。	引き続き、企業訪問を通じて、若年女性に魅力ある職場づくりを推進するよう普及啓発等を実施するほか、アドバイザーの派遣による一般事業主行動計画の策定支援を通じて、柔軟な働き方の導入など取組のレベルアップを図る。	
⑤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定件数(従業員100人以下の企業)	社	172	241	284	374	466	450		103.6%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍 支援課	「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問による支援により、若年女性に魅力ある職場環境づくりに向けた計画策定企業は順調に増えている。	計画に掲げる取組内容が、長期的かつ継続的なものではなく、一時的な取組となっているケースが見受けられる。	引き続き、企業訪問やアドバイザー派遣による行動計画策定支援を行い、継続的な取組の促進を図るほか、県独自の認定制度や支援金の交付等により企業の取組の加速化を図る。	
⑥ 若者による秋田の活性化や地域貢献に資する取組の実践件数	件	—	1	8	4	4	5		80.0%	あきた未来創造部 地域づくり推進課	「若者チャレンジ応援事業」では、若者ならではの斬新なアイディアや、柔軟な発想で、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦を、資金面はもとより、専門家からのアドバイス等でも支援し、若者の活躍を促進した結果、ジェラート店やサウナサービスの創業等、若者による地域に根ざした事業が計17スタートしている。 また、SNS等の広告を活用するなどした結果、一定数の応募者を確保できている。	過去の採択事例と重複しないテーマ性を持つ斬新なアイデアを多く募るために、事業認知度の向上と新規応募者の確保が課題である。また、「秋田県は若者への支援が充実している」とことを周知し、若者を応援する機運を醸成する必要がある。	SNS広告や動画等を活用し、過去の採択者の成功事例をPRするなどして、事業の認知度を向上させ、応募者数の増加と機運醸成につなげる。 また、ワークショップやメンタリング等を通じて応募者のアイディアの精度を向上させるための磨き上げ支援についても継続して実施していく。	
⑦ 若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	101	102	97	98	73	400	4年間 の累計	67.0%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍 支援課	県内18カ所に設置された「若者の居場所」で相談支援やボランティア活動への参加支援を行って若者の就業意欲を醸成したほか、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、国や市町村と連携して就労支援を実施した結果、令和5年度の進路決定者数は73人となつた。	若者の居場所利用者数は令和元年度をピークとして減少しているが、県内における15～39歳の若年無業者は約4千人いると推計されており、これまで若者の居場所や相談・支援機関に一度も来たことがなく、適切な支援の手が届いていない若年無業者が相当数存在する可能性がある。	若者の居場所や支援機関に関する情報の一層の周知に努めるとともに、各支援団体や関係機関と密接に連携し、社会的自立に向けた切れ目のない支援につなげていく。	目標値は計画期間(R3～R6)累計。

# 「第3次あきた子ども・若者プラン」の取組状況

※令和6年度予算額は、当初(6月補正で計上した場合は6月補正後)予算額。

乳幼児期 <施策1> 安心して出産できる環境の整備						
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
① 母子保健対策の充実	健康福祉部 保健・疾病 対策課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を助成するほか、HTLV-1母子感染普及啓発を行う。  【令和5年度実施状況】 妊婦歯科健康診査受診券交付者数3,578人に対し、延受診者数は2,107人であった。	4,212	5,250	
	健康福祉部 保健・疾病 対策課	幸せはこぶコウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう、特定不妊治療費及び先進医療等不妊治療費の一部を助成するほか、「こことからだの相談室」(不妊専門相談センター)を設置し、精神的・経済的な相談に対応する。  【令和5年度実施状況】 特定不妊治療費助成:242組、440件に対し助成 相談室相談件数:面接108件、電話26件、メール102件 計236件	31,419	49,374	
② 周産期医療体制の整備	健康福祉部 医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)の運営に対し、補助する。	124,105	152,597	
	健康福祉部 医務薬事課	総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)において必要な医療機器の整備に対し、補助する。	34,485	29,853	
	健康福祉部 医務薬事課	地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行つ地域周産期母子医療センター(大館市立総合病院、平鹿総合病院、秋田大学附属病院)の運営に対し、補助する。	46,031	76,469	
	健康福祉部 医務薬事課	産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱設置の確保を図る。(対象:北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院)	68,430	68,430	
	健康福祉部 医務薬事課	周産期医療調査・研修事業	本県の周産期死亡の防止を図るために、周産期死亡の実態調査、改善方策の検討、各医療機関への周知を行うほか、県内の周産期医療従事者(医師、助産師等)の知識・技術の維持・向上を図る研修を実施する。  【令和5年度実施状況】 検討会 2回開催 研修会 遠隔テレビ会議で12回開催 実技講習会 1回2日間開催	755	755	
乳幼児期 <施策2> 子育てやその支援の充実						
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
① 就学前の教育・保育の充実	教育庁 幼保推進課	保育士修学資金貸付事業	保育士確保を図るために、将来県内で保育業務に従事しようとする保育士養成施設在学生に対し、返還免除付き修学資金の貸付を実施する。  【令和5年度実施状況】 新規貸付決定者85人	207,701	84,848	
	教育庁 幼保推進課	保育対策総合支援事業【R5終了】	地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育現場に必要な措置を総合的に実施することにより、子どもを安心して育てることができる環境整備を行つ。  【令和5年度実施状況】 2市4施設における5人の保育補助者の雇い上げに対し助成したほか、5市町村7施設における9人の保育支援者等の配置、2市2施設における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等に対し助成した。	16,022	—	
	教育庁 幼保推進課	保育士等確保対策事業【R6新規】	保育人材の確保及び資質の向上のほか、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育現場に必要な措置を総合的に実施することにより、子どもを安心して育てることができる環境整備を行つ。	—	81,459	
② 子育て世帯への経済的支援の実施	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	すこやか子育て支援事業	子育て家庭への経済的支援として、保育料・副食費や一時預かり利用料等の助成を実施する市町村に対して、その経費の1/2を助成する。  【令和5年度実施状況】 保育所等に入所する乳幼児の保育料に対し助成したほか、幼児の副食費に対し助成した。(保育料助成:延べ13,242人、副食費助成:延べ16,589人) 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の一時預かり等の利用料について、年15,000円を上限に助成した。(延べ2,118人)	891,073	867,106	
	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきたの出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につながり伴走型の相談支援を充実させると共に、経済的支援を一体として実施する。 また、出生届出後の子育て家庭に対し、県からのお祝いメッセージ付きで、祝金を支給する。(祝金はR5から実施)  【令和5年度実施状況】 妊娠の届出をした妊婦3,848人、出生した児童の養育者3,052人に対し、出産・子育て応援給付金を支給した。 令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者6,897人に対し、あきた出産おめでとう給付金を支給した。	206,967	239,540	
	健康福祉部 障害福祉課	すこやか療育支援事業	障害児通所支援事業を利用する子育て家庭に児童発達支援等援助費等として助成を行う市町村に対し、その経費の1/2を助成する。	1,168	1,016	

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
②	子育て世帯への経済的支援の実施	健康福祉部 健康づくり推進課 課 医療室	福社医療費等助成事業	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中高生等に対して医療費の助成を行う。  【令和5年度実施状況】 71,343人に対して、医療費自己負担額の全額又は一部を助成した。	864,029	1,011,834
		建設部 建築住宅課	秋田県住宅リフォーム推進事業	子育て世帯の持ち家のリフォーム・増改築工事について20%上限40万円を補助する。子育て世帯が購入した空き家のリフォーム・増改築工事について30%上限60万円を補助する。  【令和5年度実施状況】 子どもも暮らしやすい居住環境の確保を図るため、子育て世帯のリフォーム・増改築工事を支援した。(596件:子育て世帯(持ち家型)509件、子育て世帯(中古住宅購入型)87件)	193,535	199,800
③	父親の育児参画の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	男女共同参画センター管理運営事業(学習・研修機会の提供に関する業務)	男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。  【令和5年度実施状況】 県内3センターにて、計6回の研修会を開催した。	—	—
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	家族で取り組む楽しく(らくたの)家事・育児支援事業	家族で楽しみながら家事や育児に取り組む環境を整備するため、効率的な家事の手法を学ぶセミナーや、父親同士の交流会等を開催する。  【令和5年度実施状況】 男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向け、男性の家事・育児参画を促進するための企業や家族を対象としたセミナーを開催した。 ・開催地区…5地区 参加者数87名 ・ハサクルやアクティバ遊び得意とする団体によるお父さんと子どもを対象に交流会を開催した。 ・開催回数…8回 参加家族数68組 参加者数176名	2,476	3,808
乳 幼 児 期	④ 地域における子育て支援の充実	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	子育て家庭を社会で支える気運醸成事業	あきた子育てふれあいカード協賛店のうち、カード利用者から高い評価を得ている店舗・企業を表彰する。  【令和5年度実施状況】 「あきたの結婚・子育て応援情報Webサイトいっしょねっと。」のあきた子育てふれあいカード優良協賛店アワード投票ページからの得票が多かった5店舗を優良協賛店として選考し表彰した。	77	92
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	子育て支援団体の地域ネットワークづくり支援事業	県北・中央・県南の3地域につくられた子育て支援団体の地域ネットワーク組織の活動状況周知のための情報発信と子育て支援団体や市町村との連携強化のための相談対応、団体のマッチングを行うほか、相互支援のための機会を提供する。  【令和5年度実施状況】 令和5年度は、3地区で形成された地域ネットワークに参画する10団体の活動動画を作成し、SNS、ウェブサイト等に掲載し情報発信力の強化を図った。 また、SNS等の情報発信の方法や保育留学の現状を学ぶワークショップや自主イベントの開催、被災した子育て世帯への支援などが主体的に行われた。(令和5年度終了)	1,625	—
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	市町村子ども・子育て支援事業	「乳児家庭全戸訪問事業」や「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援事業を実施する市町村に対して、その経費の1/3を助成する。  【令和5年度実施状況】 「乳児家庭全戸訪問事業」や「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援事業を実施する市町村の事業費に対して助成した。(県内24市町村に対して助成)	170,385	212,575
		健康福祉部 保健・疾病対策課	妊娠・出産包括支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成を図る。  【令和5年度実施状況】 秋田県助産師会に委託 令和5年度母子保健コーディネーター研修会 対象者:母子保健に携わる関係者等(看護師、保健師、助産師、保育士) 第1回内容:「リスクの少ない母子の産後のサポート」 参加者30名 第2回内容:「ハイリスク母子の産後のサポート」 参加者40名	550	550
		教育庁 幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	全ての子育て家庭を支援するため、市町村が地域の実情に応じて行う各種の取り組みを支援し、子どもを産み・育てる環境の充実強化を図る。  【令和5年度実施状況】 一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業を実施する延べ501施設に対し助成したほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業として衛生用品等を購入した3施設に対し助成した。	307,898	385,638
⑤	一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。  【令和5年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組む中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。 (企業訪問件数: 延べ631社、アドバイザー派遣件数: 140社)	18,838	13,489

#### 乳幼児期 <施策3> 要保護児童等への支援

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
①	児童虐待防止対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福社課	子ども虐待防止対策事業	児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行う。  【令和5年度実施状況】 児童虐待防止月間の11月に、ポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、虐待防止のイメージカラーであるオレンジにライトアップを行った。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。	54,918	41,727

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
② 障害のある子どもへの支援	健康福祉部障害福祉課	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4カ所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内7カ所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	44,087	43,227
	健康福祉部障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う医療療育センターの安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	929,110	976,558
	健康福祉部障害福祉課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。 【令和5年度実施状況】 177件	2,339	2,553
	健康福祉部保健・疾病対策課	小児慢性特定疾患医療費助成事業	小児慢性特定疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費を助成する。 【令和5年度実施状況】 令和6年3月31日時点受給者証所持者:511人(秋田市除く。)	89,853	101,565
	教育庁特別支援教育課	切れ目ない支援体制充実促進事業	特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後に至るまでの切れ目ない支援体制促進するため、個別の教育支援計画の活用による校(園)内支援体制の機能向上及び関係機関との連携推進、保護者等に対する特別支援教育への理解促進を図る。	670	1,142
③ 発達障害のある子どもへの支援	健康福祉部障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	1,119	1,840
	健康福祉部障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。(予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) 【令和5年度実施状況】 相談件数2,354件	—	—
乳幼児期	④ 社会的養護体制の充実	健康福祉部地域・家庭福祉課	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスターイング)事業を行う。 【令和5年度実施状況】 県内23会場で広報ポスター展示、1カ所で普及啓発イベントを開催、28カ所で啓発物の配布、各種団体・個人に対する説明会は79回開催(計356名参加)。里親研修(登録)は、県北、県央、県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。 全里親対象のスキルアップ研修を県内3会場で26回開催(計240名参加)。	19,176	25,763

#### 乳幼児期 <施策4> 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① ひとり親家庭への支援	健康福祉部地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。 【令和5年度実施状況】 就業、生活、福祉制度等相談件数:770件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,388
② DV対策の推進	健康福祉部地域・家庭福祉課	女性福祉費	子ども・女性・障害者相談センターを中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。 【令和5年度実施状況】 子ども・女性・障害者相談センター及び各県福祉事務所にて受付たDV相談件数:740件一時保護対象者のうちDV被害者 16名(全体の57.1%) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に児童虐待防止と共同でポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、DV防止のイメージカラーであるパープルにライトアップを行った。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	51,778	58,347
③ 子どもの貧困対策の推進	健康福祉部地域・家庭福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきた子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行ふ。 【令和5年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2カ所27名利用) 子どもの未来応援居場所づくり等支援事業(補助1団体、あきた子ども応援ネットワークへのコーディネーター配置による連携促進・広報啓発等の実施)	13,862	12,459

学童期 <施策1> 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	【令和5年度実施状況】 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが38クラブに計42回訪問。所管の市町村行政担当者へ11市町村・21回の訪問、同じく総合型クラブや行政担当者から構成される各市町村の地域連絡協議会へ3地区各1回訪問した。 総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催(参加者66名)して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。	3,521	4,891	
	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	ICTを活用したスポーツ活動推進事業	【令和5年度実施状況】 指導者派遣等によるスポーツ実施率の向上を目指した取組では、職場へ5回の派遣で計531人の参加、地域のサークル等へ37回の派遣で625人の参加、プロスポーツの試合会場へ5回の派遣で360人の参加があり、延べ47回で1,516人の運動教室参加があった。 WEB配信による運動機会の提供では、「元気アップ運動認定指導者」によるストレッチや筋力トレーニング、有酸素運動の動画17本(R4は11本作成)がYouTube上で計4,339回再生されている。	4,168	4,566	
	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	スポーツのすそ野拡大事業	【令和5年度実施状況】 子どもの運動機会拡充事業として小3～小6を対象に能力測定会とスポーツ体験会を実施。129名が参加。 なお、この事業は中学生を対象とした競技適正トライアル事業と合同開催した。	2,046	2,101	
	教育庁 保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	【令和5年度実施状況】 県内3地区で連絡協議会を開催し、計281名が参加した。	39	29	
学童期	② 食育の推進	健康福祉部 健康づくり推進課	食の国あきた推進事業	【令和5年度実施状況】 「食の国あきた」推進会議を開催し、第4期秋田県食育推進計画に基づく取組状況等に関する協議を行うほか、地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換を行う。	48	202
		教育庁 保健体育課	学校食育リーダー育成事業	【令和5年度実施状況】 「食の国あきた」推進会議を開催し、第4期秋田県食育推進計画に基づく取組状況等に関する協議を行ったほか、地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換等を行った。	0	88

学童期 <施策2> 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 家庭教育支援体制の充実	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(家庭教育支援)	地域人材がチームで家庭教育に関する学習機会の提供や相談活動等を行うことにより、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを推進する。  【令和5年度実施状況】 家庭教育支援者養成講座を4回実施、計165名参加 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	51,154 (総合推進事業の内数)	60,713 (総合推進事業の内数)
② 地域教育支援体制の充実	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(協働活動・放課後子ども教室)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。  【令和5年度実施状況】 協働活動 24市町村(102本部)で実施 地域学校協働活動推進員・地域連携担当教職員等研修会を4回実施、計309名参加 放課後子ども教室 18市町村(112教室)で実施 放課後支援者研修会 北、中央、南各地区で計6回実施、計394名参加 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	51,154 (総合推進事業の内数)	60,713 (総合推進事業の内数)
③ 家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進	教育庁 生涯学習課	“あい”で見守る！あんしんネット構築事業	子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。  【令和5年度実施状況】 運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットバトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(23市町村において、74回実施) 低年齢化対応講座の実施(9市町村での実施)	4,902	4,629
④ 父親の育児参加の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	男女共同参画センター管理運営事業(学習・研修機会の提供に関する業務)(再掲)	男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。  【令和5年度実施状況】 県内3センターにて、計6回の研修会を開催した。	—	—

## 学童期 &lt;施策3&gt; 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 安全・安心なまちづくり支援	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	<p>地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。</p> <p>防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。</p> <p>地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>情報紙「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯活動優良5団体を表彰した。</p> <p>防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、美の国ホームページに掲載し事業者等への周知を図った。</p> <p>「子ども110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。</p>	7,265	8,100
	警察本部 生活安全企画課 人身安全対策課	子どもの安全対策	<p>児童、生徒を対象とした防犯教室や不審者侵入対応訓練により、自己防衛意識の向上を図るほか、「子供110番の家」設置者等に対するステッカーの配布や研修会の開催により、子供の避難先の確保に努める。また、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した合同点検や見守り活動を強化し、子供の安全を確保するための対策を推進する。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>小・中・高校における防犯教室等(不審者侵入対応訓練を含む。)を350回実施し、49,686人の児童・生徒が講習や訓練を受けた。また、「子供110番の家」研修会を14回実施し、171人が研修を受け、子供の安全対策を促進した。</p>	215	220
③ インターネットセーフティの推進	教育庁 生涯学習課	“あい”で見守る！あんしんネット構築事業 (再掲)	<p>子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットバトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(23市町村において、74回実施) 低年齢化対応講座の実施(9市町村での実施)</p>	4,902	4,629

## 学童期 &lt;施策4&gt; 要保護児童への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
学童期	① 障害のある子どもへの支援	健康福祉部 障害福祉課	障害児等療育支援事業 (再掲)	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4カ所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内7カ所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	44,087	43,227
		健康福祉部 障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 (再掲)	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う医療療育センターの安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	929,110	976,558
		健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	331	332
	教育庁 特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	<p>通常の学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、実践研修等の教職員研修により教育的支援の充実を図る。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>通常の学級実践研究 46校 98人 通級による指導実践研修 12校 12人 特別支援学級実践研修 107校 151人</p>	1,458	1,542	
② 発達障害のある子どもへの支援	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会 (再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	1,119	1,840	
	健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)	—	—	
	教育庁 特別支援教育課	切れ目ない支援体制充実促進事業 (再掲)	特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後に至るまでの切れ目ない支援体制促進するため、個別の教育支援計画の活用による校(園)内支援体制の機能向上及び関係機関との連携推進、保護者等に対する特別支援教育への理解促進を図る。	670	1,142	
③ 児童虐待防止対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子ども虐待防止対策事業 (再掲)	<p>児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行う。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>児童虐待防止月間の11月に、ポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、虐待防止のイメージカラーであるオレンジにライトアップを行った。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。</p>	54,918	41,727	
	警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業	<p>児童虐待の早期発見のための相談受理活動のほか、地域社会への児童虐待防止を図るための広報啓発活動を行う。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>被害児童505人に係る293件の児童虐待及びおそれのある事案を認知し、306人を児童相談所に通告、児童虐待関連の相談を16件受理した。 また、乳幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。</p>	16,731	190	

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度 決算額 (千円)	令和6年度 予算額 (千円)
学 童 期	④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進	警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るために広報啓発活動を推進する。  【令和5年度実施状況】 情報モラル教室396回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動71回実施したほか、警察署等でサイト閲連の相談を68件受理した。	377	291
		警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るために広報啓発活動を行う。  【令和5年度実施状況】 学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を556回実施したほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るためのサイバーパトロール及び広報啓発活動を実施した。	16,731	190
	⑤ 社会的養護体制の充実	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	家庭養護推進体制整備事業 (再掲)	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスターイング)事業を行う。  【令和5年度実施状況】 県内23会場で広報ポスター展示、1カ所で普及啓発イベントを開催、28カ所で啓発物の配布、各種団体・個人に対する説明会は79回開催(計356名参加)。里親研修(登録)は、県北、県央、県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。 全里親対象のスキルアップ研修を県内3会場で26回開催(計240名参加)。	19,176	25,763
		健康福祉部 地域・家庭 福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 (再掲)	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。  【令和5年度実施状況】 就業、生活、福祉制度等相談件数:770件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,388
	⑦ DV対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	女性福祉費 (再掲)	子ども・女性・障害者相談センターを中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。  【令和5年度実施状況】 子ども・女性・障害者相談センター及び各県福祉事務所にて受付たDV相談件数:740件一時保護対象者のうちDV被害者 16名(全体の57.1%) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に児童虐待防止と共同でポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、DV防止のイメージカラーであるパープルにライトアップを行った。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	51,778	58,347
		健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (再掲)	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきだ子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行う。  【令和5年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2カ所27名利用) 子どもの未来応援居場所づくり等支援事業(補助1団体、あきだ子ども応援ネットワークへのコーディネーター配置による連携促進・広報啓発等の実施)	13,862	12,459

## 義務教育期 &lt;施策1&gt; 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① ふるさと教育の推進	教育庁 義務教育課	(ふるさと教育に関する取組)	ふるさと教育を、本県の全ての校種で取り組む「学校教育共通実践課題」として位置付け、各学校の教育活動において地域の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識せるとともに、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませる。  【令和5年度実施状況】 各学校等におけるふるさと教育をパックアップし、子どもたちが地域の活性化等に参画する意欲・態度を育む。 各学校においては、創意工夫を凝らしながら、それぞれのふるさと教育全体計画等に基づき、校種間連携並びに家庭、地域等との連携・協働を重視したふるさと教育が進められている。	—	—
② 確かな学力の定着	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校・中学校及び義務教育学校に臨時講師・非常勤講師を配置する。  【令和5年度実施状況】 小学校35校・中学校43校において、臨時講師59人、非常勤講師69人を配置した。	539,227	551,560
	教育庁 義務教育課	ICTを活用した秋田の教育力向上事業【R5終了】	ICTを活用した授業改善の実践的な調査研究と、検証改善委員会での取組の検証、オンライン・ミーティングによる成果の波及など、本県教育のICT化を一体的にに行うことで、1人1台端末環境における新しい「秋田の探究型授業」の構築に取り組む。  【令和5年度実施状況】 県内の小・中学校6校(モデル校)における実践的調査研究を支援するとともに、本事業推進に係る検証改善委員会によるモデル校の取組の検証・分析を行った。 また、県内の学校におけるICTを活用した授業実践等をオンライン・ミーティングで県内及び全国に情報発信した。	25,410	—
	教育庁 義務教育課	ICTを活用した授業力向上事業【R6新規】	県内の3校をモデル校として指定し、ICTの活用と授業力向上を両輪として進める授業改善に向けた実践的調査研究を行い、その成果を県内各学校へ発信し普及を図ることで、より質の高い「秋田の探究型授業」の継承・発展に取り組む。	—	1,845
③ 多様な体験活動の推進	教育庁 生涯学習課	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	豊かな人間性を育む体験活動をより一層推進とともに、本県が最重点の教育課題の一つとして位置付けている、「問い合わせを発する子ども」の育成や、教科指導の基盤となる人間関係づくり・コミュニケーション能力の向上等に資する体験活動モデルを構築し、その普及・活用を図る。  【令和5年度実施状況】 体験活動支援員の配置(大館、保呂羽山、岩城各1名) PAエレメントの保守点検及び修繕	3,327	3,899
④ 環境・自然保護活動の推進	生活環境部 温暖化対策課	地域の環境活動支援事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境問題に関する知識の普及を図る。  【令和5年度実施状況】 派遣回数:37回(延べ参加者数629名)	1,069	1,125
	生活環境部 温暖化対策課→R6から 環境整備課	海洋環境体験学習イベント	小学生の親子を対象にして、海を守る心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした体験型学習イベントを実施する。  【令和5年度実施状況】 令和5年7月28日(土)~29日(日)男鹿市(GAO、戸賀海水浴場) 参加者:1日目34組74人、2日目32組74人、計66組148人	3,060	3,070
	生活環境部 温暖化対策課	学校・こどもエコクラブへの環境教育支援	県内の学校10校を環境教育支援校として指定し、環境学習、環境保全活動に係る器具等を提供する。 こどもエコクラブ(3歳児から高校生まで誰でも参加できる環境活動クラブ)の登録人数の増加を図るとともに、活動意欲を喚起する。 県内の小中学校、高等学校、特別支援学校、大学等12校を対象に、SDGsのうち気候変動など環境関連のゴールをテーマにした講義を講師派遣して実施する。  【令和5年度実施状況】 県内10校(小中学校、高校、特別支援学校)に環境教育資器材を提供した。「こどもエコクラブ活動報告集」を作成し、県内の全幼稚園・保育所・小中学校等に配布した。こどもエコクラブの登録クラブ数40、登録メンバー数3,923名となつた。 県内の学校(小中学校、高校、大学)10校に講師派遣を行い、「SDGsと環境」をテーマに講義を実施した。	1,590	1,437
	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコフェス	県民、事業者、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる機会を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。  【令和5年度実施状況】 開催日時 令和5年9月2日(土)~3日(日) 会 場 アゴラ広場、バス停広場、秋田駅前大屋根通り、 ファンテAKITA6F、ANAクラウンプラザホテル秋田 来場者数 27,000人	6,000	8,100
	生活環境部 自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした小学生向け自然体験教室を4回開催する。  【令和5年度実施状況】 白神体験塾(自然体験教室)を開催し、80名の参加があった。	2,246	2,323
	生活環境部 自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。 また、随時、工作体験等を行える環境を整える。  【令和5年度実施状況】 自然観察会、体験教室等を15回開催し、274名の参加があった。	6,546	6,546
	生活環境部 自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,781	6,781

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
④ 環境・自然保護活動の推進	生活環境部 自然保護課	秋田県生物多様性地域戦略 推進事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、宿泊型環境学習会を夏休み期間中に2回開催する。  【令和5年度実施状況】 奥森吉青少年野外活動基地宿泊型環境学習会を開催し、13家族29名の参加があった。	1,839	1,772	
	農林水産部 森林環境保全課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、各事業主体において森林環境学習や森林作業体験等を行う。  【令和5年度実施状況】 53団体が事業を活用し森林環境学習や森林作業体験等を実施し、参加者は5,186人であった。	12,077	18,013	
⑤ 読書活動の推進	観光文化スポーツ部 文化振興課	地域読書活動推進事業	子供たちの身近な場所での読書環境づくりや、大人による読み聞かせを促進するため、県民から寄贈された絵本や児童書を手入れした上で、保育所や医療機関等に配置し、子供たちへ読書の楽しさをリレーする。  県と市町村が協働して県民の読書活動を推進するため、県民の読書環境の充実に向けた意見交換や優良事例の共有を行う全体会議を開催する。  【令和5年度実施状況】 「読んだッチ・リレー文庫」事業を実施し、57名の県民から絵本等574冊の寄贈を受け、保育所や放課後児童クラブ等28か所に提供することにより、子供たちの読書環境の充実を図った。	2,131	2,980	
	教育庁 生涯学習課	つながり、広げる子どもの読書 応援事業	子どもも本をつなぐ人材を継続的に育成・支援とともに、身近な読書の場である学校図書館の活性化を図り、読書への関心を高める取組を実施する。  【令和5年度実施状況】 読書活動を推進する人材を育成するため、「読み聞かせボランティア養成講座」を県北、県央、県南3地区で開催し、89名（うち高校生63名）の参加があつた。  県内7か所において開催した「ビブリオバトル地区大会」では、中学生39名、高校生32名が出席し、お薦め本の魅力を発信した。 さらに、ビブリオバトル地区大会を勝ち抜いた13名の中高生による「ビブリオバトル秋田県大会」では、発表者が延べ200名ほどの観覧者に読書の魅力を発信したほか、開催後に県大会の様子を動画配信し、読書活動の推進に努めた。 なお、令和5年度の秋田県大会中学生の部でチャンピオンとなった生徒が全国大会で決勝大会（6名）に進出した。	1,600	1,789	
⑥ 心の教育の推進	健康福祉部 保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える 事業	モデル校においてSOSの出し方教育の授業を行い、その結果に検討を加え、秋田県における「SOSの出し方教育」の基本スタイルを研究するとともに、普及を図る。また、教職員等を対象に児童・生徒が出したSOSに気付き、受け止め、寄り添い、必要な支援に繋ぐために必要な知識を学ぶ研修を実施する。  【令和5年度実施状況】 中高生へのSOSの出し方教育：中学4校、高校2校（645人）	7,268	6,714	
	教育庁 義務教育課	生徒指導総合支援事業	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。  【令和5年度実施状況】 101中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・2教育事務所出張所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和5年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが12,618回、同じくスクールソーシャルワーカーが10,725回、すこやか電話が197回、SNS相談がのべ8回であった。スクールソーシャルワーカーへの相談回数が、大幅に増えている。	79,159	82,929	
⑦ 障害者理解の促進	教育庁 特別支援教育課	(学校教育の指針)	通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を通して、障害への正しい理解と認識を深め、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指す。  【令和5年度実施状況】 学校教育の指針の「全教育活動を通して取り組む教育課題」の特別支援教育のページ数を増やし充実させた。	—	—	

#### 義務教育期 <施策2> 小・中学校の連携の推進

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	教育庁 義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなどして、基本的な生活習慣や学習習慣の定着のための取組や望ましい教育環境づくりについて、学校と家庭・地域が協力して進めることができるよう呼び掛ける。  【令和5年度実施状況】 学校教育の指針にICTを活用した教育の推進に係る重点事項を示し、各学校におけるICTの効果的な活用や情報モラル教育に関する指導を促進している。また、各市町村が進める児童生徒1人1台端末の効果的な活用を見据え、文部科学省の関連事業や学習教材等について、各小・中学校等に周知を図っている。	—	—
②	生徒指導の充実	教育庁 義務教育課	生徒指導総合支援事業 (再掲)	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。  【令和5年度実施状況】 101中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・2教育事務所出張所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和5年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが12,618回、同じくスクールソーシャルワーカーが10,725回、すこやか電話が197回、SNS相談がのべ8回であった。スクールソーシャルワーカーへの相談回数が、大幅に増えている。	79,159	82,929

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
③ 学習指導の充実	教育庁 義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Web・学習ポータルサイトの活用、理数才能育成プロジェクト等の事業により、学習指導の充実を図る。  【令和5年度実施状況】 学力向上支援Webにおいて単元評価問題を算数・数学で117単元、理科83単元、社会90単元を配信した。算数・数学については小学校90.3%、中学校の96.2%、理科については小学校89.8%、中学校の79.0%、社会については小学校89.2%、中学校の60.0%の学校が活用した。 また、学校訪問は、小・中学校へ8回、高等学校へ13回実施した。	4,392	6,154
④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	教育庁 特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業(再掲)	通常の学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、実践研修等の教職員研修により教育的支援の充実を図る。  【令和5年度実施状況】 通常の学級実践研究 46校 98人 通級による指導実践研修 12校 12人 特別支援学級実践研修 107校 151人	1,458	1,542
	教育庁 特別支援教育課	切れ目ない支援体制充実促進事業(再掲)	特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後に至るまでの切れ目ない支援体制促進するため、個別の教育支援計画の活用による校(園)内支援体制の機能向上及び関係機関との連携推進、保護者等に対する特別支援教育への理解促進を図る。	670	1,142
⑤ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進	教育庁 義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育を通して、秋田県の子どもたちが県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。  【令和5年度実施状況】 キャリア教育を通して、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り拓いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育むために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用している。 令和5年度末時点で487企業等のデータを掲載しており、機会を捉えて学校等に周知を図っている。	—	—

#### 義務教育期 <施策3> 学校・家庭・地域の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
義務教育期	教育庁 義務教育課	ICTを活用した秋田の教育力向上事業【R5終了】(再掲)	ICTを活用した授業改善の実践的な調査研究と、検証改善委員会での取組の検証、オンライン・ミーティングによる成果の波及など、本県教育のICT化を一体的に行うことで、1人1台端末環境における新しい「秋田の探究型授業」の構築に取り組む。	25,410	—
		ICTを活用した授業力向上事業【R6新規】(再掲)	県内の3校をモデル校として指定し、ICTの活用と授業力向上を両輪として進める授業改善に向けた実践的調査研究を行い、その成果を県内各学校へ発信し普及を図ることで、より質の高い「秋田の探究型授業」の継承・発展に取り組む。		
	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(協働活動)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。  【令和5年度実施状況】 24市町村(102地域学校協働本部)で協働活動を実施 県は、運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修会開催、市町村の地域学校協働活動本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	51,154 (総合推進事業の内数)	60,713 (総合推進事業の内数)
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(放課後子ども教室)	放課後には学校の余裕教室を活用し、地域住民の参画も得ながら児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供する。また、放課後児童クラブとの一体型運営を推進し、全ての児童へ安心・安全な居場所や学習活動・体験活動の場を提供する。  【令和5年度実施状況】 放課後支援者研修会 県内3地区で計6回開催 市町村事業支援 18市町村、112教室を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	51,154 (総合推進事業の内数)	60,713 (総合推進事業の内数)
③ 地域ぐるみの学校安全部制の整備・推進	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業(再掲)	地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。 防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。  【令和5年度実施状況】 情報紙「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯活動優良5団体を表彰した。 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、美の国ホームページに掲載し事業者等への周知を図った。 「子ども110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。	7,265	8,100
	教育庁 保健体育課	スクールガードリーダー配置	登下校の安全等のため、防犯についての専門性を有した者をスクールガード・リーダーとして市町村に配置し、各学校の定期巡回指導等を行う。また、スクールガード養成講習会や連絡協議会を開催する。  【令和5年度実施状況】 スクールガード・リーダー15名を10市町に配置した。 市町開催のスクール・ガード養成講座は3回実施され(参加者①28人②17人③27人)保健体育課職員を講師として派遣した。 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し(参加者17名)取組状況報告と情報共有を行った。	437	598

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
④ 子どもたちの規範意識の醸成	教育庁 義務教育課	(学校教育の指針)	<p>学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなどして、基本的な生活習慣や学習習慣の定着のための取組や望ましい教育環境づくりについて、学校と家庭・地域が協力して進めることができるよう呼び掛ける。</p> <p>【令和5年度実施状況】            校舎教育の指針に道徳教育の重点事項を示し、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して、組織的な道徳教育の充実及び家庭や地域社会との連携を促進している。            また、学識経験者、保護者、学校教育関係者等による県道徳教育推進協議会、全市町村の道徳教育関係者等を対象とした県道徳教育パワーアップ協議会を開催した。</p>	—	—

#### 義務教育期 <施策4> いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
義務教育期	① いじめ防止対策の推進	教育庁 義務教育課	生徒指導総合支援事業 (再掲)	<p>スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。</p> <p>【令和5年度実施状況】            101中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・2教育事務所出張所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。            また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和5年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが12,618回、同じくスクールソーシャルワーカーが10,725回、すこやか電話が197回、SNS相談がのべ8回であった。スクールソーシャルワーカーへの相談回数が、大幅に増えている。</p>	79,159	82,929
	② 不登校対策の推進	教育庁 高校教育課	スペース・イオ	<p>県内4か所のスペース・イオにおいて、不登校やその傾向にある小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象として居場所を提供するとともに、個別の学習指導や臨床心理士等によるカウンセリングを実施する。</p> <p>【令和5年度実施状況】            令和5年3月末における児童生徒活用状況は、スペース・イオ(72名)、よこて(19名)、おおだて(7名)、かくのだて(15名)である。</p>	34,802	38,700
	③ 教育相談環境の整備	教育庁 義務教育課	生徒指導総合支援事業 (再掲)	<p>スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。</p> <p>【令和5年度実施状況】            101中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・2教育事務所出張所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。            また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和5年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが12,618回、同じくスクールソーシャルワーカーが10,725回、すこやか電話が197回、SNS相談がのべ8回であった。スクールソーシャルワーカーへの相談回数が、大幅に増えている。</p>	79,159	82,929

## 思春期 &lt;施策1&gt; 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業 (再掲)	ライフステージに応じて、安心して地域でスポーツ活動を行うための環境づくりを推進し、県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動の充実を図るために、生涯スポーツ活動の基盤を整備する。 ・住民が主体的に参画できる地域のスポーツ環境の整備に向け、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進  【令和5年度実施状況】 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが38クラブに計42回訪問。所管の市町村行政担当者へ11市町村・21回の訪問、同じく総合型クラブや行政担当者から構成される各市町村の地域連絡協議会へ3地区各1回訪問した。 総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催(参加者66名)して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。	3,521	4,891
	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	ICTを活用したスポーツ活動推進事業(再掲)	「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツができるように、運動教室のWEB配信などのICTを活用した運動機会の提供と運動実施に対する興味喚起をはかり、スポーツ実施率の向上を目指す。  【令和5年度実施状況】 指導者派遣等によるスポーツ実施率の向上を目指した取組では、職場へ5回の派遣で計531人の参加、地域のサークル等へ37回の派遣で625人の参加、プロスポーツの試合会場へ5回の派遣で360人の参加があり、延べ47回で1,516人の運動教室参加があった。 WEB配信による運動機会の提供では、「元気アップ運動認定指導者」によるストレッチや筋力トレーニング、有酸素運動の動画17本(R4は11本作成)がYouTube上で計4,339回再生されている。	4,168	4,566
	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	スポーツのすそ野拡大事業	子どもが自身の運動能力の分析により競技適性を知るとともに、様々な競技の体験を通して、今後取り組むスポーツを選択する際の参考にしてもらい、子どもの運動機会を確保する。  【令和5年度実施状況】 競技適正トライアル事業として中1～中3を対象にスポーツ能力測定会とスポーツ体験会を実施。42名が参加。 なお、この事業は小学生を対象とした子どもの運動機会拡充事業と合同開催した。	2,046	2,101
	教育庁 保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会 (再掲)	児童生徒の「生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続する資質・能力の育成」及び「生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力の育成」並びに「体力の向上」を図るために、学校体育担当者連絡協議会を開催する。  【令和5年度実施状況】 県内3地区で連絡協議会を開催し、計281名が参加した。	39	29
② 心の健康づくり・自殺予防の推進	健康福祉部 保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業 (再掲)	モデル校においてSOSの出し方教育の授業を行い、その結果に検討を加え、秋田県における「SOSの出し方教育」の基本スタイルを研究するとともに、普及を図る。また、教職員等を対象に児童、生徒が出したSOSに気付き、受け止め、寄り添い、必要な支援に繋ぐために必要な知識を学ぶ研修を実施する。  【令和5年度実施状況】 中高生へのSOSの出し方教育:中学4校、高校2校(645人)	7,268	6,714
	教育庁 保健体育課	心の健康づくり相談事業	多様化・複雑化する子どもたちの心身の健康課題に適切な対応ができるよう精神科相談医を委嘱するとともに、相談活動や研修を行うことにより教職員の資質能力の向上を図る。  【令和5年度実施状況】 県内3地区で「心の健康づくり相談会」を開催したほか、県立学校対象を1回実施し、計26名が参加した。そのほか、個別相談を10件実施した。	791	804
③ 性教育の推進	健康福祉部 保健・疾病対策課	女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性を対象とした各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談支援を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るほかメンタルケアやカウンセリングなどの相談支援を実施する。 また、電話や面接では相談しにくい若年妊娠婦等が気軽にSNSで相談できる専用窓口を開設するほか、特定妊娠等に対する産科同行や緊急一時的な居場所の確保等の支援を行う。  【令和5年度実施状況】 女性健康支援センター相談件数:LINE50件、電話57件、メール113件、面談5件 合計225件	7,031	7,031
	教育庁 保健体育課	性に関する指導事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる児童生徒を育成することを目的に、教育活動全体を通じて指導する。また、医師等の専門家を学校に派遣した性教育講座等を実施する。  【令和5年度実施状況】 中学校45校、高等学校18校、特別支援学校5校、計68校で性教育講座を開催した。  「性に関する指導」指導者研修会は小学校30名、中学校20名、高等学校48名、特別支援学校13名、新規採用養護教諭9名、計120名の参加があった。	719	851
④ 薬物乱用防止教育等の推進	健康福祉部 医務薬事課	薬物乱用防止事業	中高生の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催、「ダメ。ゼッタイ。」普及・運動、啓発ポスター・コンテスト等を実施する。  【令和5年度実施状況】 薬物乱用防止指導員(薬剤師等)及び保健所職員が学校において講演を88回実施し、計6,003人の参加があったほか、中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスター・コンテストを実施したところ24校124作品の応募があり、優秀作品26作品についてばらばらに展示了した。	222	220
	教育庁 保健体育課	薬物乱用防止教育指導者育成事業	児童・生徒が発達段階に応じた薬物乱用による心身及び社会への影響等についての理解を通して、適切な意思決定と行動選択ができる資質・能力を身に付けることができるよう、各学校における指導者の資質向上を図るとともに、薬物乱用防止教室の充実を推進する。  【令和5年度実施状況】 小学校29名、中学校22名、高等学校45名、特別支援学校12名、関係機関9名、計117名の参加があった。	14	35

## 思春期 &lt;施策2&gt; 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 学校教育の充実	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業 (再掲)	少人数学級及び少人數授業のため、県内の公立の小学校・中学校及び義務教育学校に臨時講師・非常勤講師を配置する。  【令和5年度実施状況】 小学校35校・中学校43校において、臨時講師59人、非常勤講師69人を配置した。	539,227	551,560
	教育庁 高校教育課	秋田県高等学校学習状況調査	進路志望、学習意欲、学習理解に関する現状等を把握し、その結果を分析することにより、各校における学習指導の改善・充実につなげるとともに、授業改善の方向性を定め、高校教育の質の保証を図る。  【令和5年度実施状況】 県内すべての県立、市立、私立高校の全日制及び定時制(57校)1年生6,506名、2年生6,574名に調査を実施した。	—	—
	教育庁 高校教育課	キャリア設計e-ミーティング	高校1年生を対象に、地域資源とICTを活用した各種ガイダンス(大学教員等によるパネルディスカッション、学問別ガイダンス、起業家による講話等)を実施し、録画した動画を12校、1,214名が視聴した。	122	714
	教育庁 高校教育課	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	最新のICT教材やIT専門人材を活用した教育を推進し、これからデジタル社会で活躍するために必要とする論理的思考力、提案力、課題解決能力などの資質・能力を身に付けた人材を育成する。  【令和5年度実施状況】 県内すべての県立高校に情報Iオンライン教材を導入した。普通高校10校(花輪(鹿角)・大館国際情報学院・能代松陽・秋田北・新屋・仁賀保・大曲・横手城南・湯沢・羽後)にデジタル探究コースを設置した。専門学科を有する高等学校にポケットWi-Fiを配付し、実習棟などにおいても情報活用能力の育成を図った。	50,856	38,090
② 多様な体験活動の推進	産業労働部 産業政策課 デジタルインバーション戦略室	拡大版「秋田DXクラブ」推進事業【R5終了】	中高生を対象にデザイン思考やプログラミング等を学ぶ短期集中研修の開催および、高校生のクラブ活動等において、県内情報関連企業の技術的サポートを得ながら、情報通信技術を活用して身近な課題の解決に取り組む。  【令和5年度実施状況】 中高生向けIT教育プログラム「Akitaデジタルキャンプ」を3日間に渡り開催し、39人が参加した。 また、能代松陽高等学校、由利工業高等学校、美術大学附属高等学校、秋田クラーク高等学院の4校において、県内情報関連企業の支援を受けながら、情報通信技術を活用した課題解決に取り組んだ。全校合わせて35人の生徒がクラブ活動に参加、企業から学校へ81回の支援を行った。	6,210	—
	教育庁 生涯学習課	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業 (再掲)	豊かな人間性を育む体験活動をより一層推進とともに、本県が最重点の教育課題の一つとして位置付けている、「問い合わせる子ども」の育成や、教科指導の基盤となる人間関係づくり・コミュニケーション能力の向上等に資する体験活動モデルを構築し、その普及・活用を図る。  【令和5年度実施状況】 体験活動支援員の配置(大館、保呂羽山、岩城各1名) PAエレメントの保守点検及び修繕	3,327	3,899
③ 環境・自然保護活動の推進	生活環境部 温暖化対策課	学校・こどもエコクラブへの環境教育支援 (再掲)	県内の学校10校を環境教育支援校として指定し、環境学習、環境保全活動に係る器具等を提供する。 こどもエコクラブ(3歳児から高校生まで誰でも参加できる環境活動クラブ)の登録人数の増加を図るとともに、活動意欲を喚起する。 県内の小中学校、高等学校、特別支援学校、大学等12校を対象に、SDGsのうち気候変動など環境関連のゴールをテーマにした講義を講師派遣して実施する。	1,590	1,437
	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコフェス (再掲)	県民、事業者、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる機会を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。  【令和5年度実施状況】 開催日時 令和5年9月2日(土)~3日(日) 会場 アゴラ広場、バス停広場、秋田駅前大屋根通り、 フォンテAKITA6F、ANAクラウンプラザホテル秋田 来場者数 27,000人	6,000	8,100
	生活環境部 自然保護課	白神山地環境教育推進事業 (再掲)	白神山地をフィールドにした小学生向け自然体験教室を4回開催する。  【令和5年度実施状況】 白神体験塾(自然体験教室)を開催し、80名の参加があった。	2,246	2,323
	生活環境部 自然保護課	環境と文化のむら管理事業 (再掲)	五城町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。  【令和5年度実施状況】 自然観察会、体験教室等を15回開催し、274名の参加があった。	6,546	6,546
	生活環境部 自然保護課	自然ふれあい施設管理事業 (再掲)	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,781	6,781
	生活環境部 自然保護課	秋田県生物多様性地域戦略推進事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、宿泊型環境学習会を夏休み期間中に2回開催する。  【令和5年度実施状況】 奥森吉青少年野外活動基地宿泊型環境学習会を開催し、13家族29名の参加があった。	1,839	1,772

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	農林水産部 森林環境保全課	森林環境学習活動支援事業 (再掲)	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、各事業主体において森林環境学習や森林作業体験等を行う。  【令和5年度実施状況】 53団体が事業を活用し森林環境学習や森林作業体験等を実施し、参加者は5,186人であった。	12,077	18,013
④ 地域とともにある学校づくり	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(地域学校協働本部)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。  【令和5年度実施状況】 24市町村(102地域学校協働本部)で協働活動を実施 県は、運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修会開催、市町村の地域学校協働活動本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	51,154 (総合推進事業の内数)	60,713 (総合推進事業の内数)
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	ライフプランニング学習推進事業	小学生・中学生・高校生それぞれの発達段階に応じた副読本を作成し、本県の魅力、働くこと、家庭を築くこと、男女共同参画の重要性等について、学び考える機会を提供する。  【令和5年度実施状況】 小学生・中学生・高校生それぞれの発達段階に応じて、自らのライフプランを考えるきっかけづくりを行う副読本を作成し、配付した。	1,705	1,831

思春期 <施策3> ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の養成

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① ふるさとへの愛着の醸成	教育庁 義務教育課	(ふるさと教育に関する取組を記載) (再掲)	ふるさと教育を、本県の全ての校種で取り組む「学校教育共通実践課題」として位置付け、各学校の教育活動において地域の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識させるとともに、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませる。  【令和5年度実施状況】 各学校等におけるふるさと教育をバックアップし、子どもたちが地域の活性化等に参画する意欲・態度を育む。 各学校においては、創意工夫を凝らしながら、それぞれのふるさと教育全体計画等に基づき、校種間連携並びに家庭、地域等との連携・協働を重視したふるさと教育が進められている。	—	—
	教育庁 高校教育課	ふるさと人材・地域づくり推進事業「持続可能な地域づくり充実充実事業」	各学校が特別活動や総合的な学習(探究)の時間、部活動等において、SDGsの目標との関連を意識した、地域社会との結び付きを強化するための取組を推進し、地域連携や学校間連携を通じたキャリア教育を実践する。  【令和5年度実施状況】 20校で25テーマについて各校の特色ある学習課題を設定し取り組んだ。 主なテーマ:「藍絞り染め」の講習、「地域の食文化」の講習、「あぐり交流プロジェクト」など。	820	1,069
③ 国際交流の促進	教育庁 高校教育課	AKITAグローバル人材育成事業	小・中・高一貫した英語教育の推進により、異文化に対する理解の促進及び児童生徒の英語による発信力の強化を通して、複雑化するグローバル社会で活躍できる人材を育成する。  【令和5年度実施状況】 小学校3年生から高校3年生を対象としたイングリッシュキャンプを全15回実施し、計343名の児童生徒が参加した。 秋田県高校生即興型英語ディベート大会に15校75名が参加、e-Debate交流会に13校76名が参加し、英語による発信力及び論理的思考力の育成を図った。	115,178	130,457

思春期 <施策4> 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① ボランティア活動の促進	教育庁 高校教育課	ボランティア体験活動の充実	各種ボランティア活動等を通して、社会の一員であるということの自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し、自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育成する。  【令和5年度実施状況】 34校、6,042名が活動し、令和4年度より75名減少した。	—	—
② 文化活動の推進	教育庁 生涯学習課	秋田県青少年劇場	児童生徒に、優れた舞台芸術等の鑑賞機会を提供することにより、豊かな感受性を育み、情操の鍛錬を図る。(本事業は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象としている。)  【令和5年度実施状況】 小公演「連弾 RENDAN～1台のピアノと2人のピアニスト～」を8公演実施し、計11校の児童生徒及び職員計1,594人の参加があった。 演劇公演「ピーターパンとウェンディ」は、4公演実施し、計8校の児童生徒及び教員1,438人の参加があった。	944	954
③ 子ども・若者の「声」の反映	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成事業	7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行い、青少年の健全育成の機運を高める。(青少年育成秋田県民会議と共同開催)  【令和5年度実施状況】 7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行った。(応募県内34中学校、2,410作品) 令和5年9月7日に各地区予選大会を通過した中学生が日頃考えていることなどを発表する「わたしの主張2023秋田県大会」を開催し、最優秀者等を表彰した。	1,079	1,279

## 思春期 &lt;施策5&gt; 社会への旅立ちの支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 職業意識の形成支援	あきた未来創造部 移住・定住促進課	高校生県内就職率UP事業	高校の早い段階から県内企業を知る機会を提供するため、高校1年生を対象とした地元企業見学会やガイダンス等を実施するほか、県内企業への理解を深めるため、高校2年生を対象とした企業説明会を地域振興局ごとに開催する。また、各地域振興局に「若者定着支援員」を配置し、企業訪問による高卒求人の開拓、各高校に対する情報提供等を行う。  【令和5年度実施状況】 高校1年生を対象とした「トップが語る秋田の企業（職場見学・経営者講話・企業ガイダンス）」を各校独自の取組も含めて県内の全高等学校で実施した。 高校2年生を対象とした「秋田の企業魅力発信強化事業（企業合同説明会）」を県内8地域で開催した。 「若者定着支援員」による企業訪問実績は延べ2,780件。	29,268	36,653
	健康福祉部 長寿社会課	学校連携による介護の仕事の魅力発見事業 (R6からは下記「カイゴのイメージアップ事業」に統合)	人手不足が懸念される介護人材の安定的な確保に向け、介護の仕事の魅力を発見しイメージ向上を図るために、中学・高校等を対象に介護ロボットの操作体験会を開催する。  【令和5年度実施状況】 中学・高校等合わせて23校で開催し、生徒781人の参加があった。	5,879	—
	健康福祉部 長寿社会課	カイゴのイメージアップ事業 【R6新規】	介護職に対するネガティブなイメージが根強く、若年層を中心に新たな介護職への参入の妨げになっていることから、現場で働く介護職員等による情報発信を中心として、これまでのイメージを払拭し、介護職に憧れるような情報発信を行う。	—	9,859
	農林水産部 農林政策課	農村青少年総合技術研修事業	農業関係高校生を対象に、就農啓発のための農業体験インターンシップや、現地研修、農業者との意見交換会等を実施する。  【令和5年度実施状況】 農業体験インターンシップの実施 2回 就農啓発セミナー 13回	558	845
	教育庁 高校教育課	ふるさと企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気に取り組んでいる優れた企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起する。  【令和5年度実施状況】 39校でのふるさと企業紹介を実施し、12校は企業ガイダンスで代替した。	—	—
② 職場体験・インターンシップの充実	健康福祉部 長寿社会課	介護人材確保・定着促進事業	深刻な人手不足が懸念される介護人材の確保と職場定着を促進するため、介護未経験者等の新規就労支援、介護保険施設等での職場体験の機会提供、介護従事者の職場定着に向けた支援等、総合的な取り組みを行う。  【令和5年度実施状況】 介護の基本的知識やケア技術を習得するための入門研修を県北・中央・県南で開催し、1日コース:18人、5日コース:37人の参加があった。 中高生等の若年層や、介護職に関心のある方を対象に、介護事業所等での職場体験を開催し、55人の参加があった。	28,966	33,273
	農林水産部 農林政策課	新規就農総合対策事業 (農業教育高度化事業)	若者の就農意欲を喚起するため、外部講師による出前授業や農業現場での実践研修を行う。  【令和5年度実施状況】 対象高校 6校 研修受講者数(高校生) 320人 うち農業系大学や農業研修に進学した者等 39人 研修実施数 21回 延べ研修者人数 1,571人	3,727	3,952
	農林水産部 林業木材産業課	秋田の高校生林業体験事業	今後更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内の高校生を対象として、高性能林業機械操作等体験学習を行い、高校新卒者の就業増加を図る。  【令和5年度実施状況】 高校生を対象とした林業体験学習を県内3カ所(県北1・県南2)で開催し、33人の参加があった。	2,608	4,164
	教育庁 高校教育課	インターンシップ推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力を育成する。  【令和5年度実施状況】 県立・公立高校において3,677名が参加し、延べ1,506事業所で活動を行った。(参加率は61.3%)	195	322
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	教育庁 高校教育課	職場定着就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、職場定着就職支援員を配置する。  【令和5年度実施状況】 県立学校等に20名の職場定着就職支援員を配置した。	43,554	62,156
	教育庁 特別支援教育課	特別支援学校生の職域拡大・ 職場定着促進事業	職域拡大推進員と特別支援学校教員による、就労可能な職域の拡大や職場定着に向けた取組を中心に、関係する会議や職業教育、障害者の理解の推進に係る取組を閑話せながら行うことにより、特別支援学校生の職域拡大と職場定着の促進を図る。  【令和5年度実施状況】 職域拡大推進員の事業所訪問により、新規実習受け入れ可能事業所数は151事業所、新規雇用相談可能事業所数は86事業所であることを確認した。	2,436	6,325
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	あきた未来創造部 移住・定住促進課	多子世帯向け奨学金貸与事業	公益財団法人秋田県育英会を通じ、子ども3人以上の多子世帯の大学生・短大生に対して無利子の奨学金を貸与する。  【令和5年度実施状況】 新たに助成対象者70人に貸与した。	67,126	91,666

## 思春期 &lt;施策6&gt; 無業の若者・障害のある若者等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)	
① 無業の若者への支援	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点として地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とした就業等に向けた支援を行う。  【令和5年度実施状況】 地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、73人の若者の進路決定を支援した。	5,944	6,005	
② 障害のある若者への支援	健康福祉部 障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。  【令和5年度実施状況】 相談支援機能強化のため、17市町に補助金を交付した。 令和6年度も17市町に補助金を交付予定。	38,048	41,018	
	健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業(再掲)	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	331	332	
③ 発達障害のある若者への支援	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会(再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	1,119	1,840	
	健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業(再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)  【令和5年度実施状況】 相談件数: 2,354件	—	—	
	教育庁 特別支援教育課	切れ目ない支援体制充実促進事業(再掲)	特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後に至るまでの切れ目ない支援体制促進するため、個別の教育支援計画の活用による校(園)内支援体制の機能向上及び関係機関との連携推進、保護者等に対する特別支援教育への理解促進を図る。	670	1,142	
思 春 期	④ 社会的養護体制の充実	健康福祉部 地域・家庭福祉課	家庭養護推進体制整備事業(再掲)	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスターイング)事業を行う。  【令和5年度実施状況】 県内23会場で広報ポスター展示、1力所で普及啓発イベントを開催、28力所で啓発物の配布、各種団体・個人に対する説明会は79回開催(計356名参加)。 里親研修(登録)は、県北、県央、県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。 全里親対象のスキルアップ研修を県内3会場で26回開催(計240名参加)。	19,176	25,763
⑤ ひとり親家庭への支援	健康福祉部 地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業(再掲)	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。  【令和5年度実施状況】 就業・生活・福祉制度等相談件数: 770件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,388	
⑥ 子どもの貧困対策の推進	健康福祉部 地域・家庭福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業(再掲)	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきた子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行なう。  【令和5年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2力所27名利用) 子どもの未来応援居場所づくり等支援事業(補助1団体、あきた子ども応援ネットワークへのコーディネーター配置による連携促進・広報啓発等の実施)	13,862	12,459	

## 思春期 &lt;施策7&gt; 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 健全育成運動の推進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた家族ふれあいサンサンデーの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。  【令和5年度実施状況】 引き続き市町村に対する働きかけを行った。	—	—
② 非行防止活動の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を開催し、諮問図書の有害指定、優良図書等の推奨を行う。また、書店などへ立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う。  【令和5年度実施状況】 青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を開催し、優良図書の推奨を行ったほか、書店などへ立ち入り、区分陳列等について調査・指導をした。	2,734	3,830
	警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業(再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るために広報啓発活動を推進する。  【令和5年度実施状況】 情報モラル教室396回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動71回実施したほか、警察署等でサイト閲覧の相談を68件受理した。	377	291

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
②	非行防止活動の促進	警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を行う。  【令和5年度実施状況】 学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を556回実施したほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るためのサイバーパトロール及び広報啓発活動を実施した。	16,731	190
③	インターネット利用による被害等の防止	教育庁 生涯学習課	“あい”で見守る！あんしんネット構築事業 (再掲)	子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。  【令和5年度実施状況】 運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットパトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(23市町村において、74回実施) 低年齢対応講座の実施(9市町村での実施)	4,902	4,629
④	児童虐待防止対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子ども虐待防止対策事業 (再掲)	児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行った。  【令和5年度実施状況】 児童虐待防止月間の11月に、ポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、虐待防止のイメージカラーであるオレンジ色にライトアップを行った。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。	54,918	41,727
⑤	DV対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	女性福祉費 (再掲)	子ども・女性・障害者相談センターを中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。  【令和5年度実施状況】 子ども・女性・障害者相談センター及び各県福祉事務所にて受付たDV相談件数:740件一時保護対象者のうちDV被害者 16名(全休の57.1%) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に児童虐待防止と共同でポートタワーセリオンで啓発イベントを実施し、DV防止のイメージカラーであるパープルにライトアップを行った。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	51,778	58,347
思 春 期	児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業 (再掲)	地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。 防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。 安全安心まちづくり担当者会議を開催し、登下校時の見守り活動の展開と自主防犯活動団体の活動活性化について連携強化を図る。 犯罪被害者等を支援する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターによる、性暴力被害者への総合的な支援を行う。  【令和5年度実施状況】 情報誌「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯活動優良5団体を表彰した。 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、美の国ホームページに掲載し事業者等への周知を図った。 「子ども110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。 犯罪被害者週間に合わせて「県民のつどい」を開催(参加者343人)するとともに、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行った。	7,265	8,100
				子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。	377	291
		警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業(再掲)	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を行う。  【令和5年度実施状況】 学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を556回実施したほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るためのサイバーパトロール及び広報啓発活動を実施した。	16,731	190
	⑦ 立ち直りへの支援	警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」や、大学生少年サポーターによる学習支援及びスポーツ活動等を推進する。  【令和5年度実施状況】 大学生少年サポーターによる学習支援やスポーツ、調理活動等を、延べ65人の少年を対象に81回実施した。	220	122
		警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。  【令和5年度実施状況】 ボランティアと連携し、農業体験を6回実施した。	16,731	190

## 青年期 &lt;施策1&gt; 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 就業のための能力開発支援	農林水産部 農林政策課	新規就農総合対策事業（未来を担う人づくり対策）	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関や市町村研修施設等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るために実践的な研修を実施する。 【令和5年度実施状況】 フロンティア育成研修生数（県試験場で実施）25人 地域で学べ農業技術研修生数（市町村研修施設で実施）33人	20,383	34,464
	農林水産部 水産漁港課	秋田の漁業人材育成総合対策事業	「あきた漁業スクール」を設置して、漁業の担い手の掘り起こしや技術習得に向けた基礎研修を行うほか、自営や雇用での実践研修の支援及び就業後のフォローアップを実施する。 【令和5年度実施状況】 6名が基礎研修を受講し、うち3名が実践研修にステップアップしている。 実践研修では17名が受講し、研修を修了した5名が新規就業したほか、研修中の者についても研修修了次第就業の見込み。	27,282	36,172
	農林水産部 森林資源造成課	「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業	林業未経験者を対象に、幅広い知識・技術を習得する研修を実施し、将来の林業を担う林業技術者を養成する。 【令和5年度実施状況】 1年生14人、2年生11人の合計25人に対し、高性能林業機械の操作やメンテナンス、労働安全衛生など林業の基礎的な研修のほか、これから林業を見据え新たな技術に対応した研修を実施した。	46,105	55,939
	産業労働部 雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者を対象として、県立技術専門校において就職のために必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。（自動車整備科、メカトロニクス科、建築施工科など） 【令和5年度実施状況】 年度当初における在校生は、1年生112名、2年生102名の計214名。 2年生の就職は100%で、県内就職率は87.0%。	16,685	16,482
	産業労働部 雇用労働政策課	若年者委託訓練	若年求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学（3ヶ月）と企業等での実習（1ヶ月）を組み合わせた職業訓練（委託訓練活用型デュアルシステム）を実施する。（医療事務実務科3コース） 【令和5年度実施状況】 受講者18名（大曲校は応募者少数のため中止）	5,008	12,518
② 県内定着・回帰に向けた支援	あきた未来創造部 移住・定住促進課	県内就職者奨学金返還助成事業	県内就職者の奨学金返還に要する経費に対し助成する。 【令和5年度実施状況】 当年度助成対象者1,158人に助成した。	139,389	162,890
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	「あきた暮らしの魅力」プロモーション事業	首都圏からの移住と、若者の県内定着・回帰の促進を図るためのプロモーションを展開する。 【令和5年度実施状況】 県移住ガイドブック8000部作成。Instagramハッシュタグキャンペーンの実施2回、公式Instagramフォロワー350人増。LINEお友達登録850件。	13,247	7,565
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	秋田とつながる就活応援事業	進学前の高校生を含む大学生等やその保護者に県就活情報サイト「こっちはけ」への登録を呼びかけ、その登録学生へのメールやSNS等を活用して、就活支援情報に加え県内の旬な情報や秋田暮らしの様子などを発信する。 【令和5年度実施状況】 県就活情報サイト「こっちはけ」への会員登録者は588人（R6.3末）。会員登録者のうち希望者にメールマガジンを年5回配信。	5,392	5,996
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	大学生のマッチング機会拡大事業	大学生等と県内企業とのマッチング機会を提供するため、WEBと対面を組み合わせ、業界研究イベントや合同就職説明会、合同就職面接会等を開催する。 【令和5年度実施状況】 大学生等と県内企業とのマッチング機会を提供するため、Webと対面を組み合わせ、合同就職面接会2回、業界研究会3回、業界研究セミナー5回、合同就職説明会2回を開催し、学生延べ917人、企業延べ914社が参加した。	15,522	13,688
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	あきたまるごとAターンフェア開催事業	首都圏において、暮らしと仕事の情報を総合的に提供するとともに、相談対応や企業とのマッチングを行うフェアを、Aターンフェアとの合同イベントとして開催する。 【令和5年度実施状況】 「あきたまるごとAターンフェア」を、東京で3回、秋田で2回開催。 Aターン希望者延べ805人、企業延べ397社が参加。	13,726	8,956
	農林水産部 農林政策課	あきたで農業を！新規参入者定着事業（新規参入者確保マッチング推進事業）	新規参入希望者の就農を促進するため、インターンシップ研修による就農体験の提供や就農後の定着支援を行う。 【令和5年度実施状況】 県内農業法人でのインターンシップ研修実施者数 9名 農地確保に係るマッチング活動 6件	8,996	9,571
	産業労働部 雇用労働政策課	キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対し個別カウンセリング等により就職決定から就職後のフォローを含めた相談を行う等、若年者ワンストップサービスセンターとしてのサービスを提供するとともに、秋田労働局と連携し求職者セミナーや若年従業員の指導担当者等に対する職場定着セミナーを実施する。 【令和5年度実施状況】 個別コンサルティング相談件数:4,708件	30,547	30,530

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援	産業労働部 商業貿易課	あきた起業促進事業	低迷する開業率の向上を図り、地域経済の活性化を図るため、起業家意識の醸成から起業後のフォローアップまで、切れ目ない支援を商工団体等との連携により実施するほか、社会情勢の変化に対応した起業をする者や地域課題の解決等につながる事業を展開する起業者を支援・育成することにより、県内の起業の促進、雇用の創出及び若者の県内定着を図る。  【令和5年度実施状況】 商工団体等と連携し、起業に必要な基礎知識の習得を図るためにセミナー（参加者233人）及びセミナー参加者等に対する個別サポート（サポート数延べ75人）を実施し、起業家意識の醸成を図った。 商工団体と連携し、起業時の初期投資費用や人件費等の経済的負担を軽減するための支援を実施し（女性・若者応援枠5人、地域課題解決枠5人）、起業を促進した。	20,236	36,007

#### 青年期 <施策2> 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① 社会人の学習機会の提供	産業労働部 雇用労働政策課	向上訓練費	県内企業で働く方を対象に、県立技術専門校において資格取得やスキルアップのための2日程度の職業訓練を実施する。（ガス溶接、PC操作（文書、表計算、画像編集、CADなど）、簿記、建設機械運転、ビジネスマナーなど）  【令和5年度実施状況】 全84コースを実施、修了者613名。	10,410	12,246
	教育庁 生涯学習課	あきたスマートカレッジ	県民が秋田のよさや現代的課題・地域課題を知るとともに、行動の原動力となるような学びの機会を提供することにより、県民の地域理解と社会参加を促進する。また、学んだ成果を生かす単位認定制度を継続して実施する。  【令和5年度実施状況】 全29回の講座を実施し、376名が参加した。	696	708
② 高等教育機関による学びの機会の提供	あきた未来創造部 あきた未来戦略課高等教育支援室	カレッジプラザ運営事業	県内大学など高等教育機関が有する教育研究資源を活用した多様な教育機会を県民に提供するため、拠点施設であるカレッジプラザを管理・運営する。  【令和5年度実施状況】 大学コンソーシアムあきた主催事業（高大連携授業）、県内高等教育機関主催事業（公開講座、研究会等）などが開催され、延べ724回・16,184人の利用があった。	5,664	7,719
③ 芸術・文化に親しむ機会の充実	教育庁 生涯学習課	ミュージアム活性化事業【R5終了】	美術館・博物館において特別展を開催し、県民に魅力的で良質な展覧会を提供するとともに、観光需要に対応し、地域の活性化に寄与する。  【令和5年度実施状況】 県立美術館（4本）、近代美術館（3本）、県立博物館（1本）、計8本の特別展を開催。	36,576	—
	教育庁 生涯学習課	あきたMuseum機能強化事業におけるMuseum特別展充実事業【R6新規】	県立4博物館施設による特別展の充実を図り、良質な文化芸術の発信、多様なニーズへの対応、にぎわい創出等に寄与する。 令和6年度は、県立美術館（3本）、近代美術館（4本）、県立博物館（1本）、農業科学館（1本）計9本の特別展を開催する。	—	35,000
④ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	生活環境部 温暖化対策課	地球温暖化対策普及啓発事業	県内プロスポーツチームと連携しながら、YouTubeで広告動画を配信するほか、話題作品の上映に合わせたシネマードバタイジングの実施などを通じて、主に若年層などをメインターゲットとした地球温暖化対策の普及啓発を行う。  【令和5年度実施状況】 ①YouTube動画配信（配信期間：12～3月） YouTubeで5本の啓発動画のインストリーム広告を配信し、広告効果として累計約59.6万回再生された。 ②シネマードバタイジング（実施期間：11～1月） 2作品で広告上映を行い、計13,800人が視聴した。	5,896	5,885
	生活環境部 温暖化対策課	環境あきた県民塾	地球温暖化やごみ問題など、環境をテーマにした講座を開催し、地域の環境活動の担い手となる人材の確保と育成を図る。  【令和5年度実施状況】 全9講座実施し、16名の受講生のうち14名が修了し、6名がエコマイスターに登録した。	2,114	3,912
	生活環境部 温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する学習会への講師派遣や施設見学受入れを実施する企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録し、県民等の環境学習機会を提供する。  【令和5年度実施状況】 登録団体の情報について美の国ホームページにて公開した。	—	—
	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコフェス（再掲）	県民、事業者、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる機会を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。  【令和5年度実施状況】 開催日時 令和5年9月2日（土）～3日（日） 会 場 アゴラ広場、バス停広場、秋田駅前大屋根通り、 ファンテAKITA6F、ANAクラウンプラザホテル秋田 来場者数 27,000人	6,000	8,100

#### 青年期 <施策3> 地域の活力を担う若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
① ボランティア・NPO活動等への参加促進	あきた未来創造部 地域づくり推進課	協働の地域づくりサポート事業	多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、県民主体の地域づくり活動を推進する。  【令和5年度実施状況】 NPO等の活動を支援する市民活動サポートセンター（県内3センター）において、組織運営等に関する相談が1,867件寄せられたほか、県との協働により地域課題解決に取り組む6団体に支援を行った。	18,724	21,687

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度 決算額 (千円)	令和6年度 予算額 (千円)
② 若者文化への支援	観光文化スポーツ部 文化振興課	観光文化スポーツ部 文化振興課	文化振興事業(秋田県青少年音楽コンクール、あきたの文芸)	創作や表現などの文化芸術活動に取り組む県民の意欲を促し、県全体の活動の活発化につなげるため、成果発表等の機会として「秋田県青少年音楽コンクール」や文芸作品の公募・表彰による「あきたの文芸」を実施する。  【令和5年度実施状況】 将来性のある音楽家の発掘・育成を目的とした「青少年音楽コンクール」を開催した(延べ150名参加)。 また、県民の文芸活動の普及や創作意欲の向上を図ることを目的に、広く県民(県外在住の県出身者を含む)から文芸作品を公募し、受賞作品を掲載した作品集を刊行した(応募作品241点)。	1,963	2,235
		観光文化スポーツ部 文化振興課	文化振興事業(アーツARTSあきた)	本県における文化芸術を担う人材の育成につなげるため、「アーツアーツサポートプログラム」を実施し、若手の芸術家が企画実施する展覧会及び演奏会等の開催を支援する。  【令和5年度実施状況】 創作活動及び表現活動に積極的に取り組む若手芸術家による成果発表の機会として、美術展覧会及びクラシック音楽の演奏会(各1回)の開催を支援した。(アーティスト2組3名、来場者数559名)	445	847
		観光文化スポーツ部 文化振興課	文化芸術による地域の活性化事業	県民が文化芸術に親しむ機会の創出や、本県の文化芸術を担う若手の育成に加え、県内における文化活動や地域の活性化を図ることを目的として、専門的な知見等を有する芸術家等によるアウトリーチを実施する。  【令和5年度実施状況】 県内の小中高校生を対象に、プロの音楽家による演奏及び技術指導を行ったほか、東京藝術大学大学美術館所蔵品のオンライン鑑賞の機会を設け、美術に対する興味・関心を喚起する取組を行った。(アウトリーチ参加者数929名)	4,871	4,550
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	あきた未来創造部 地域づくり推進課	あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者チャレンジ応援事業	次代を担う若者の夢の実現に向けた挑戦を支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気を創出するとともに、若者の挑戦に向けた機運の醸成を促進する。  【令和5年度実施状況】 28件の応募の中から5件を採択し、専門家の助言等により、夢の実現に向けた伴走支援を実施した。	29,203	40,108
		あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者と地域をつなぐプロジェクト事業	人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手が不足する中、若年層の社会活動や地域活動に取り組む割合が少ない傾向にあることから、将来の地域を担う若い世代が地域について主体的に考え、行動するための意識醸成やきっかけづくりを行う。  【令和5年度実施状況】 8組の活動に対し支援を行った。	3,289	2,810
		あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者が地域で活躍するパワーアップ事業	若者による地域の課題解決や活性化に向けた自発的な活動を促進するため、地域活動に意欲のある若者同士の仲間づくりの場を提供し、若者の実践力についてスキルアップを図る。  【令和5年度実施状況】 4チーム(参加者15人)の活動に対し支援を行った。	4,402	3,404

#### 期 青年期 <施策4> 出会いと結婚・子育て等の支援

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度 決算額 (千円)	令和6年度 予算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた結婚支援センター負担金	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング(お見合い)事業の強化、出会い系イベント開催支援に取り組み、総合的な出会い・結婚支援の促進を図る。  【令和5年度実施状況】 すこやかあきた出会い系隊等の開催イベントの情報発信を行ったほか、出会い系イベントやオンライン婚活イベントを開催した。(イベント参加者数1,342人)	21,464	21,464
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	「まずは出会いから」応援事業	共通の趣味等を持つ友人をつくる感覚で、気軽に参加できるイベントを開催し、自然に異性と知り合うきっかけとなる場を創出する。  【令和5年度実施状況】 独身者が異性と知り合うきっかけとして、気軽に参加できる趣味や体験等のテーマを設けた交流会を開催した。 (開催回数6回、参加者数延べ215人、連絡先交換者数延べ101人)	3,300	3,300
② 企業における独身従業員の結婚支援の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	独身者の出会い交流促進事業	従業員の出会い・交流を応援する企業同士の交流会の開催を促進するため、企業訪問による企業間のマッチング支援等を行う。  【令和5年度実施状況】 あきた結婚支援センターのネットワーク推進員が企業訪問し、情報共有や意見交換等を行った。	—	—
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた出会い・結婚ネットワーク推進事業	県、市町村、企業、地域(結婚サポートー、すこやかあきた出会い系隊等)など、各団体間の情報共有、連絡調整を行い、各団体が抱える課題の解決を図りながら、フォローも実施し、各団体同士の連携を深めてネットワークづくりを推進することにより、県全体の結婚支援に対する取組の質の向上を図る。  【令和5年度実施状況】 結婚支援に取り組む市町村、企業及び地域の連携を強化するため、ネットワーク推進員を配置し、各団体との情報共有や意見交換会等を実施した。 (訪問延べ団体数:152団体)	3,476	4,240
③ 企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業 (再掲)	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行はほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。  【令和5年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組む中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。 (企業訪問件数:延べ631社、アドバイザー派遣件数:140社)	18,838	13,489

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
③	企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	メディアによる情報発信事業	女性活躍の推進に向け、企業経営者の理解促進や意識啓発を図るため、あらゆるチャネルを活用し、女性の活躍推進に取り組む県内企業の好事例を情報発信する。  【令和5年度実施状況】 積極的に管理職へ女性を登用している取組や、男性の育児休業取得に力を入れている取組など、女性活躍に関する取組が顕著である県内企業12社を取り材し、テレビやYouTubeなどで発信した。	11,276	4,235
④	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業 (再掲)	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。  【令和5年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組む中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。 (企業訪問件数:延べ631社、アドバイザーパートナー数:140社)	18,838	13,489
		あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	メディアによる情報発信事業 (再掲)	女性活躍の推進に向け、企業経営者の理解促進や意識啓発を図るため、あらゆるチャネルを活用し、女性の活躍推進に取り組む県内企業の好事例を情報発信する。  【令和5年度実施状況】 積極的に管理職へ女性を登用している取組や、男性の育児休業取得に力を入れている取組など、女性活躍に関する取組が顕著である県内企業12社を取り材し、テレビやYouTubeなどで発信した。	11,276	4,235

#### 青年期 <施策5> 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和5年度決算額(千円)	令和6年度予算額(千円)
①	若者の自立に向けたサポート	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業 (再掲)	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点として地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とした就業等に向けた支援を行う。  【令和5年度実施状況】 地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、73人の若者の進路決定を支援した。	5,944	6,005
		健康福祉部 障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施する。  【令和5年度実施状況】 延べ4,811人の相談に対応した。	622	956
		健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業 (再掲)	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	331	332
②	障害のある若者の支援及び学びの機会の充実	健康福祉部 障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援をリハビリテーション・精神医療センターにおいて行う。  【令和5年度実施状況】 高次脳機能障害支援普及事業支援担当職員研修会及び相談支援ネットワーク委員会をそれぞれ1回開催した。	2,096	2,335
		健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会 (再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	1,119	1,840
		健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行なう。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。)  【令和5年度実施状況】 相談件数:2,354件	—	—
		教育庁 生涯学習課	障害者の生涯学習支援モデル事業	平成28年の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障害の有無に関わらず誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の多様な学習活動を総合的に支援するため、学校から社会への移行期における効果的な学習プログラムや実施体制等に関する調査研究を行う。  【令和5年度実施状況】 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス(秋田大会)」の実施 参加者数107名 「地域連携コンソーシアム」の実施 年3回実施 ハイロット事業先(5団体)での講座の実施 講座数のべ33講座、参加者数のべ1,113名	3,220	4,412
③	ひきこもり対策の推進	健康福祉部 障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援機関等からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実化を図り、ひきこもり状態にある人やその家族の支援を行う。  【令和5年度実施状況】 ひきこもり相談支援センターにおいて電話・面接相談が528件あった。 相談支援機関等からなる連絡協議会を県内3地区で実施し、55名の参加があつた。	18,379	15,777
④	職場におけるメンタルヘルス対策の促進	健康福祉部 保健・疾病対策課	地域自殺対策強化事業(人材養成事業、地域自殺対策強化事業費補助金)	勤労者向けに、「心はればれゲートキーパー」養成講座を実施する。  【令和5年度実施状況】 開催回数9回、延べ参加者数304人	1,660	1,609

## 第2部 子ども・若者を取り巻く状況

### 第1章 子ども・若者の人口

#### 1 秋田県の子ども・若者（0～39歳）の現状と推移

令和2年10月1日（国勢調査基準日）現在の秋田県総人口は959,502人（男452,439人、女507,063人）で、このうち子ども・若者人口は（0～39歳まで）277,264人であり、県総人口の28.9%を占めている。

子ども・若者人口は、ピークであった昭和30年の1,026,598人と比較すると、749,334人（73.0%）減少しており、昭和60年以降は一貫して減少し続けているほか、平成12年以降は、減少が加速している。

表1-1 秋田県の総人口と子ども・若者人口（0～39歳）の推移

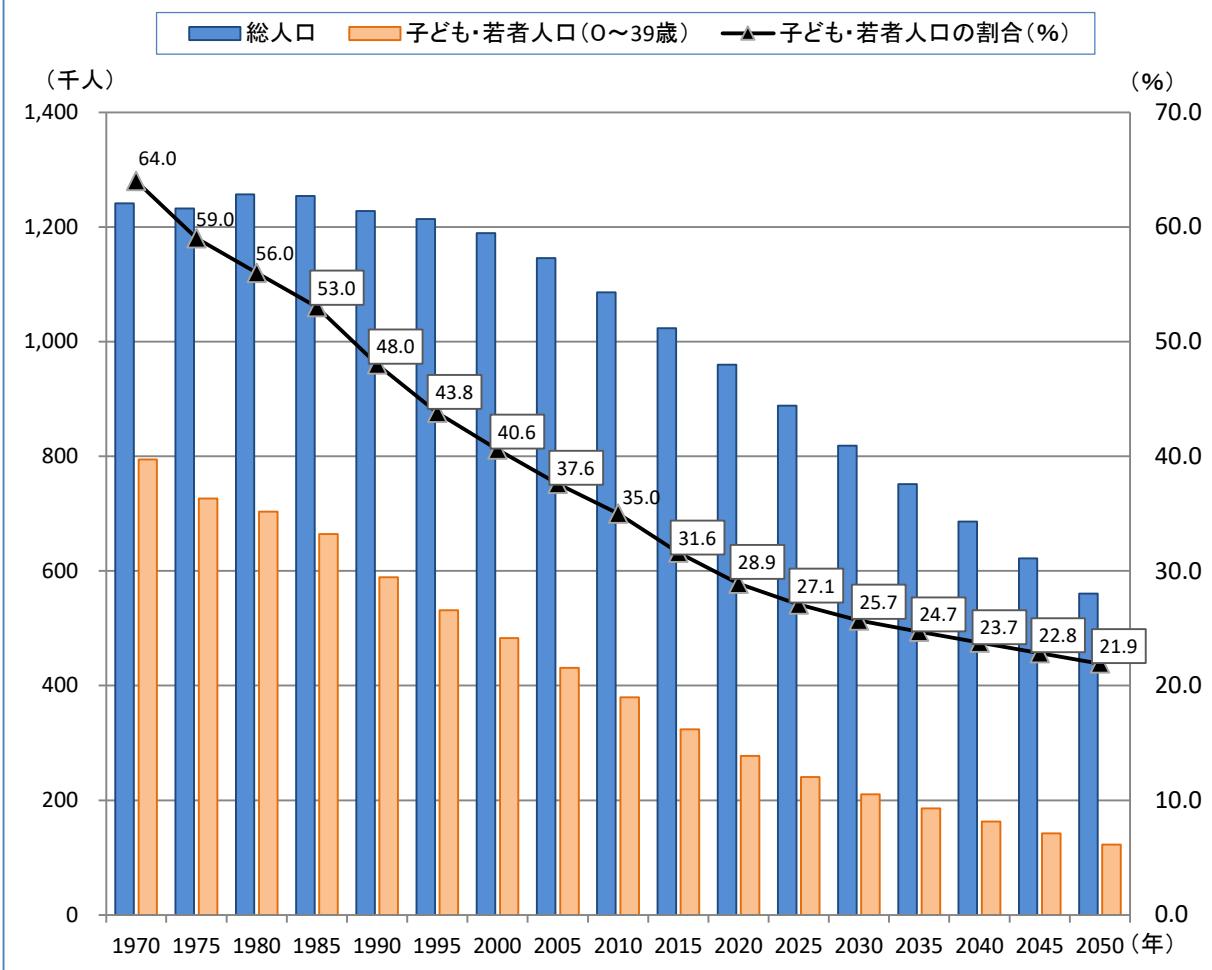
和暦	西暦 (年)	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	子ども・若者人口 (人)	子ども・若者人口 の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,119	480,336	542,783	388,560	323,643	31.6
令和2年	2020	959,502	452,439	507,063	-	277,264	28.9
令和7年	2025	888,063	420,486	467,577	-	240,400	27.1
令和12年	2030	818,711	388,999	429,712	-	210,144	25.7
令和17年	2035	751,571	358,031	393,540	-	185,732	24.7
令和22年	2040	686,200	327,405	358,795	-	162,888	23.7
令和27年	2045	622,049	297,586	324,463	-	142,080	22.8
令和32年	2050	560,429	269,441	290,988	-	122,873	21.9

《資料》 総務省：国勢調査（昭和5年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口※（令和2～32年）

※令和5年12月公表

図1-1 秋田県の総人口及び子供・若者人口の推移



## 2 秋田県の市町村別 5歳階級別人口（0～39歳）

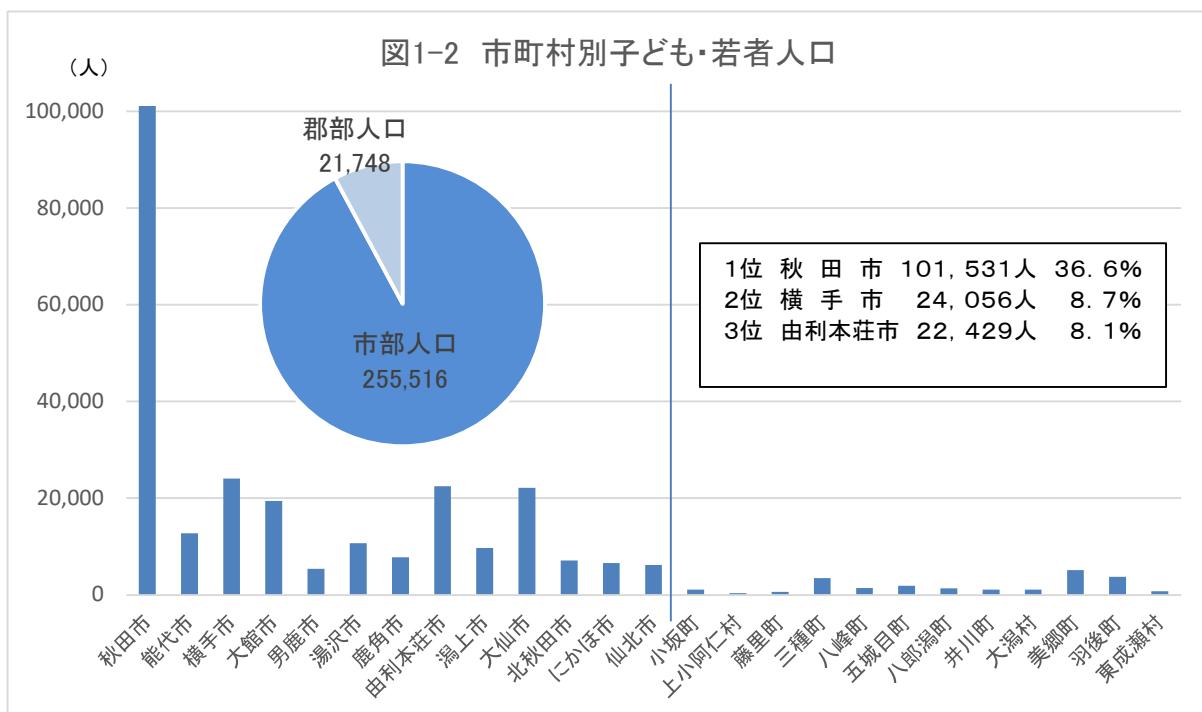
令和2年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く101,531人（県全体の36.6%）、次いで横手市24,056人（同8.7%）、由利本荘市22,429人（同8.1%）となっている。

さらに市部・郡部に分けると、市部では255,516人、郡部では21,748人となり、市部で県全体の92.2%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

表1-2 市町村別年齢5歳階級別人口

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	合計(人)	割合(%)
秋田県計	25,271	31,304	36,098	36,339	29,192	31,955	38,607	48,498	277,264	100.0
市部人口	23,398	28,888	33,144	33,370	27,100	29,553	35,516	44,547	255,516	92.2
郡部人口	1,873	2,416	2,954	2,969	2,092	2,402	3,091	3,951	21,748	7.8
秋田市	9,434	11,244	12,131	13,017	12,562	12,269	14,096	16,778	101,531	36.6
能代市	1,089	1,314	1,828	1,824	1,230	1,420	1,747	2,279	12,731	4.6
横手市	2,292	2,893	3,347	3,036	1,954	2,536	3,445	4,553	24,056	8.7
大館市	1,756	2,136	2,587	2,577	1,932	2,332	2,674	3,423	19,417	7.0
男鹿市	422	583	718	742	516	589	710	1,058	5,338	1.9
湯沢市	952	1,241	1,420	1,444	945	1,181	1,506	1,978	10,667	3.8
鹿角市	726	978	1,173	995	654	888	1,010	1,350	7,774	2.8
由利本荘市	1,997	2,499	2,971	2,928	2,534	2,415	3,143	3,942	22,429	8.1
潟上市	926	1,126	1,220	1,351	1,003	1,112	1,313	1,652	9,703	3.5
大仙市	2,092	2,548	2,971	2,723	1,982	2,559	3,200	4,025	22,100	8.0
北秋田市	624	818	995	910	643	836	1,010	1,239	7,075	2.6
にかほ市	578	789	877	964	604	758	835	1,128	6,533	2.4
仙北市	510	719	906	859	541	658	827	1,142	6,162	2.2
小坂町	96	106	152	169	108	141	129	180	1,081	0.4
上小阿仁村	31	38	48	35	42	58	43	63	358	0.1
藤里町	45	74	81	71	41	57	93	126	588	0.2
三種町	287	391	489	442	285	390	490	649	3,423	1.2
八峰町	115	132	195	199	130	154	207	258	1,390	0.5
五城目町	161	216	219	264	180	208	272	362	1,882	0.7
八郎潟町	98	145	180	196	122	129	196	270	1,336	0.5
井川町	83	102	147	185	126	140	132	159	1,074	0.4
大潟村	87	115	148	206	211	108	90	116	1,081	0.4
美郷町	459	601	710	679	477	519	753	919	5,117	1.8
羽後町	351	432	503	426	295	413	571	704	3,695	1.3
東成瀬村	60	64	82	97	75	85	115	145	723	0.3

《資料》総務省：令和2年国勢調査



## 第2章 子ども・若者の教育

※ 本文及び表中の数値（「教員1人あたり児童数・生徒数・在学者数」を除く。）は、令和6年度学校基本統計調査（文部科学省）による。

### 1 学校教育について

#### （1）小学校

昨年度と比較したところ、学校数、学級数、児童数及び教員数は減少、職員数は増加しており、教員1人あたり児童数は12.1人となっている。

表2-1 学校数、学級数、児童数、教職員数(小学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 児童数(人)
令和5年度	174	1,944	36,478	2,957	772	12.3
令和6年度	173	1,899	35,116	2,902	783	12.1
対前年度増減数(人)	△ 1	△ 45	△ 1,362	△ 55	11	△ 0.2
対前年度増減率(%)	△ 0.6	△ 2.3	△ 3.7	△ 1.9	1.4	△ 1.6

#### （2）中学校

昨年度と比較したところ、全ての項目で減少しており、教員1人あたり生徒数は9.9人となっている。

表2-2 学校数、学級数、生徒数、教職員数(中学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和5年度	104	942	20,725	2,073	413	10.0
令和6年度	103	919	20,128	2,035	407	9.9
対前年度増減数(人)	△ 1	△ 23	△ 597	△ 38	△ 6	△ 0.1
対前年度増減率(%)	△ 1.0	△ 2.4	△ 2.9	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.0

### (3) 義務教育学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動なし、学級数、生徒数及び職員数は減少、教員数は増加しており、教員1人当たり生徒数は4.5人となっている。

表2-3 学校数、学級数、生徒数、教職員数(義務教育学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和5年度	3	37	407	81	15	5.0
令和6年度	3	36	382	84	12	4.5
対前年度増減数(人)	0	△ 1	△ 25	3	△ 3	△ 0.5
対前年度増減率(%)	0.0	△ 2.7	△ 6.1	3.7	△ 20.0	△ 10.0

### (4) 高等学校

昨年度と比較したところ、全ての項目で減少しており、教員1人当たりの生徒数は10.4人となっている。

表2-4 学校数、学級数、生徒数、教職員数(高等学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和5年度	52	630	20,438	1,970	408	10.4
令和6年度	50	618	20,094	1,926	404	10.4
対前年度増減数(人)	△ 2	△ 12	△ 344	△ 44	△ 4	0.0
対前年度増減率(%)	△ 3.8	△ 1.9	△ 1.7	△ 2.2	△ 1.0	0.0

### (5) 特別支援学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動なし、学級数及び在学者数は増加、教員数及び職員数は減少しており、教員1人当たりの在学者数は1.5人となっている。

表2-5 学校数、学級数、児童・在学者数、教職員数(特別支援学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	在学者数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 在学者数(人)
令和5年度	15	376	1,308	897	191	1.5
令和6年度	15	381	1,325	885	187	1.5
対前年度増減数(人)	0	5	17	△ 12	△ 4	0.0
対前年度増減率(%)	0.0	1.3	1.3	△ 1.3	△ 2.1	0.0

## 2 児童・生徒数の推移

10年前（平成26年度）の数値と比較すると、小学校で11,866人、中学校で6,309人、高等学校で6,832人減少している一方で、特別支援学校においては、8人増加している。

表2-5 児童・生徒数の推移

単位：人

年 度 学 校	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小 学 校	46,982	45,882	44,909	43,795	42,670	41,381	40,192	38,992	37,848	36,478	35,116
中 学 校	26,437	25,486	24,714	23,894	23,034	22,634	22,182	21,924	21,405	20,725	20,128
義務教育学校					285	246	245	231	216	407	382
高等 学 校	26,926	26,299	25,530	24,818	23,947	23,102	22,266	21,448	21,100	20,438	20,094
特別支援学校	1,317	1,314	1,316	1,288	1,280	1,312	1,291	1,302	1,299	1,308	1,325

## 3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

### (1) 中学校

令和6年3月に卒業した7,096人のうち、  
 高等学校等に進学した者は6,971人となり、前年度より212人減少している。  
 専修学校等に進学した者は71人となり、前年度より23人増加している。  
 就職した者は7人となり、前年度より3人増加している。

表2-6 中学校卒業後の進路状況

	令和2年3月卒		令和3年3月卒		令和4年3月卒		令和5年3月卒		令和6年3月卒	
	人 数 (人)	構成比 (%)								
高校等進学者	7,659	98.7	7,280	98.7	7,419	98.9	7,183	98.6	6,971	98.2
専修学校等	63	0.8	62	0.8	51	0.7	48	0.7	71	1.0
就職者等(※)	4	0.1	5	0.1	5	0.1	4	0.1	7	0.1
上記以外の者	34	0.4	32	0.4	25	0.3	47	0.6	47	0.7
卒業者合計	7,760	100.0	7,379	100.0	7,500	100.0	7,282	100.0	7,096	100.0
(他県への進学者)	123	-	154	-	144	-	169	-	169	-

※ 就職者等には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。

②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

### (2) 高等学校

令和6年3月に卒業した6,553人のうち、  
 大学等に進学した者は3,240人となり、前年度より84人減少している。  
 専修学校等に進学した者は1,317人となり、前年度より171人減少している。  
 就職した者は1,775人となり、前年度より120人減少している。

表2-7 高等学校卒業後の進路状況

	令和2年3月卒		令和3年3月卒		令和4年3月卒		令和5年3月卒		令和6年3月卒	
	人 数 (人)	構成比 (%)								
大学等進学者	3,513	45.0	3,559	48.1	3,407	48.3	3,324	47.5	3,240	49.4
専修学校等	1,602	20.5	1,531	20.7	1,496	21.2	1,488	21.3	1,317	20.1
就職者等(※)	2,417	30.9	2,064	27.9	1,940	27.5	1,895	27.1	1,775	27.1
上記以外の者	282	3.6	238	3.3	212	3.0	284	4.1	221	3.4
卒業者合計	7,814	100.0	7,392	100.0	7,055	100.0	6,991	100.0	6,553	100.0

※ 就職者等には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。

②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

## 第3章 子ども・若者の健康と安全

### 1 発育状態について

※本文及び表中の数値は、全て令和6年度学校保健統計調査（文部科学省）による。

#### (1) 身長

全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で8.1cm、女子が9歳と10歳の間で7.9cmとなっている。

図3-1 年齢別身長(男)

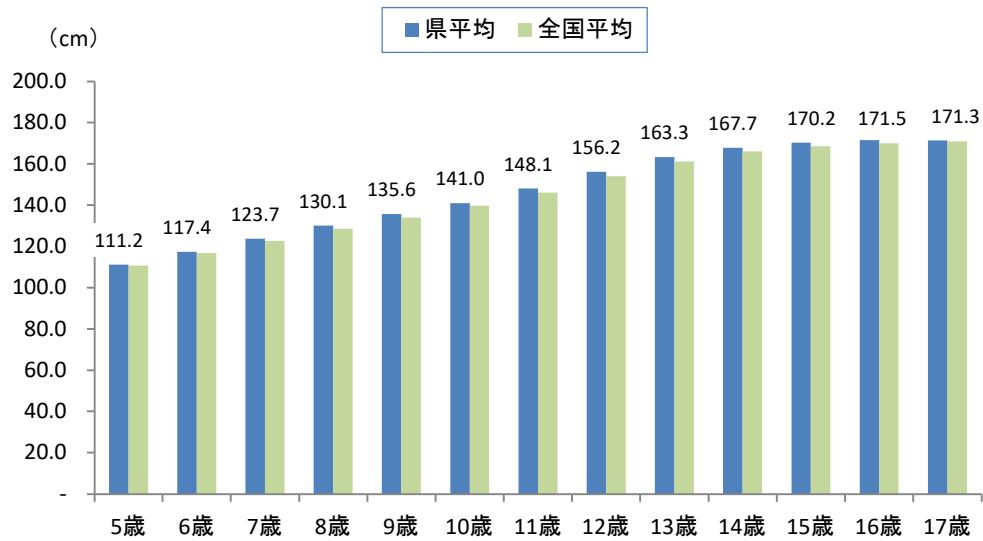
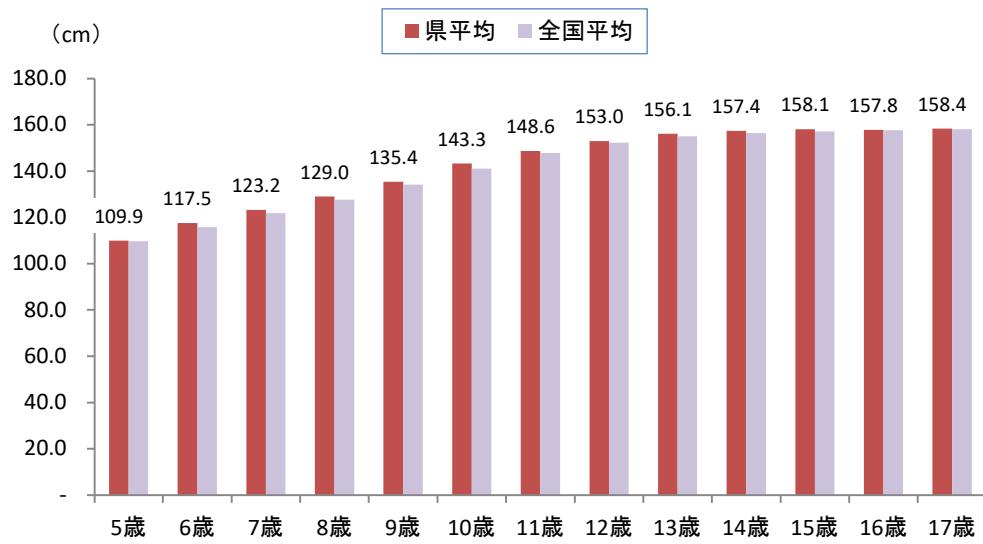


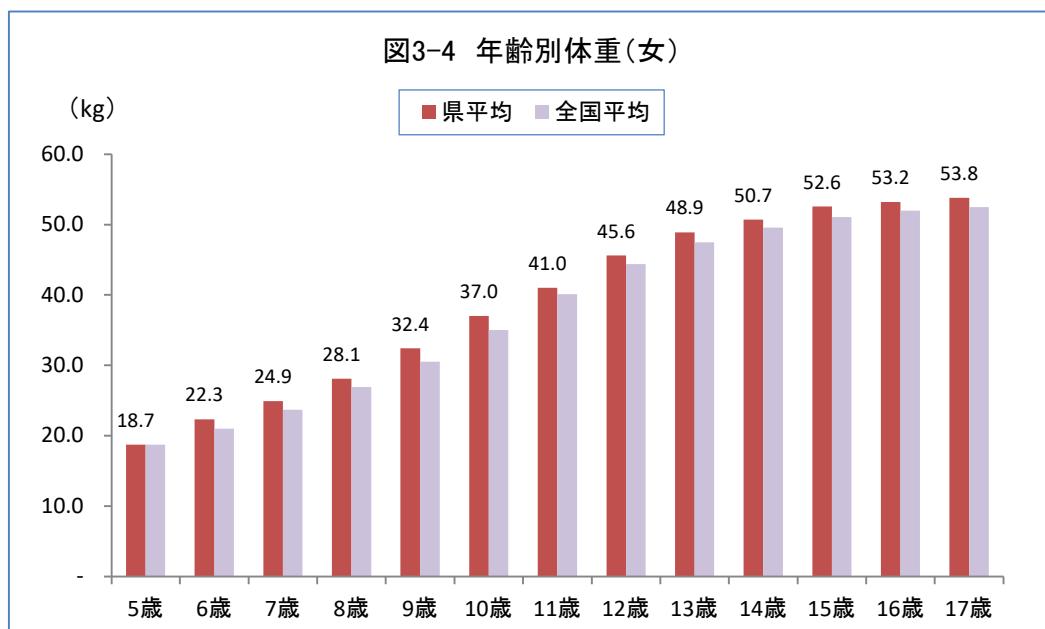
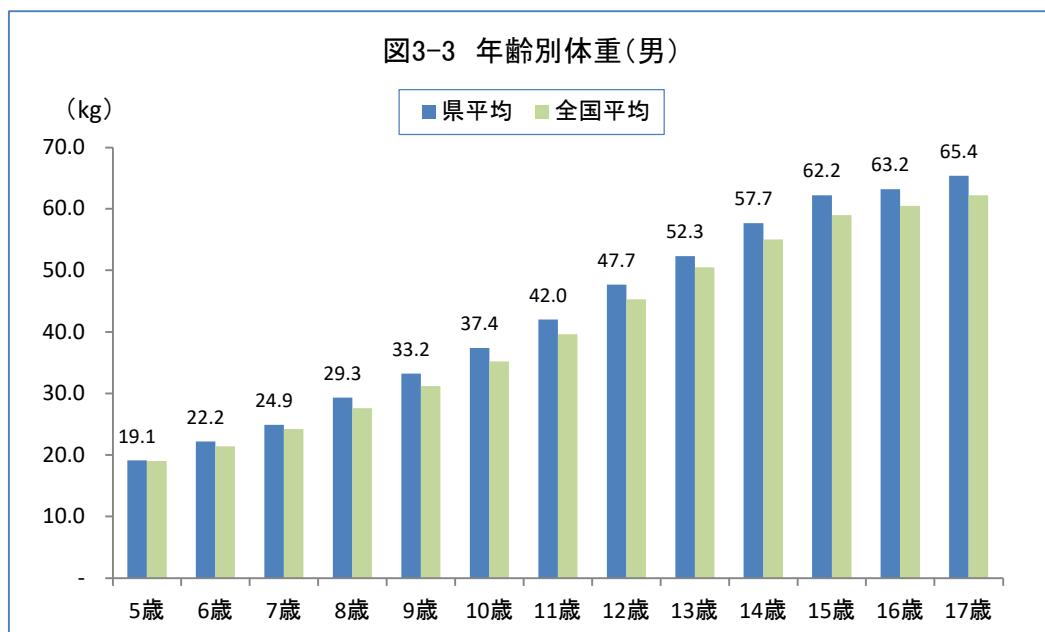
図3-2 年齢別身長(女)



## (2) 体重

全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で5.7kg、女子が9歳と10歳の間及び11歳と12歳の間で、それぞれ4.6kgとなっている。



## 2 交通事故・自殺について

### (1) 子ども・若者の交通事故

#### ア 交通事故の概要

令和6年中の県内の交通事故発生件数は981件で、前年と比較して174件(15.1%)の減少、死者数は31人で1人(3.1%)の減少、負傷者数は1,141人で198人(14.8%)の減少となっている。

#### イ 若年運転者による事故

令和6年の県内の交通事故のうち、若年運転者(25歳未満)の起こした事故件数は96件で、前年と比較して26件(21.3%)の減少となっており、全発生件数の9.8%を占めている。死者数は0人で前年と比較して1人(100%)の減少、負傷者数は118人で31人(20.8%)の減少となり、全負傷者数の10.3%を占めている。

表3-1 県内の交通事故に占める若年運転者(25歳未満)による人身事故

	①令和5年			②令和6年			増減(②-①)		
	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)
県内の交通(人身)事故総数	1,155	32	1,339	981	31	1,141	△ 174	△ 1	△ 198
うち若年運転者 (総数に占める割合: %)	122 (10.6%)	1 (3.1%)	149 (11.1%)	96 (9.8%)	0 (0.0%)	118 (10.3%)	△ 26	△ 1	△ 31

《資料》県警察本部調べ

### (2) 子ども・若者の運転免許人口

令和6年12月末現在の県内の運転免許人口は636,978人で、前年と比較して6,360人(1.0%)の減少となっている。このうち16歳～19歳の運転免許人口は5,191人で、前年と比較して370人(6.7%)の減少となっており、全運転免許人口に占める16歳～19歳の割合は0.81%となっている。

16歳～19歳の運転免許人口及び運転免許人口総数に占める割合は、ともに減少傾向にある。

表3-2 運転免許所有者に占める16歳～19歳の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
運転免許人口総数(人)	658,751	653,178	647,963	643,338	636,978
うち16歳～19歳(人) (総数に占める割合: %)	5,968 (0.91%)	5,760 (0.88%)	5,606 (0.87%)	5,561 (0.86%)	5,191 (0.81%)

《資料》警察庁:令和6年運転免許統計

### (3) 子ども・若者の自殺

令和6年中の県内における自殺者は186人で、前年と比較して8人(4.1%)の減少となっており、そのうち20歳未満は9人で、全自殺者の4.8%を占めている。

表3-3 全自殺者数に占める20歳未満の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自殺者総数(人)	193	186	224	194	186
男	136	128	158	117	132
女	57	58	66	77	54
うち20歳未満(人)	4	5	6	4	9
(総数に占める割合: %)	(2.1%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.1%)	(4.8%)
男	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
女	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表

《資料》県警察本部調べ

### 3 非行少年等の概要

#### (1) 非行少年数について

令和6年中の県内の非行少年は135人で、前年に比べ28人（26.2%）増加した。このうち、刑法犯の犯罪・触法少年は115人で、非行少年の85.2%を占めている。

表3-4 非行少年数

区分	年別	令和5年 (人)	令和6年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		107	135	28	26.2
	うち女子	22	27	5	22.7
ぐ犯少年		0	0	0	—
	うち女子	0	0	0	—
刑法犯・特別法犯		107	135	28	26.2
	うち女子	22	27	5	22.7
刑法犯	小計	89	115	26	29.2
	うち女子	19	24	5	26.3
	犯罪少年	55	64	9	16.4
	うち女子	11	8	△ 3	△ 27.3
	触法少年	34	51	17	50.0
特別法犯	うち女子	8	16	8	100.0
	小計	18	20	2	11.1
	うち女子	3	3	0	0.0
	犯罪少年	17	19	2	11.8
	うち女子	2	3	1	50.0
触法少年		1	1	0	0.0
	うち女子	1	0	△ 1	△ 100.0

《資料》県警察本部調べ

犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があつてその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法例を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

## (2) 学識別の非行少年について

令和6年中の非行少年を学職別にみると、中学生35人、高校生33人、小学生27人の順に多く、小・中学生及び高校生で全体の70.4%を占めている。

表3-5 学識別非行少年数

年 別 区 分	令和5年 (人)	令和6年 (人)	対前年比増減	
			数(人)	率(%)
非行少年総数	107	135	28	26.2
学生・生徒	82	102	20	24.4
小学生	20	27	7	35.0
中学生	29	35	6	20.7
高校生	27	33	6	22.2
大学生	5	3	△ 2	△ 40.0
各種学生	1	4	3	300.0
有職少年	14	20	6	42.9
無職少年	11	13	2	18.2

《資料》県警察本部調べ

## (3) 不良行為少年数について

令和6年中に不良行為で補導された少年（不良行為少年）は772人で、前年に比べ104人（15.6%）増加した。行為別にみると、「深夜徘徊」が299人と最も多く、次いで「粗暴行為」が102人であった。

表3-6 不良行為少年数

年 別 区 分	令和5年 (人)	令和6年 (人)	対前年比増減	
			数(人)	率(%)
不良行為少年総数	668	772	104	15.6
飲酒	59	84	25	42.4
喫煙	72	95	23	31.9
薬物乱用	9	4	△ 5	△ 55.6
粗暴行為	110	102	△ 8	△ 7.3
家出	59	52	△ 7	△ 11.9
深夜徘徊	277	299	22	7.9
不健全性的行為	17	18	1	5.9
不健全娯楽	32	75	43	134.4
その他（怠学等）	33	43	10	30.3

《資料》県警察本部調べ

#### (4) 学識別の不良行為少年について

令和6年中の不良行為少年を学識別にみると、高校生381人、中学生142人、有職少年113人の順に多く、小・中学生及び高校生で全体の74.0%を占めている。

表3-7 学識別不良行為少年数

年別 区分	令和5年 (人)	令和6年 (人)	対前年比増減	
			数(人)	率(%)
不良行為少年総数	668	772	104	15.6
未就学	0	0	0	—
小学生	34	48	14	41.2
中学生	151	142	△ 9	△ 6.0
高校生	283	381	98	34.6
大学生	33	33	0	0.0
各種学生	17	12	△ 5	△ 29.4
有職少年	101	113	12	11.9
無職少年	49	43	△ 6	△ 12.2

《資料》県警察本部調べ

#### (7) 被害防止対策

青少年が性的搾取やいじめ、暴力行為等の被害に遭うことを防止するため、教育庁や警察、青少年健全育成機関・団体等が連携を図りながら、防犯教室や見守り活動、広報啓発等の諸活動を実施した。

## 4 環境浄化の取組について

### (1) 秋田県青少年健全育成審議会

「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和6年度は2回開催され、青少年に優良な図書10冊を推奨すべきものとの答申がなされた。

なお、有害図書類の指定に関しては、令和3年度以降は定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとなった。今後、社会状況等を踏まえて有害図書等の個別指定が必要となった場合は、環境浄化部会を隨時開催することとした。

	令和3年度以降	令和2年度まで
有害図書類の指定	<ul style="list-style-type: none"><li>定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとし、社会状況等を踏まえ、個別指定が必要となった場合は、隨時委員の招集又は書面開催により審議を行う。</li><li>事前に審議会の意見を聞く暇がなく緊急的に指定した場合は、年1回開催する審議会においてその旨を報告する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>環境浄化調査員と担当者が書店等を訪問し、陳列される図書類の中から有害図書に該当するであろう図書を購入し、年3回開催する環境浄化部会で審議する。</li></ul>
環境浄化部会	<ul style="list-style-type: none"><li>社会状況等を踏まえ、有害図書や有害玩具等の個別指定が必要になった場合には、隨時開催する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年3回定期的に開催(7月、11月、3月)</li></ul>

### (2) 立入調査

#### ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部人身安全対策課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、令和6年4月現在、県内に34名が配置されている。

#### イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設（書店、図書類等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店）に対し、毎月定期的に実施し、有害指定図書類等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移 (令和6年11月30日現在)

区分 年	図書類等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・ スタンド(軒)	ビデオテープ 取扱店(軒)	映画館 (軒)	特定玩具店 (軒)	計(台、軒)
令和2年	78	106	585	78	18	37	902
令和3年	78	105	589	78	18	37	905
令和4年	70	105	585	78	18	37	893
令和5年	67	103	573	75	18	37	873
令和6年	67	96	559	65	18	37	842

### (3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和6年11月30日現在)

地域振興局	年	図書類等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	R5	4	3	19	3	0	0	29
	R6	4	2	19	2	0	0	27
	増減	0	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 2
北秋田	R5	19	11	58	6	1	1	96
	R6	19	9	58	4	1	1	92
	増減	0	△ 2	0	△ 2	0	0	△ 4
山本	R5	12	9	41	8	1	1	72
	R6	12	8	41	5	1	1	68
	増減	0	△ 1	0	△ 3	0	0	△ 4
秋田	R5	12	41	231	33	11	22	350
	R6	12	40	227	32	11	22	344
	増減	0	△ 1	△ 4	△ 1	0	0	△ 6
由利	R5	9	7	58	5	0	1	80
	R6	9	8	53	4	0	1	75
	増減	0	1	△ 5	△ 1	0	0	△ 5
仙北	R5	7	17	82	10	5	7	128
	R6	7	15	78	9	5	7	121
	増減	0	△ 2	△ 4	△ 1	0	0	△ 7
平鹿	R5	4	10	56	7	0	4	81
	R6	4	9	54	6	0	4	77
	増減	0	△ 1	△ 2	△ 1	0	0	△ 4
雄勝	R5	0	5	28	3	0	1	37
	R6	0	5	29	3	0	1	38
	増減	0	0	1	0	0	0	1
計	R5	67	103	573	75	18	37	873
	R6	67	96	559	65	18	37	842
	増減	0	△ 7	△ 14	△ 10	0	0	△ 31

## 第4章 子ども・若者の労働

### 1 子ども・若者の就業状況

#### (1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別就職者数

令和6年3月の新規高等学校卒業者6,553人のうち、就職者数は1,774人で、就職率は27.1%となっている。就職者数の内訳を産業別にみると、製造業が629人、公務が281人、建設業が220人、卸売業・小売業が145人となっている。

表4-1 新規高等学校卒業者の就業状況

卒業年月	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒	R5.3卒	R6.3卒
A 卒業者数(人)	7,939	7,814	7,392	7,055	6,991	6,553
B 就職者数(人)※	2,395	2,413	2,057	1,939	1,890	1,774
C 就 職 率(%)	30.2%	30.9%	27.8%	27.5%	27.0%	27.1%
産業別就職者数(人)	2,395	2,413	2,057	1,939	1,890	1,774
農 業・林 業	21	33	33	39	30	26
漁 業	3	0	3	2	1	0
鉱業・採石業、砂利採取業	7	17	8	6	6	12
建 設 業	292	219	234	248	223	220
製 造 業	803	832	636	648	641	629
電気・ガス・熱供給・水道業	40	45	51	52	25	35
情 報 通 信 業	36	39	15	25	26	14
運 輸 ・ 郵 便 業	138	122	71	73	72	60
卸 売 業・小 売 業	209	244	231	165	155	145
金 融 業・保 険 業	13	18	13	10	9	8
不動産業・物品賃貸業	4	19	3	10	12	4
学術研究・専門・技術サービス業	19	22	28	21	18	18
宿泊業・飲食サービス業	124	155	75	52	70	77
生活関連サービス業、娯楽業	65	61	73	44	32	59
教育・学習支援業	1	4	3	2	5	2
医 療・福 祉	128	107	126	115	89	55
複合サービス事業	69	69	42	30	49	35
サービス業(他に分類されないもの)	132	88	108	113	124	87
公務(他に分類されないもの)	282	307	282	276	291	281
上 記 以 外	9	12	22	8	12	7

《資料》学校基本調査

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含まない。

②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含む。  
ため、表2-7(32ページ)の就職者数とは一致しない場合がある。

## (2) 新規高等学校卒業者の就職先地域

令和6年3月の新規高等学校卒業者のうち、就職者1,774人の地域別就職先をみると、県内が1,266人、県外が508人で、県内就職率は71.4%となっている。

表4-2 新規高等学校卒業者の地域別就職者数

(単位:人)

	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒	R5.3卒	R6.3卒
総 数	2,395	2,413	2,057	1,939	1,890	1,774
県 内	1,565	1,637	1,493	1,470	1,400	1,266
県 外	830	776	564	469	490	508
【摘要】 就職先 上位3都道府県	東京 313 宮城 193 埼玉 91	東京 268 宮城 194 神奈川 86	宮城 170 東京 169 神奈川 48	宮城 160 東京 143 神奈川 33	宮城 159 東京 157 埼玉 39	宮城 151 東京 176 神奈川 43

《資料》学校基本調査

## 2 若年層の給与額

若年層の給与額については、企業規模（秋田県内企業）により以下のような相違が見られる。

表4-3 企業規模・年齢5歳階級別給与額

(単位:千円)

企業規模	10から99人		100から999人		1,000人以上	
	年齢階級	決まって支給する現金給与額	所定内 給与額	決まって支給する現金給与額	所定内 給与額	決まって支給する現金給与額
		所定内 給与額		所定内 給与額		所定内 給与額
男女計	264.1	246.3	283.3	266.7	331.1	304.4
～19歳	220.9	200.6	193.1	175.8	186.8	183.7
20～24歳	206.8	191.7	215.4	201.4	239.0	218.6
25～29歳	235.8	219.0	237.3	220.6	293.3	265.0
30～34歳	250.6	228.5	255.7	235.2	310.0	278.2
35～39歳	269.9	248.7	269.0	252.0	346.0	316.0
40～44歳	280.1	259.5	292.6	271.6	376.1	343.3
45～49歳	289.0	266.8	339.7	320.3	363.8	326.8
50～54歳	287.3	270.8	313.5	296.2	357.9	334.1
55～59歳	281.7	263.1	301.7	285.3	380.0	359.0
60～64歳	252.6	237.7	252.8	245.0	271.3	257.1
65～69歳	240.8	234.0	293.8	287.8	199.7	190.9
70歳～	219.5	213.3	271.3	267.2	184.6	169.2

《資料》令和6年賃金構造基本統計調査(秋田県・産業計)

### 3 新規学卒者の初任給

令和6年3月の新規学卒者の初任給を学歴・業種別にみると、大学卒の全国では医療・福祉、秋田県では情報通信業が、高専・短大卒の全国では建設業、秋田県では情報通信業が、高校卒の全国では運輸業・郵便業、秋田県では情報通信業及び生活関連・娯楽業が、それぞれ高い状況となっている。

表4-4 新規学卒者の初任給(産業別、学歴別) (単位:千円)

学歴	産業	全 国			秋田県計 (初任給月額)
		男女計	男	女	
大学卒	建設業	244.1	248.0	230.2	214
	製造業	245.7	245.8	245.6	222
	情報通信業	246.4	247.2	245.0	229
	運輸業・郵便業	234.0	235.5	232.7	210
	卸売業・小売業	247.7	251.4	242.8	210
	金融業・保険業	246.6	248.5	244.7	228
	飲食店・宿泊業	237.4	236.1	238.2	214
	生活関連・娯楽業	238.0	243.0	233.8	220
	医療・福祉	261.7	277.0	254.2	226
	サービス業	228.8	229.9	227.4	193
高専・短大卒	建設業	238.4	245.7	231.5	188
	製造業	219.3	221.5	216.7	185
	情報通信業	231.7	228.1	235.2	197
	運輸業・郵便業	192.9	198.8	189.1	176
	卸売業・小売業	221.5	237.7	211.4	185
	金融業・保険業	223.4	271.4	206.6	183
	飲食店・宿泊業	220.6	237.8	217.3	179
	生活関連・娯楽業	219.0	189.2	223.4	176
	医療・福祉	231.9	262.6	228.6	185
	サービス業	222.4	222.5	222.3	181
高校卒	建設業	204.6	207.1	177.8	179
	製造業	196.4	199.8	188.0	179
	情報通信業	196.7	187.6	212.4	180
	運輸業・郵便業	204.8	209.1	198.7	173
	卸売業・小売業	193.4	192.0	195.1	175
	金融業・保険業	184.0	184.9	183.9	173
	飲食店・宿泊業	197.8	201.0	194.2	176
	生活関連・娯楽業	196.9	189.6	199.8	180
	医療・福祉	196.9	202.2	194.8	172
	サービス業	199.8	204.1	193.9	171

《資料》 全 国:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上  
新規学卒者の所定内給与額表

秋田県:秋田労働局「令和6年3月新規学卒者の初任給情報」

注) 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値。  
(基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含まない。)

## 第3部 子ども・若者行政関係資料

### 1 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

#### (1) 条例制定の経緯・特色

##### ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

県議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

県議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

##### イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

##### ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

##### エ 条例の内容

###### (ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

###### (イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るために重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉

点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付けたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた興行は、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第3号（ストリップショー、ヌードショウ等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、廣告塔、はり紙、廣告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならぬ。

(サ) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、

青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、何人も青少年を深夜に連れ出してはならない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聞くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書類等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

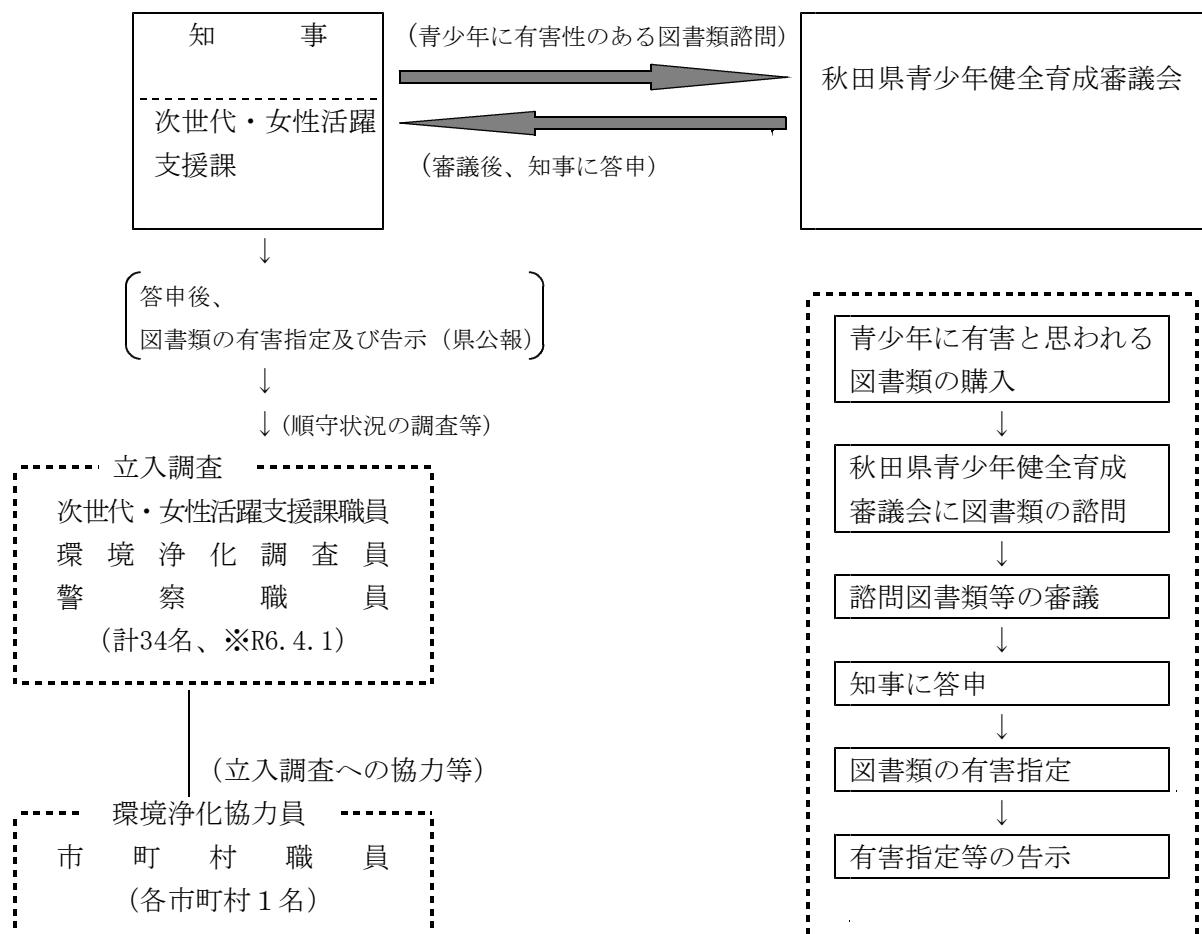
なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

- ⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。
- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること」を加えた。
  - ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。
- ⑧ この条例は、令和元年10月15日に一部改正されている。
- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削った。
- ⑨ この条例は、令和6年10月11日に一部改正されている。
- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部改正により、大麻が麻薬に位置付けられたことに伴い、場所の提供等が禁止される有害行為から大麻を削った。

## 【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



# 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和 53 年 10 月 5 日秋田県条例第 33 号)

改正 昭和 59 年 12 月 21 日 条例第 41 号  
改正 平成 4 年 3 月 31 日 条例第 16 号  
改正 平成 11 年 3 月 19 日 条例第 20 号  
改正 平成 12 年 3 月 29 日 条例第 48 号  
改正 平成 15 年 10 月 6 日 条例第 59 号  
改正 平成 18 年 9 月 29 日 条例第 74 号  
改正 平成 19 年 3 月 13 日 条例第 17 号  
改正 平成 21 年 5 月 29 日 条例第 39 号  
改正 平成 26 年 3 月 28 日 条例第 50 号  
改正 令和元年 10 月 15 日 条例第 15 号  
改正 令和 6 年 10 月 11 日 条例第 59 号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

## 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条 – 第 4 条）

第 2 章 青少年の健全育成の推進（第 5 条 – 第 5 条の 3）

第 3 章 青少年の健全育成のための自主規制等（第 6 条 – 第 8 条の 2）

第 4 章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第 9 条 – 第 19 条）

第 5 章 秋田県青少年健全育成審議会（第 20 条 – 第 24 条）

第 6 章 雜則（第 25 条・第 26 条）

第 7 章 罰則（第 27 条 – 第 29 条）

## 附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

### (市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まって、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

### (県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

## 第2章 青少年の健全育成の推進

### (健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

(1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。

- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。
- (4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 6 歳以上 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィ

ルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 3 号の営業に係るものと除く。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 特定玩具類 性的感覚を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第 7 条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感覚を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないように努めなけ

ればならない。

5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

2 電子公告規則（平成18年法務省令第14号）第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

#### 第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が 20 以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分の一以上であるもの
- (2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて 3 分を超えるもの又は当該場面の数が 20 以上であるもの
- (3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の

目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。

- 6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。
- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩具類とみなす。
  - (1) 下着の形状をした玩具
  - (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

- 3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。  
(自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等)

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。
- 4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。
- 7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

(自動販売機等管理者の設置)

第 13 条の 2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。
- (2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。
- (3) 未成年者でないこと。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第 13 条の 3 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買い受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前 2 項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第 14 条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第 1 項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止)

第 15 条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) 淫らな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
- (2) 麻薬又は覚醒剤を使用する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接

着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為

- (4) 暴力行為
  - (5) 飲酒又は喫煙
  - (6) 賭博
- (深夜連れ出し等の制限)

第 16 条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後 11 時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第 17 条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第 18 条 知事は、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第 19 条 第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

## 第 5 章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第 20 条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第 5 条の 2 第 1 項の規定による推奨
- (2) 第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による指定
- (3) 第 9 条第 2 項第 3 号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第 11 条の規定による措置命令
- (5) 第 18 条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消

し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。
- 4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 第22条(第1項を除く。)及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 第 6 章 雜則

(立入調査)

第 25 条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第 1 項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 7 章 罰則

第 27 条 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 第 14 条第 3 項又は第 15 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 4 項、第 10 条第 2 項、第 12 条第 3 項又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 11 条の規定による措置命令に従わなかつた者

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかつた者
  - (2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者
  - (3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者
- 5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められてい

る図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出

をしたものとみなす。

- 5 この条例の施行の日から平成 16 年 4 月 10 日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第 13 条第 4 項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の 10 日前まで」とあるのは、「平成 16 年 4 月 1 日」とする。
- 6 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

#### 附 則（平成 18 年条例第 74 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 5 条の 3 第 1 項の改正規定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聞くことができる。

#### 附 則（平成 19 年条例第 17 号）

この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 21 年条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 26 年条例第 50 号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(秋田県青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和 28 年秋田県条例第 67 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第 20 条第 1 項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第 21 条第 3 項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和元年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 59 号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号  
改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号  
改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号  
改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号  
改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号  
改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

### 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）
- (2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

#### (自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。
- (2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

#### (有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
  - ① 大たい部を開いた姿態
  - ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
  - ③ 自慰の姿態
  - ④ 排せつの姿態
  - ⑤ 愛ぶの姿態
  - ⑥ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - ① 性交又はこれを連想させる行為
  - ② ごうかんその他の陵辱行為
  - ③ 同性間の行為
  - ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によつてしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見るなどを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。
- (2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。
- (3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

- 7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。
- 8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。
- 2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧  
 (令和6年12月現在)  
 ア 書籍

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日 平成16年5月21日			
2	同上	Say “No” や めて！”とい おう 一悪い人から 自分を守る本 一	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話すテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日 平成16年5月21日			
3	同上	「車いすの犬 チャンプ」 ～ぼくのうし ろ足はタイヤ だよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれる。
	告示日 平成16年9月24日			
4	同上	さとうきび畑 の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本である。
	告示日 平成16年9月24日			
5	同上	ふるさとお 話の旅秋田 「秋田のとつ びん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本である。
	告示日 平成17年9月22日			
6	同上	みんな本を読 んで大きくな った	メディアパ ル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日 平成17年11月22日			
7	同上	ほんのすこし の勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大 切さや国際援助への理解を訴えており、青 少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日 平成18年1月20日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
8	秋田県書店商業組合	この子はこの子でいいんだ私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成18年3月17日			
9	同上	ハッピーバースディ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成18年5月23日			
10	秋田県よい本をすすめる会	逆転の翼ペンシルロケット物語	新日本出版社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知つてもらうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成18年7月21日			
11	同上	いのちの作文難病の少女からのメッセージ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成18年9月26日			
12	同上	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成18年11月21日			
13	秋田県書店商業組合	キャッチャー・イン・ザ・フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成19年1月19日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてくれ！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していくこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。	
	告示日	平成19年3月16日			
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。	
	告示日	平成19年7月20日			
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。	
	告示日	平成19年11月16日			
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命科学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものと考える。	
	告示日	平成21年1月23日			
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード 阿部隆三	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができる事を示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。	
	告示日	平成21年11月20日			
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社 梁瀬 均	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。	
	告示日	平成22年9月17日			
20	同上	走れたいよう天国の草原を	同上 池田まき子	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。	
	告示日	平成22年9月17日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由
21	環境浄化審議会委員	どうしても描きたかった60年前のえにつき	小学館 おくやまひさし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然の素晴らしさを平易な文章とイラストにより描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
22	同上	ウミガメと少年	スタジオジブリ 絵：男鹿和雄	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう少年と、その海岸で淡淡と産卵するウミガメとのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を用いて、青少年に平和と生命の尊さを呼びかける内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
23	同上	まぼろしの大 陸へ 白瀬中尉南極 探検物語	岩崎書店 池田まき子	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手である子どもたちに生き生きと伝えている。年齢を問わず、人間としての魅力に引き込まれてしまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童話作品集	無明舎出版 伊藤永之介	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合う様子が描かれており、当時の言葉遣いにより秋田県人らしい優しさや温かみを感じるなど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年3月18日		
25	同上	金子みすゞ詩集百選 「こだまでしようか、いいえ、誰でも」	ミヤオビパ ブリッシング	自分が育った地域の情景を題材として、自分の感性そのままに素直に詩っている。自然や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、読む者を純粋で優しい気持ちにしてくれる詩集である。
	告示日	平成23年12月9日		
26	読書ボランティアグループ森の実	「満月をまつて」	あすなろ書房	人種への偏見の中で崩れしていく少年。その少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周囲の大人、自然に見守られて成長していく過程が描かれており、青少年が心身ともに成長するための示唆に富んだ物語である。大人にも読んでほしい本である。
	告示日	平成24年9月11日		
27	秋田県子ども読書支援センター員	としょかんライオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを守ると約束して楽しみに通っていたライオンが、ある日友人を助けるために約束を破ってしまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかかわりの中で大切なものは何かをじっくり考えさせられる本である。
	告示日	平成25年6月11日		

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
28	秋田県子ども読書支援センター員	ありがとう、フォルカー先生	岩崎書店	L D (学習障害) に苦しみ、またそのためにはいじめられていた主人公が、フォルカー先生と出会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。	
	告示日	平成25年9月10日			
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しむ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である。	
	告示日	平成25年12月10日			
30	同上	一さつのおくりもの	講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことになった。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。	
	告示日	平成26年6月10日			
31	同上	きみの町で	朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。	
	告示日	平成26年9月9日			
32	同上	約束しよう、キリンのリンリン	フレーベル館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンドリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。	
	告示日	平成26年12月9日			
33	同上	綾瀬はるか「戦争」を聞く	岩波書店	原爆を体験した祖母を持つ広島出身の女優綾瀬はるかさんが、各地の被爆者や戦争関係者を訪ね、インタビューをした記録である。綾瀬さんを通して戦争体験者一人ひとりの思いが受け取れる大切な記録になっており、辛い戦争の記憶を次世代の青少年に語り継いでもらいたい。	
	告示日	平成27年3月10日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
34	秋田県子ども読書支援センター員	ランドセルは海を越えて	ポプラ社	この本は、海外で死と隣り合わせで生きる子どもたちにランドセルを贈る活動を紹介し、ランドセルをもらい喜ぶ子どもたちの笑顔が満載である。命の尊さを知っている子どもたちを通して、生きていること、勉強すること、将来のことについて等を深く青少年に考えてもらいたい。	
告示日		平成27年6月9日			
35	同上	むのたけじ 100歳のジャーナリストから きみへ [学ぶ]	汐文社	この本は、納得のいく人生を送るためにも、幼少青年期に存分に学び、たくさんの友をつくって、一緒に遊び楽しんでほしいと願う作者が、若い読者に向けて贈った“言葉”集である。100歳の現役ジャーナリストの経験や知恵がふんだんに盛り込まれ、未来を担う子ども達への健やかに力強く生きていってもらいたいという思いが伝わってくる自己肯定感にもつながる内容である。	
告示日		平成27年9月11日			
36	同上	10代からの 情報キャッチ ボール入門 使えるメディア・リテラシー	岩波書店	普段、何気なくネットを使っている私たち。このネット上には無数の情報が飛び交っている。ちょっとしたことで誰もが簡単に情報の被害者にも加害者にもなってしまう恐れがあるネット。この本では情報をもっと上手に受け止め、届けられるよう4つの「ギモン」と「ジモン」を学ぶことができる。メディアリテラシーの入門になる本である。	
告示日		平成27年12月8日			
37	同上	鳥海山の空の 上から	小峰書店	夏休み、初めての一人旅で父方の祖父の故郷、鳥海山のふもと矢島を訪れた小5の翔太は、そこで自分と血のつながりのある祖父の妹のお波さんやハトコのユリアと交流を深めていく。初めて見る先祖の写真に、お波さんは、先祖の命が受け継がれていくことと代々どの命も自然の恵みで生きのびることが出来たことを話す。翔太は矢島に自分のルーツを感じていく。その矢島の象徴として雄大な鳥海山がとても身近に存在感大きく描かれている。秋田を故郷とする子どもたちにぜひ読んでもらいたい作品である。	
告示日		平成28年3月15日			
38	同上	16歳の語り部	ポプラ社	東日本大震災から5年。語り部の3人は津波で被害を受けた地区の出身で当時小学5年生だった。5年生といえば何も分からない年齢ではない。その彼らが「あの日、あのとき、何が起こったのかを理解できた最後の世代で、しかも、その体験を自分の言葉で伝えられる最後の世代だ。」と、当時の体験から今に至るまでを語り出した。彼らがなぜ語ろうとするのか、何を伝えたいのか。同世代だからこそわかることもたくさんあるはず。ぜひ同世代の人たちを中心に読んでもらいたい。	
告示日		平成28年6月10日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
39	秋田県子ども読書支援センター員	風をつかまえたウィリアム	さ・え・ら 書房	主人公のウィリアム・カムクワンバは、14歳のとき干ばつによる貧困で学校をやめなければならなくなる。しかし、近くの図書館で風車のことを知り、身の回りの廃品を使いながら、手づくりで風車を完成させる。村に初めてあかりが灯り、地下水の汲み上げにより干ばつにも苦しめられなくなる。2000年以降のアフリカマラウイでの実話。子どもは大人がしてあげなければ何もできない無力な存在ではない。どんな過酷な状況でも、自分の力を信じ、やれることから始めてみる、決してあきらめないというエールをこの作品からも感じてほしいと願い推奨する。	
告示日		平成28年9月13日			
40	同上	16歳からの交渉力	実務教育出版	部活や進路、おこづかいなど、さまざまな悩みを抱えた16歳の高校生たちが、大学の丁教授のもとで模擬授業を受けるという、読みやすいストーリー仕立ての本である。高校生たちの失敗例に「ある、ある」と共感しながら読んでいくと、交渉学とは、身近な学生生活から社会人となってからも、問題解決に役立つ実践的な学問であることが分かってくる。交渉学の基本である「相手のニーズや目標、思いなどを効果的に聞き出す力」を身につけ、周囲とのコミュニケーションを築き、自分の夢も叶えていってほしい。	
告示日		平成28年12月9日			
41	同上	みつばち高校生 富士見高校養蜂部物語	リンデン舎	一人の女子高生が日本ミツバチの魅力に惹かれて、全国でも珍しい“養蜂部”を誕生させ、創部から3年で農業甲子園で優勝するまでの奮闘の日々を描いたノンフィクション。傍らの、程よい距離感で生徒たちを指導する教師や若者を暖かく包み込む地元の人たちが、小さなミツバチの命を守り抜くことを通じて心をつなぎ合わせていく。脚本家である作者の丁寧な取材に基づく文章は、若者達の苦悩や喜び、それぞれの進路へとつながる軌跡を臨場感たっぷりに描く。	
告示日		平成29年3月10日			
42	同上	そして、ぼくは旅に出た。 はじまりの森 ノース・ウッズ	あすなろ書房	大学4年の秋の夜に見た野生のオオカミに出遭う夢を出発点に、北米の秘境「ノース・ウッズ」へと旅した3か月間を記したエッセイ。 文中でたびたび用いられる「センス・オブ・ワンダー（神秘さや不思議さに目を見張る感性）」は、不安でつぶれそうな一人旅の中で磨かれていく。自然は、「目を開き」「心を開き」「時間を開(あ)ける」者にのみ、美しい姿を現すという写真家の心構えを聴く場面は感動的。大人になりかけた若者にこそ、世界の美しさを語ってくれる思慮深い大人の存在が必要だ。若者の生き方を励ましてくれる一冊。	
告示日		平成29年7月25日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
43	秋田県子ども読書支援センター員	バッタを倒しにアフリカへ	光文社 前野ウルド浩太郎	緑色の全身タイツに身を包み、バンザイをして群れの中に身を投じる…著者はバッタアレルギーのため、バッタに触られるとひどいかゆみに襲われるという奇病を持った30歳代のバッタ博士。バッタに食べられたい、という少年の頃の夢を叶え、昆虫学者としての研究費を得るために、バッタの大発生で深刻な飢饉が起こっている砂漠の国・西アフリカのモーリタニアへと旅立つ。やること成すこと奇想天外でありながら、バッタに賭ける本気で周囲を動かしていく。秋田県立秋田中央高等学校出身の著書が、様々な人との出会いを大切にし、チャレンジ精神で自分の道を切り開いていく姿が描かれており、前向きになれる一冊。	
告示日		平成29年11月21日			
44	同上	ハグくまさん	クレヨンハウス	森の木や動物、出会うもの何でもハグしてしまう不思議な熊「ハグくまさん」。ある日生まれて初めて抱きしめたくない物に出くわしてしまう。それは森で一番好きな木に斧を振るった男。怒るハグくまさんがとっさに取った行動とは?ぶっきらぼうに振る舞いながら、実はハグくまさんのように、誰かにありのままの自分を抱きしめてもらいたいと希求する思春期の人の心にも響く絵本である。 また、人としての愛情を豊かに育て、青少年の健全な心身の成長に役立つ一冊である。	
告示日		平成30年3月13日			
45	同上	かならずお返事書くからね	P H P 研究所	アメリカのごく普通の少女ケイトリンは、学校の課題で、聞いたことのないアフリカの国ジンバブエの少年マーティンと文通を始めることになる。二人は文通を通して仲良くなり、お互いの返事を心待ちにするようになる。けれども政情不安定なジンバブエのスラム街に住んでいるマーティンは、成績は優秀でも生活さえままならない状態。やがて返事も来なくなる。実情を知ったケイトリンはマーティンのために動きだす。1万キロの距離を越えて親友として心を通わせた二人の実話である。	
告示日		平成30年7月31日			
46	同上	クニマスは生きていた!	汐文社 池田まき子	かつて田沢湖では、国鱒漁を生業にして生きていた人たちがいた。けれども、水力発電と農業用水のためのダム湖にするため酸性水が導入され、湖は魚が住めなくなってしまう。もちろん田沢湖にしかいなかつた国鱒も姿を消した。この本では、秋田県田沢湖の現在に至るまでの史実がわかりやすく綴られ、最後のクニマス漁師・久兵衛さんの強い思いも伝わってくる。郷土秋田を担う青少年が、自然とどのように向き合っていったらよいのか深く考えさせられる一冊である。	
告示日		平成30年11月27日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
47	秋田県子ども読書支援センター員	流鏑馬ガール！	ポプラ社	舞台は流鏑馬がさかんな青森県十和田市。流鏑馬の練習で大怪我をし相棒の馬を死なせてしまった過去を持つ舞衣子は、高校入学後は弓道部に入部を決める。同じクラスには、かつての舞衣子の流鏑馬姿を見て、流鏑馬をするために東京から引っ越してきた弓道の元国体選手美鶴がいた。美鶴は舞衣子と一緒に流鏑馬をしようと誘うが、舞衣子は過去の事故を乗り越えられていなかった。中高校生が身近に感じられる悩みも描かれており、東北秋田に暮らす自分と重ね合わせて読めるような作品である。	
告示日		平成31年3月12日			
48	同上	カレーライスを一から作る	ポプラ社	武蔵野美術大学「関野ゼミ」で行われた「カレーライスを一から作る」計画を書籍化したもの。スーパーマーケットで簡単に揃えられるカレーライスの材料を、この計画ではすべて一から作り育てる。野菜は種から育て、米は苗から育てる。肉は鳥をヒナから育てて自分たちで屠る。器もスプーンも塩もすべて手作りです。学生たちへのインタビューや写真も豊富で、活動の経過を具体的に知ることができる。自然の恵みや育んだ命をいただくことから、生きるために大切なこととは何かを深く考えさせる作品である。	
告示日		令和元年7月26日			
49	秋田県子ども読書支援センター長	〈世界に生きる子どもたち〉すごいね！みんなの通学路	西村書店	世界各国の子どもたちの通学路を写真で紹介した絵本である。その通学路は、私たちがイメージする通学路とは大きく異なり、川を歩いて渡るところや空中のロープをたぐりながら渡るところなど、命がけと思うような通学路がある。それでも、学校に通おうとする子どもたちの表情からは、学校に通える喜びが伝わってくる。そこには、夢や希望に向かうひたむきさも感じられ、勇気と元気を与えてくれる。世界を見渡せばまだ貧困等で学校に通えない子どもたちもあり、世界の状況や子どもたちの権利を考えるきっかけになる本である。	
告示日		令和元年12月6日			
50	ノーブスミー	森のゲオルグ	出版ワークス	ハンディキャップを持った妖精の主人公が、自身の強みや可能性を感じ生きていく姿は読者である子どもたちの心を勇気づけ豊かにする。親子のふれあいの場や読み聞かせの場に最適な情育絵本である。	
告示日		令和2年3月10日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
51	秋田県子ども読書支援センター長	競歩王	光文社	スランプに陥った大学生作家と、箱根駅伝の夢が破れ競歩に転向した陸上選手が、互いに影響しあいながら、自分の進むべき道を模索していく物語。天才高校生作家としてデビューした榛名忍だったが、その後の刊行作は振るわず、自信喪失していく。そんな中、東京オリンピックを題材にした次回作の話があり、口にした競技が「競歩」だった。特別な思いはなかったが、取材対象の大学の後輩八千代の練習を見続けているうちに、榛名の意識が大きく変わっていく。もがき苦ししながらも自分に勝とうと必死に健闘する二人の姿をぜひみてもらいたい。	
告示日		令和2年3月10日			
52	秋田県子ども読書支援センター長	となりのアブダラくん	講談社	小6の晴夜（ハル）は体格もよく、空手は有段者だが、手芸が大好きでクラスメイトには内緒にしている。ある日パキスタンからイスラム教徒の転校生がやってきた。イスラム教徒で生活様式も異なり日本語も話せないアブダラくんのお世話係に任命される晴夜。意思の疎通もできず、戸惑いと苛立ちがつるるが、異文化の中に飛び込んできた転校生との関わりから、みんな同じでないこと、他者を尊重することを学んでいく。 人と違うことは恥ずかしいことなのか、自分の身近な問題として読んでほしい作品である。（出版は2019年11月）	
告示日		令和2年8月7日			
53	秋田市立豊岩小学校長	ずっと見つめていた	偕成社 森島いずみ	小6の越（えつ）の一家は、妹つぐみの化学物質過敏症が治らないため、埼玉県から富士山の見える山梨県に引っ越す。都会から大きく環境が変わった越は、複雑な思いで地元の中学校に通う。母親は、地元の食材を使った自然食の食堂をオープンさせるが、なかなか軌道に乗らない…。 由利本荘市出身の著者の実体験をもとに書かれた、ある家族の再生の物語である。化学物質過敏症という現代的課題について、身近に感じ、理解を深めながら読み進めることができる作品である。	
告示日		令和2年11月27日			
54	ノーブスミー	わたしはだれ？ Who am I?	出版ワークス	「地球は生きている！」。地球は有機体であり、感情や感覚おろか意思もある。シンプルなイラストと本文をとおして、母なる地球の本当の価値やあるべき姿をやさしく描写。子どもたちが「生命の大切さ」を学び、「自然を愛する心」を育むのに役立つ。日英併記により、外国人にも対応。	
告示日		令和3年3月23日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
55	秋田県子ども読書支援センター長	なまはげ	汐文社 池田まき子	<p>「男鹿のナマハゲ」その名前を耳にした人は多くても、その伝説を知っている人はどのぐらいいるだろうか。この絵本は起源の一つである「漢の武帝説」をもとに、ノンフィクション作家として知られる秋田出身の池田まき子さんが、なまはげを地域の宝として大事に継承してほしいという願いを込めて文を担当している。</p> <p>作品からは、なまはげを地域の守り神として崇め、厳かな気持ちで行事を行ってきた人々の気持ちが伝わってくる。郷土を思う気持ちは脈々と受け継がれるのだと思わせてくれる作品である。(2020年12月)</p>	
告示日		令和3年3月23日			
56	嶋田葵(浜風帆)	親子マンタふわり	文芸社 浜風帆	<p>中学1年生の主人公が、お母さんの死を受け入れ寄り添い、前を向いて歩き始める話を誠実に描いている。ラジオドラマベースの話なので、大人から子どもまで読みやすく、そつと誰かに寄り添ってある本として、中学生の手に届くところに置いてほしい。</p> <p>中学1年生とそのお父さん、そして亡くなったお母さんを含めた家族の話。お母さんの死、そして父と娘のすれ違いで忘れ失ったものを、お母さんの残してくれたマンタの思い出を元に、お互いの心に触れ取り戻していく、死に寄り添いながらも前を向いて歩き出す話である。</p>	
告示日		令和3年10月29日			
57	深澤亮	ふたりのももたろう	ドリームインキュベータ 作：木戸優起 絵：キタハラケンタ	<p>慣れ親しんだ桃太郎と、少しの違いで別の生き方を辿る桃太郎を切り口に、多様性の尊重が求められる現代社会において、児童が自分と異なる立場で考え、他者を尊重するきっかけ作りに最適な題材である。</p> <p>また、最後を問いで終わらせている為、現代社会で求められる、答えのない問い合わせる機会にもなる本である。(令和3年8月出版)</p>	
告示日		令和4年12月6日			
58	鈴木勇人	雨にシュクラン	講談社 こまつあやこ	<p>憧れであった高校を家庭の事情により3ヶ月で中退せざるを得なかった主人公が、揺れ動く思春期の中で自己と向かい合い、視野を広め、新しい人間関係や文化・社会との関係性を築いていく。</p> <p>多数派と異なる行動をとることに非常に勇気がいる学生時代に、はじめの一歩を踏み出すきっかけを与え、人生における希望や前へ進む勇気を与えてくれる本である。(令和5年4月出版)</p>	
告示日		令和5年12月1日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
59	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	アマゾンのふ しぎな森へよ うこそ！ 先住民の声に 耳をすませば	合同出版 株式会社 南 研子	<p>ブラジル・アマゾンの先住民と2000日以上を共に過ごした著者が、環境変化や文化の破壊等に対応しながら、伝統的な暮らしを未来につなぐ人々の姿をまとめたノンフィクション。アマゾンにおける現状、課題をはじめとして、世界の広さと環境問題について学ぶことができ、現地で暮らす人の生活を詳細かつ分かりやすく説明しています。</p> <p>S D G s が叫ばれる社会において、生きる力や社会参加の意欲を喚起する図書であり、時代が進歩しても決して忘れてはならないものがあると気付かせてくれる1冊。(令和5年9月出版)</p>	
告示日		令和6年11月1日			
60	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	おとうとのね じまきパン ずっとむか し、満州とい う国であつた こと	合同出版 株式会社 高橋うらら	<p>丹念な取材により書き上げられた、幼少期に満州へ渡った少女の満州引き上げの記録。戦争は終わったのに、なぜ日本に帰れなかつたのか、戦争が終わった時に中国にあつた「満州国」ではどのような状況だったのか、といった教科書には書かれないと歴史を学ぶことができる1冊。</p> <p>「満州国」を知らない子どもたちへ、その悲しい歴史や戦争の愚かさを分かりやすく、やさしく語りかけます。(令和6年4月出版)</p>	
告示日		令和6年11月1日			
61	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	スマイルサッ カー	合同出版 株式会社 シチーチ、 杉山 詩音	<p>障害のある子もない子も、みんなでサッカーができる「スマイルサッカー教室」を題材に、社会の中の居場所づくりについて考えさせられる1冊。誰ひとり取り残さないサッカー教室のお話から、インクルーシブ教育へのヒントを得ることができます。</p> <p>共生や協調、多様性といった人間社会の在り方を知ることができる絵本で、子どもたちが共生社会を考えるきっかけとなる1冊。(令和6年4月出版)</p>	
告示日		令和6年11月1日			
62	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	せんそうがお わるまで、あ と2分	合同出版 株式会社 著 ジャック・ゴー ルド・ステイン 訳 長友 恵子	<p>同じ日に同じ村で生まれた幼なじみのエピソードをもとに作られた作品。徵兵された2人は、戦場でも変わらず支え合い、残り数時間後に戦争が終了するまでに至りますが、最後まで戦場に出向くことになってしまいます。</p> <p>戦争の悲惨さ、愚かさを、シンプルかつあたたかいタッチで分かりやすく伝えながら、「戦争と平和」というテーマについて、子どもたちに考えさせる1冊。(令和5年4月出版)</p>	
告示日		令和6年11月1日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
63	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	フツウと違う 少数派のキミへ ニューロダイ バーシティの すすめ	合同出版 株式会社 鈴木 慶太	<p>マイノリティの当事者を読者の対象と想定して、社会に適応するためのアドバイスを分かりやすく語りかける1冊。悩める10代に向けて、就労支援事業や放課後デイサービス事業を行う株式会社Kaienが、この社会で自分らしく生きていくためのコツを、漫画や図解で伝えます。</p> <p>本書のキーワードは“ニューロダイバーシティ”。近年、一人ひとりの顔や声が違うように、それぞれの脳も異なることが分かってきています。ニューロダイバーシティの考え方を解説した上で、特性に応じた対処法等を紹介しています。（令和5年8月出版）</p>	
告示日		令和6年11月1日			
64	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	てんじつきさ わるえほん たのしいらく ご①まんじゅ うこわい	合同出版 株式会社 一般社団法 人落語ユニ バーサルデ ザイン化推 進協会	<p>発案者の落語家・春風亭昇吉師匠が、盲学校で落語のボランティア公演を行った経験から、障害のあるなしにかかわらず、誰もが触って楽しめる絵本を作りたいと考え、制作された絵本。触図と点字がついていて、目の見えない子も見える子も、一緒にクイズを解きながら、落語の世界を体験できます。</p> <p>また、巻末にあるQRコードから3Dプリンター用の設計データをダウンロードし、絵本に登場するものの立体模型を作って触ることができるなど、より学びを深められる工夫が施されています。</p> <p>子どもたちに「想像力を發揮し、バリアを越えて楽しんでほしい」という願いがつまつた1冊。（令和6年4月出版）</p>	
告示日		令和6年12月6日			
65	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	犬がえらんだ 人捨て犬ドンと おじさんの命の ものがたり	合同出版 株式会社 今西 乃子	<p>多くの動物たちを救ったマルコ・ブルーノさんと、愛犬ドンの本当にあった出会いをもとに作られたお話。</p> <p>ドンは飼い主にいじめられ、ご飯もろくに与えてもらはず、ついには家から離れた川原に捨てられます。</p> <p>川原で佇むドンを見つけたマルコおじさんは、ドンに近寄り、えさを与えて話しかけます。はじめは心を閉ざしていたドンでしたが、物語が進むにつれ、徐々にマルコおじさんに心を許していきます。</p> <p>子どもと大人が一緒に読むことで、命の大切さを考えるきっかけとなる1冊。（令和6年3月出版）</p>	
告示日		令和6年12月6日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
66	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	世界でいちばんリクエストのおおいいくつ屋さん	合同出版 株式会社 十河 孝男、 十河ヒロ子	<p>実話をもとにつくられた、共生社会を身近に考えられる絵本。物語の主人公で、元てぶくろ工場を営んでいた十河さんは、高齢者施設の園長をしている友人から「転びにくいくつ」をつくってほしいと頼まれ、初めてのくつ作りに挑みます。</p> <p>開発のためにたくさんのお年寄りの足を観察することで、十河さんは足の左右差に悩む人がいることに気付き、次第に誰ひとり取り残さないくつの開発に挑戦するようになります。</p> <p>子どもたちへ、自分とは異なる特徴がある人を理解し、思いやりの心を持って接することの大切さや、誰かのために一生懸命頑張ることの大切さを伝える1冊。(令和5年9月出版)</p>	
告示日		令和6年12月6日			
67	合同出版 営業 プロモート部 寺島紗月	専門家と回復者に聞く 学校で教えてくれない本当の依存症	合同出版 株式会社 監修 松本 俊彦 田中 紀子 著者 風間 晓	<p>学校の薬物乱用防止教室では知ることができない、リアルな依存症の話を知ることができる1冊。</p> <p>依存症の家族と過ごし、悩んでいる子どもたちの質問に、専門家や多くの依存症当事者が会話形式で答えていきます。また漫画を交えることで、依存症のケースや依存症当事者の体験などが分かりやすく解説されています。</p> <p>本書を読むことで、依存症とは何か、回復していくとはどういうことかといった、依存症にまつわる正しい情報を身につけるきっかけになります。(令和5年10月出版)</p>	
告示日		令和6年12月6日			
68	秋田県子ども読書支援センター 田丸美穂	彼女たちのバックヤード	株式会社 講談社 森埜こみち	<p>秋田育ちの作者が描く、3人の女子中学生を主人公とした、人間関係のすれ違いを描いた友情小説。</p> <p>ある出来事をきっかけに、お互いの思いが交錯し、すれ違ってしまう彼女たち。しかし、それぞれ抱える問題が明らかになっていく中で、お互いを理解しようと心を開きながら、友情を深めていきます。</p> <p>実際に起こりうる「すれ違い」をテーマに、人間関係の在り方や他人を思いやる大切さについて考えさせられる1冊。(令和6年1月出版)</p>	
告示日		令和6年12月6日			

イ 映画

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会 事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画 「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」製作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。	
	告示日	平成16年5月21日			
2	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画 「あした元気にな～れ！～半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ！～半分のさつまいも～」製作委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれから未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていただくことが青少年の健全育成に有益であると認められる。	
	告示日	平成17年5月20日			
3	同上	長編アニメーション映画 「ガラスのうさぎ」	ゴーゴービジュアル企画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。	
	告示日	平成17年9月22日			
4	同上	ドキュメンタリー 「プライドinブルー」	制作 バイオタイプ 監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴える。	
	告示日	平成19年7月20日			
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。	
	告示日	平成21年7月17日			
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～稻の旋律」	レジェンド・ピクチャーズ	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。	
	告示日	平成22年3月23日			

	推 薦 者	題 名	発 行 所	推奨理由	
7	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	野球部員、演劇の舞台に立つ！	制作 京映アーツ	福岡県南部の強豪・八女北高校野球部。春の選抜甲子園出場を目指し猛練習に励んできたが、敗退してしまう。そんな折、エースの望月ら中心選手は突然、監督から演劇部に参加するよう命令される。反発する野球部員たち。一方の演劇部でも野球部員の突然の参加に不満が爆発する。課せられた舞台の演目はボクシングのチャンピオンを目指す若者の物語り。若者の心に湧き上がる不安、希望、熱い思い、そんな彼らを精一杯理解して応援している大人たちとの絆を、瑞々しい映像で描いている。プロデューサーの鈴木一美氏が大仙市出身である。	
告示日		令和元年 7月26日			

#### ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種 別	品 名	制作（販売）会社
1	昭和55年 9月 2日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年 7月 21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No. 6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年 6月 14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERMENT CUSTOM MODEL	国際産業(株)
9	平成10年 5月 22日	刃物（ナイフ）	バタフライナイフ（通称）	形状を規制
10	平成20年 7月 18日	刃物（ナイフ）	ダガーナイフ	形状を規制

(注) 有害がん具に指定されているものを青少年（18歳未満）に販売することは禁じられている。

## 2 相談機関・窓口一覧

※特に記載がない限り、祝日・年末年始を除きます。

### 子ども・若者に関する総合相談窓口

社会生活を送る上で困難を抱える  
子ども・若者の相談全般

#### ① 大仙市子ども・若者総合相談センター「ひおら」

大仙市大曲丸の内町1-11-2  
●月～金 9:00～17:00  
●TEL 0187-66-1106

#### ② 大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」

大仙市大曲須和町1-6-46  
●月・木・金・土・日 11:00～19:00  
●TEL 0187-62-5150

### 教育相談

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む  
子どもや保護者等の相談

#### ③ 24時間子供SOSダイヤル

●24時間・365日（祝日・年末年始含む）  
●TEL 0120-0-78310（フリーダイヤル）

いじめ、虐待、学校や家庭での悩み等の相談

#### ④ 秋田地方法務局「こどもの人権110番」

秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0120-007-110（フリーダイヤル）

不登校、いじめ、問題行動等、生徒指導関係、  
障害等に関わる就学や進路に関する相談

#### ⑤ 秋田県中央教育事務所「すこやか電話」

秋田市山王4-1-2 県秋田地方総合庁舎3F  
●月～金 8:30～17:00  
●TEL 0120-377-904（フリーダイヤル）

#### ⑥ 秋田県北教育事務所「すこやか電話」

北秋田市鷹巣字東中岱76-1  
●月～金 8:30～17:00  
●TEL 0120-377-914（フリーダイヤル）

#### ⑦ 男鹿市役所「なまはげハートコール」

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0185-24-9101

#### ⑧ 秋田県総合教育センター「すこやか電話」

潟上市天王字追分西29-76  
●月～金 8:30～17:00  
●TEL 電話相談専用 0120-377-804（フリーダイヤル）

#### ⑨ 秋田県総合教育センター「来所相談」

潟上市天王字追分西29-76  
●月～金 9:00～16:00  
●TEL 来所相談申込 018-873-7205

#### ⑩ 秋田県南教育事務所「すこやか電話」

横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3F  
●月～金 8:30～17:00  
●TEL 0120-377-943（フリーダイヤル）

不登校に関する相談、学校生活に関する相談、  
不登校児童の居場所

#### ⑪ すくうる・みらい

秋田市八橋運動公園1-10 ソユースタジアム内  
●月～金 9:00～16:00  
●TEL 018-888-5808

#### ⑫ スペース・イオ

秋田市中通2-1-51 秋田明徳館高等学校内  
●月～金 9:45～15:00  
●TEL 018-834-0537

#### ⑬ フリースクールKOU

秋田市山王中島町1-1 県生涯学習センター内  
◎若者の居場所  
●水・金 13:00～16:30  
●TEL 018-853-4367  
◎親の居場所、保護者相談会  
●第2水 14:00～16:00  
●TEL 018-853-4367

#### ⑭ フリースクールRAUM

秋田市泉北一丁目17-26  
◎電話相談  
●月～金 10:00～15:00  
●TEL 018-862-6777  
◎LINEトーク相談  
●土・日 18:00～24:00  
●LINEトーク相談  
<https://line.me/ti/p/6RuzyKbBFP>  
◎Email akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp

#### ⑮ 適応指導教室 かづのこもれび教室

鹿角市花輪字荒田1-1 鹿角市教育センター内  
●月～金 9:00～15:00  
●TEL 0186-22-0275

#### ⑯ 子どもの居場所 いちごの実

小坂町小坂鉱山字栗平19-12 みんなのお家 だんらん内  
●開催日 月・火・木・金 9:00～17:00  
●TEL 0186-25-8020

#### ⑰ 適応指導教室 大館おおとり教室

大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター内  
●月～金 9:00～15:00  
●TEL 0186-42-4888

⑯ **スペース・イオ おおだて**

大館市柄沢字狐台52-2 大館鳳鳴高等学校 桜橋館内  
●月～金 9:30～14:25  
●TEL 0186-42-0232

⑰ **適応指導教室 北秋田さわやか教室**

北秋田市材木町2-2 北秋田市交流センター内  
●月・火・木・金 9:00～15:45  
●TEL 0186-62-4860

⑱ **あきたリフレッシュ学園**

北秋田市鎌沢字石渕44 合川学童研修センター内  
●月～金 9:00～16:00  
●TEL 0186-78-4180

⑲ **教育支援センター はまなす広場**

能代市萩の台1-28 サン・ウッド能代内  
●月～金 9:00～15:00  
●TEL 0185-52-8282

⑳ **フリースクール・フレスク**

能代市落合字下大野1-35  
●月～金 10:00～15:00  
●TEL 090-9032-8206

㉑ **教育支援センター あすなろ教室**

三種町鶴川字西本田2 三種町八竜公民館内  
●月・水・金 9:00～15:00  
●TEL 0185-85-2177

㉒ **教育支援センター 中央さわやか教室**

潟上市天王字長沼132-21 潟上市勤労青少年ホーム内  
●火～金 9:00～15:00  
●TEL 018-873-7666

㉓ **適応指導教室 本荘ふれあい教室**

由利本荘市東町15 由利本荘市教育支援センター内  
●月・水・木・金 9:15～15:00  
●TEL 0184-22-7750

㉔ **教育支援センター ぱすてる**

にかほ市平沢字八森31-1  
にかほ市総合福祉交流センター スマイル内  
●月～金 8:00～16:30  
●TEL 0184-74-4181

㉕ **大仙・美郷教育支援センター フレッシュ広場**

大仙市大曲日の出町2-7-53 大曲交流センター内  
●火～金 9:00～15:00  
●TEL 0187-63-8317

㉖ **教育支援センター さくら教室**

仙北市西木町上荒井字古堀田47 仙北市役所西木庁舎内  
●月～金 9:00～12:00  
●TEL 0187-43-3387

㉗ **スペース・イオ かくのだて**

仙北市角館町小館77-2 角館高等学校 駒草キャンパス内  
●月～金 9:50～15:10  
●TEL 0187-54-1366

㉘ **フリースクール セイルオン**

横手市平鹿町醍醐字上醍醐57-1  
●月～金 14:00～20:00、土 9:00～18:00  
●TEL 090-3757-6499

㉙ **適応指導教室 南かがやき教室**

横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 醍醐公民館内  
●火～金 9:00～15:00  
●TEL 0182-25-3080

㉚ **適応指導教室 西かがやき教室**

横手市大雄字三村東18 大雄農業団地センター内  
●火～金 9:00～15:00  
●TEL 0182-23-8648

㉛ **スペース・イオ よこて**

横手市前郷二番町10-1 横手高等学校 青雲館内  
●月～金 9:30～15:30  
●TEL 0182-32-2011

㉜ **適応指導教室 そよ風教室**

湯沢市字沖鶴69-5 湯沢市文化交流センター内  
●月～金 9:00～15:00  
●TEL 0183-78-0720

**子育て相談**

乳幼児期の心身の発達（しつけ、ことば、情緒、社会性など）や、小中高生の家庭教育上の心配など、子育て等の悩み相談

㉖ **秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課  
「家庭教育相談（ぐりーん・えこー）」**

秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所2F  
●月～土（祝日含む、年末年始除く） 9:00～17:00  
●TEL 平日 018-827-6413、土・祝 018-887-5337

㉗ **秋田市版ネウボラ**

秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所内  
●月～金 8:30～17:00  
●TEL 018-883-1175

㉘ **鹿角市子ども未来センター  
「子育て総合案内所OGARE」**

鹿角市花輪字八正寺13 文化的杜交流館 コモッセ内  
●毎日（祝日含む、年末年始除く） 9:00～18:00  
●TEL 0186-30-0855

㉙ **鹿角市子育て世代包括支援窓口「PIKE☆PIKE」**

鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0186-30-0265

⑯ 大館市子ども家庭総合支援拠点 ほっと

大館市字中城20 大館市役所内

●月～金 9:00～17:00

●TEL 0186-49-0340

⑰ 大館市子育て世代包括支援センター

「子育てサポートさんまる」

大館市字三ノ丸55 大館市保健センター内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0186-43-7101

⑱ 北秋田市子ども家庭総合支援拠点

北秋田市花園町19-1 北秋田市役所内

●月～金 9:00～17:00

●TEL 0186-84-8778

⑲ 北秋田市子育て世代包括支援センター「ココロン」

北秋田市宮前町9-69 北秋田市保健センター内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0186-62-6681

⑳ 上小阿仁村子育て世代包括支援センター

上小阿仁村小沢田字向川原118 上小阿仁村役場内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0186-77-3008

㉑ 能代市子ども家庭総合支援拠点

能代市上町1-3 能代市役所内

●月～金 9:00～17:15

●TEL 0185-89-2947

㉒ 能代市家庭児童相談室

能代市上町1-3 能代市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-89-2955

㉓ 能代市子育て世代包括支援センター

「めんchocoでらす」

能代市上町1-3 能代市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-89-2948

㉔ 藤里町家庭児童相談窓口

藤里町藤琴字藤琴8 藤里町役場内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-79-2113

㉕ 藤里町子育て世代包括支援センター

藤里町藤琴字藤琴8 藤里町役場内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-79-2113

㉖ 三種町こども家庭センター

三種町豊岡金田字森沢1-2 三種町子育て交流施設みっしゅ内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-74-7758

㉗ 八峰町子育て世代包括支援センター

八峰町峰浜目名潟字目名潟118 八峰町役場内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-76-4608

㉘ 男鹿市子育て健康課こども家庭班（こども家庭センター）

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-24-9147

㉙ おがっこネウボラ（こども家庭センター）

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-27-8155

㉚ 濁上市子ども家庭総合支援拠点

濁上市天王字棒沼台226-1 濁上市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-853-5360

㉛ 濁上市子育て世代包括支援センター「かたるん」

濁上市天王字棒沼台226-1 濁上市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-853-5372

㉜ 五城目町子育て世代包括支援センター

「すぎのこてらす」

五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-852-5180

㉝ 八郎潟町子育て世代包括支援センター

八郎潟町字大道84 八郎潟町保健センター内

●月～金 8:30～17:00

●TEL 018-875-2800

㉞ 井川町地域子育て支援センター

井川町坂本字山崎49-1

井川町子育て支援多世代交流館「みなくる」内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-838-6913

㉟ 井川版ネウボラ

井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1 井川町健康福祉課内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-874-4426

㉟ 大潟村子育て世代包括支援センター

大潟村中央1-13 大潟村保健センター内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-45-2613

㉟ 由利本荘市子ども家庭総合支援拠点

由利本荘市尾崎17 由利本荘市役所内

●月～金 8:30～16:00

●TEL 0184-24-6319

- 61 **由利本荘市子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」**  
由利本荘市瓦谷地1 本荘保健センター内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 080-2845-6720
- 62 **にかほ市家庭児童相談室**  
にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 にかほ市役所仁賀保庁舎内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0184-32-3036
- 63 **にかほ市子ども家庭総合支援拠点**  
にかほ市平沢字八森31-1  
にかほ市総合福祉交流センター スマイル内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0184-74-4045
- 64 **にかほ市ネウボラ「あのね」**  
にかほ市金浦花潟83-1 金浦保健センター内  
●水～金（不定期） 9:30～、10:30～  
※具体的な開催日はにかほ市ホームページに掲載。  
●TEL 0184-38-4200
- 65 **大仙市こども家庭センター**  
大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福祉会館内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0187-73-6811、相談専用電話 080-2813-6153
- 66 **大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」**  
大仙市大曲丸の内町1-11-2  
●月～金 9:00～17:00  
●TEL 0187-66-1106
- 67 **大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」**  
大仙市大曲須和町1-6-46  
●月・木・金・土・日 11:00～19:00  
●TEL 0187-62-5150
- 68 **仙北市こども家庭センター（母子保健）**  
仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所角館庁舎内  
●月～金 8:30～16:30  
●TEL 080-2813-0835、0187-43-2252
- 69 **美郷町こども家庭センター**  
美郷町土崎字上野乙170-10 美郷町役場内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0187-84-4904
- 70 **横手市家庭児童相談室**  
横手市中央町8-2 横手市役所内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0182-35-2133
- 71 **横手市子育て応援窓口**  
横手市駅前町1-21 横手市児童センターY2ぶらざ内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0182-32-2426

- 72 **湯沢市子ども家庭総合支援拠点**  
湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0183-55-8275
- 73 **湯沢市子育て世代包括支援センター「HUG（はぐ）」**  
湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0183-55-8275
- 74 **湯沢市子育て支援総合センター「すこやか」**  
湯沢市柳町2-1-39  
●月～日 8:30～17:00（祝日除く）  
●TEL 0183-72-3501
- 75 **羽後町子育て支援センター**  
羽後町床舞字明通68  
●月～金 9:00～16:00  
●TEL 0183-62-5228
- 76 **東成瀬村こども家庭センター**  
東成瀬村田子内字仙人下30-1 東成瀬村役場内  
●月～金 8:30～17:15  
●TEL 0182-47-3410
- 子どもや子育てに関する質問、悩み相談
- 77 **小坂町社会福祉協議会「繋がる安心」**  
小坂町小坂字上前田7-1 小坂町社会福祉協議会内  
●月～金 8:30～17:30  
●TEL 0186-29-3221  
●Email kadaru@kosaka-syakyo.net
- 不登校の児童・生徒、ひきこもりがちな若者の家族を対象にした相談
- 78 **湯沢市社会福祉協議会 家庭とつながる子育て相談会**  
湯沢市古館町4-5 湯沢市社会福祉協議会（湯沢市福祉センター）内  
●開催日時についてはお問い合わせください。  
●TEL 0183-73-8696

## 児童福祉相談

子育て、非行、心身障害、性格上の問題、  
情緒不安定、いじめ、虐待等に関する相談

### 79 秋田県子ども・女性・障害者相談センター 児童女性相談部（中央児童相談所）

秋田市手形住吉町3-6

#### ◎子ども家庭相談電話

- 24時間・365日（祝日・年末年始含む）
- TEL 0120-42-4152（フリーダイヤル）

#### ◎児童相談所電話相談

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-827-5200

#### ◎来所相談

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 来所予約電話 018-827-5200

#### ◎メール相談

- Email soudan@mail2.pref.akita.jp

### 80 秋田県警察本部人身安全対策課

#### 少年サポートセンター「やまびこ電話」

秋田市山王4-1-5

- 月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）
- TEL 相談専用電話 018-824-1212

### 81 秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課

#### 「子ども家庭相談」

秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所2F

- 月～土（祝日含む、年末年始除く） 9:00～17:00
- TEL 平日 018-827-6017、土・祝 018-887-5339

### 82 秋田市福祉事務所

秋田市山王1-1-1 秋田市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-888-5657

### 83 鹿角市福祉事務所

鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-30-0627

### 84 秋田県北児童相談所

大館市十二所字平内新田237-1

県北秋田地域振興局大館福祉環境部内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-52-3956

### 85 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部（北福祉事務所）

大館市十二所字平内新田237-1

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-52-3951

### 86 大館市子ども家庭総合支援拠点 ほっと

大館市字中城20 大館市役所内

- 月～金 9:00～17:15
- TEL 0186-49-0340

### 87 大館市少年相談センター

大館市字桜町南45-1 大館市立中央公民館内

- 月～金 9:00～17:00
- TEL 0186-42-0769

### 88 大館市福祉事務所

大館市字中城20 大館市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-43-7054

### 89 北秋田市子ども家庭総合支援拠点

北秋田市花園町19-1 北秋田市役所内

- 月～金 9:00～17:00
- TEL 0186-84-8778

### 90 秋田県山本地域振興局福祉環境部（山本福祉事務所）

能代市御指南町1-10

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-52-5105

### 91 能代市家庭児童相談室

能代市上町1-3 能代市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-89-2955

### 92 能代市福祉事務所

能代市上町1-3 能代市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-89-2154

### 93 藤里町家庭児童相談窓口

藤里町藤琴字藤琴8 藤里町役場内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-79-2113

### 94 男鹿市子育て健康課こども家庭班（こども家庭センター）

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-24-9147

### 95 秋田県秋田地域振興局福祉環境部（中央福祉事務所）

潟上市昭和乱橋字古開172-1

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-855-5175

### 96 潟上市子ども家庭総合支援拠点

潟上市天王字棒沼台226-1 潟上市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-853-5360

### 97 潟上市福祉事務所（子育て応援課）

潟上市天王字棒沼台226-1 潟上市役所内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-853-5360

**98 由利本荘市子ども家庭総合支援拠点**

由利本荘市尾崎17 由利本荘市役所内  
 ●月～金 8:30～16:00  
 ●TEL 0184-24-6319

**99 由利本荘市子育て世代包括支援センター****「ふあみりあ」**

由利本荘市瓦谷地1 本荘保健センター内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 080-2845-6720

**100 児童家庭支援センター「こねくと」**

にかほ市平沢字八森31-1  
 にかほ市総合福祉交流センター スマイル内  
 ●月～土 9:00～18:00  
 ●TEL 0184-74-7417

**101 にかほ市家庭児童相談室**

にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 にかほ市役所仁賀保庁舎内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0184-32-3036

**102 にかほ市福祉事務所**

にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 にかほ市役所仁賀保庁舎内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0184-32-3038

**103 大仙市こども家庭センター**

大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福社会館内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0187-73-6811、相談専用電話 080-2813-6153

**104 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」**

大仙市大曲丸の内町1-11-2  
 ●月～金 9:00～17:00  
 ●TEL 0187-66-1106

**105 大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」**

大仙市大曲須和町1-6-46  
 ●月・木・金・土・日 11:00～19:00  
 ●TEL 0187-62-5150

**106 大仙市福祉事務所**

大仙市大曲花園町1-1 大仙市役所本庁舎内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0187-63-1111

**107 仙北市こども家庭センター（児童福祉）**

仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所角館庁舎内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0187-43-3305

**108 仙北市福祉事務所**

仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所角館庁舎内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0187-43-2284

**109 美郷町こども家庭センター**

美郷町土崎字上野乙170-10 美郷町役場内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0187-84-4904

**110 秋田県南児童相談所**

横手市旭川1-3-46 県平鹿地域振興局福祉環境部内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0182-32-0500

**111 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部（南福祉事務所）**

横手市旭川1-3-46  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0182-32-3294

**112 横手市家庭児童相談室**

横手市中央町8-2 横手市役所内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0182-35-2133

**113 横手市福祉事務所**

横手市中央町8-2 横手市役所内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0182-35-5344

**114 湯沢市子ども家庭総合支援拠点**

湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0183-55-8275

**115 湯沢市福祉事務所**

湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内  
 ●月～金 8:30～17:15  
 ●TEL 0183-55-8088

**ヤングケアラー相談**

家族の世話を担って大きな負担を抱えているなど、  
 身近な人には話せない悩みや不安に関する相談

**116 ケアラーサポートLINE秋田**

●月～金 10:00～18:00  
 ●LINEトーク相談 <https://lin.ee/kkElkMF>

**117 秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課****「ヤングケアラー相談」**

秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所2F  
 ●月～金 9:00～17:00  
 ●TEL 018-827-6037

**118 由利本荘市ヤングケアラー相談専用電話**

由利本荘市尾崎17  
 ●月～金 8:30～16:00  
 ●TEL 0184-24-6239

⑯ 大仙市こども家庭センター

大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福祉会館内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0187-73-6811、相談専用電話 080-2813-6153

## 少年問題相談

少年非行・犯罪や問題行動等に関する相談

⑰ 秋田法務少年支援センター

秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内

●月～金 9:00～16:30

●TEL 018-865-1222

⑱ 秋田県警察本部人身安全対策課

少年サポートセンター「やまびこ電話」

秋田市山王4-1-5

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 相談専用電話 018-824-1212

⑲ 秋田中央警察署

秋田市千秋明徳町1-9

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 018-835-1111

⑳ 秋田臨港警察署

秋田市土崎港西3-1-8

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 018-845-0141

㉑ 秋田東警察署

秋田市上北手百崎字内山60-2

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 018-825-5110

㉒ 秋田市少年指導センター「わかくさ相談電話」

秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F

秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課内

●月 10:00～12:00、13:00～16:00

火～金 9:00～12:00、13:00～16:00

●TEL 相談専用電話 018-884-3868

㉓ 鹿角警察署

鹿角市花輪字向畠100

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0186-23-3321

㉔ 大館警察署

大館市根下戸新町1-70

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0186-42-4111

㉕ 北秋田警察署

北秋田市鷹巣字下家下1

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0186-62-1245

㉖ 能代警察署

能代市日吉町1-24

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0185-52-4311

㉗ 男鹿警察署

男鹿市船川港船川字新浜町1-4

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0185-23-2233

㉘ 五城目警察署

五城目町字七倉178-4

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 018-852-4100

㉙ 由利本荘警察署

由利本荘市中町27

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0184-23-4111

㉚ 大仙警察署

大仙市大曲日の出町1-1-30

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0187-63-3355

㉛ 仙北警察署

仙北市角館町西野川原34-6

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0187-53-2111

㉜ 横手警察署

横手市安田字越廻71

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0182-32-2250

㉝ 湯沢警察署

湯沢市千石町1-3-5

●月～金 8:30～17:15（夜間休日は当直員が対応）

●TEL 0183-73-2127

## 福祉相談

とてもつらい心の悩みに関する相談

㉞ 秋田いのちの電話

●毎日（祝日含む、年末年始除く） 12:00～20:30

●TEL 018-865-4343

㉟ あきたいのちのケアセンター

●月～金 9:00～16:00、土・日・祝 10:00～16:00

（年末年始除く）

●TEL 0120-735-256（フリーダイヤル）

### こころの健康相談

#### ⑯ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉部（精神保健福祉センター）

秋田市手形住吉町3-6

##### ◎こころの電話相談

- 月～金 9:00～16:00
- 土・日・祝 10:00～16:00（年末年始除く）
- TEL 018-831-3939

##### ◎こころの健康相談（来所相談）

- 月～金 9:00～16:00（年末年始除く）
- TEL 来所予約電話 018-831-3946

#### ⑰ 秋田市保健所「こころの相談」

秋田市八橋南1-8-3

- 月～金 8:30～17:00
- TEL 018-883-1180

#### ⑯ 大館保健所

大館市十二所字平内新田237-1

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-52-3955

#### ⑯ 北秋田保健所

北秋田市鷹巣字東中岱76-1

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0186-62-1165

#### ⑯ 能代保健所

能代市御指南町1-10

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0185-55-8023

#### ⑯ 秋田中央保健所

潟上市昭和乱橋字古開172-1

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 018-855-5171

#### ⑯ 由利本荘保健所

由利本荘市水林408

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0184-22-4120

#### ⑯ 大仙保健所

大仙市大曲上栄町13-62

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0187-63-3403

#### ⑯ 横手保健所

横手市旭川1-3-46

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0182-32-4005

#### ⑯ 湯沢保健所

湯沢市千石町2-1-10

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0183-73-6155

### 身体障害、知的障害に関する相談

#### ⑯ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター 福祉相談・連携推進部

秋田市手形住吉町3-6

- 月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日除く）
- 来所相談は事前に要予約。
- TEL 身体障害相談 018-831-2301  
知的障害相談 018-831-2303

### 発達障害に関する相談

#### ⑯ 秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」

秋田市南ヶ丘1-1-2 県立医療療育センター内

- 月～金 9:00～17:00
- TEL 018-826-8030

### 高次脳機能障害に対する相談

#### ⑯ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター

大仙市協和上淀川字五百刈田352

県立リハビリテーション・精神医療センター内

- 月～金 9:00～16:00
- TEL 018-892-3751(代)

### 性暴力被害に関する相談

#### ⑯ あきた性暴力被害者サポートセンター

「ほっとハートあきた」

- 月～金 10:00～19:00
- ※時間外は国のコールセンターへつながります。
- TEL #8891（携帯電話・アカウント固定電話）  
0120-8891-77（NTTひかり電話）
- Email hotheart-akita@vega.ocn.ne.jp

### 配偶者からの暴力相談、生き方、夫婦・親子関係、 からだや性、LGBTQ等に関する相談

#### ⑯ 秋田県中央男女共同参画センター「ハーモニー相談室」

秋田市中通2-3-8 アトリオン7F

##### ◎一般相談（電話）

- 月～水・金・土 10:00～17:00
- TEL 相談専用ダイヤル 018-836-7846

##### ◎一般相談（面接）

- 月～水・金・土 10:00～17:00

##### ◎男性の悩み電話相談

- 男性からの悩みを男性の相談員がお聴きします。
- 第2・第4土 13:00～16:00
- TEL 相談専用ダイヤル 018-836-7846

##### ◎こころの相談（面接）

- 偶数月第2水 11:00～14:00

##### ◎メール相談

- Email harmonysoudan@siren.ocn.ne.jp

### 女性相談（女性の悩みや困りごとに関する相談、 DV被害に関する相談・支援）

#### ⑯ 秋田地方法務局「女性の人権ホットライン」

秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内

- 月～金 8:30～17:15
- TEL 0570-070-810

**⑯5 秋田県子ども・女性・障害者相談センター****児童女性相談部（女性相談支援センター）**

秋田市手形住吉町3-6

**◎女性ダイヤル相談**

- 月～金 8:30～21:00  
土・日・祝 9:00～18:00
- TEL 018-835-9052

**◎DVホットライン**

- 月～金 8:30～21:00、土・日・祝 9:00～18:00
- TEL 0120-783-251（フリーダイヤル）

**◎メール相談（女性相談に限ります）**

- Email jyosou@mail2.pref.akita.jp

**⑯6 秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課****「女性の悩み相談」**

秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所2F

- 月～土（祝日含む） 9:00～17:00

- TEL 平日 018-827-6348、土・祝 018-887-5698

**⑯7 秋田たすけあいネットあゆむ****◎10代20代の女性の悩み「まちなか保健室」**

秋田市泉北一丁目17-26

- 月～金 15:00～17:30

- TEL 018-827-6535

- Email akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp

**◎DVシェルター 緊急宿泊所**

秋田市山王臨海町4-6 アナザーワンビル103号（事務室）

- 月～金 10:00～17:00

- TEL 018-862-6777

- Email akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp

**⑯8 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部（北福祉事務所）**

大館市十二所字平内新田237-1

- 月～金 8:30～17:15

- TEL 0186-52-3951

**⑯9 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部**

北秋田市鷹巣字東中岱76-1

- 月～木 8:30～16:45

- TEL 0186-62-1256

**⑯0 秋田県山本地域振興局福祉環境部（山本福祉事務所）**

能代市御指南町1-10

- 月～金 8:30～17:15

- TEL 0185-52-5105

**⑯1 秋田県秋田地域振興局福祉環境部（中央福祉事務所）**

潟上市昭和乱橋字古開172-1

- 月～金 8:30～17:15

- TEL 018-855-5175

**⑯2 秋田県由利地域振興局福祉環境部**

由利本荘市水林408

- 月～金 ※相談時間についてはお問い合わせください。

- TEL 0184-22-4120

**⑯3 秋田県仙北地域振興局福祉環境部**

大仙市大曲上栄町13-62

- 月～金 ※相談時間についてはお問い合わせください。

- TEL 0187-63-3403

**⑯4 大仙市こども家庭センター**

大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福祉会館内

- 月～金 8:30～17:15

- TEL 0187-73-6811、相談専用電話 080-2813-6153

**⑯5 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部（南福祉事務所）**

横手市旭川1-3-46

- 月～金 8:30～17:15

- TEL 0182-32-3294

女性相談（妊娠・出産、月経、婦人科疾患や更年期障害等、ライフステージの各段階で女性が抱える健康課題に関する不安や悩みの相談）

**⑯6 秋田県女性健康支援センター**

- 月～金 15:00～18:00

- TEL 相談電話 080-8607-2128

- LINEトーク相談 <https://lin.ee/tsCBsWL>

- メール相談フォーム

<https://www.ninshinsos-akita.net/>

**不妊・不育に関する相談****⑯7 秋田県こころとからだの相談室****～不妊専門相談センター～**

秋田市広面字蓮沼44-2

秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内

**◎電話相談**

- 月・金 13:00～14:00

- TEL 相談電話 018-884-6234

**◎面接相談（予約制）**

- 相談日時 月・金、第1水・第3水 14:00～16:00

- 予約受付 月～金 9:00～17:00

- TEL 面接予約電話 018-884-6666

**◎メール相談**

- メール相談フォーム

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kokokara/email>

**しごとに関する相談**

「働く」への一步を踏み出したい、

自立のための就職活動に悩みを抱える若者の相談

**⑯8 あきた若者サポートステーション****◎就労支援のためのカウンセリング（個別対応）**

秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F

- 月～金 9:00～17:00

- TEL 018-892-6021

**◎しごと塾（月ごと登録制・10名まで）**

秋田市山王中島町1-1 県生涯学習センター内

- 水・金 9:00～12:00

- TEL 018-853-4367

**⑯9 秋田県南若者サポートステーションよこて**

横手市横山町1-1 すこやか横手1F

●月・火・木・金・土 10:00~17:00

●TEL 0182-23-5101

職業適性診断や進路・職業相談、情報提供等

**⑯0 あきた就職活動支援センター**

秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F

●月～金 9:00～17:00（受付16:30まで）

●TEL 018-826-1735、相談予約電話 018-892-7701

**⑯1 あきた就職活動支援センター 北部サテライト**

大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F

●月～金 9:30～12:00、13:00～17:30（受付17:00まで）

●TEL 0186-44-5100

**⑯2 あきた就職活動支援センター 南部サテライト**

横手市安田字向田147 イオン横手店2F

●月～金 9:30～17:30（受付17:00まで）

●TEL 0182-35-6005

高校・大学等の在学生や卒業後の転職希望者等  
の職業相談や求人情報の提供等**⑯3 秋田新卒応援ハローワーク**

秋田市中通2-3-8 アトリオ3F

(ハローワークプラザアトリオ内)

●月・水・金 9:00～17:15

火・木 9:00～18:30

第2・第4土 10:00～17:00

●TEL 018-836-7820

秋田県での就職希望者への求人情報の提供等

**⑯4 Aターンプラザ秋田**

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F

(秋田県東京事務所内)

●月～金 9:00～17:45

●TEL 0120-122-255（フリーダイヤル）

職業紹介、就業をめぐるこころの悩み相談等

**⑯5 ハローワーク秋田**

秋田市茨島1-12-16

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 018-864-4111（41#）

**⑯6 ハローワーク鹿角**

鹿角市花輪字荒田82-4

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0186-23-2173

**⑯7 ハローワーク大館**

大館市清水1-5-20

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0186-42-2531

**⑯8 ハローワーク能代**

能代市緑町5-29

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0185-54-7311

**⑯9 ハローワーク本荘**

由利本荘市石脇字田尻野18-1

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0184-22-3421

**⑯0 ハローワーク大曲**

大仙市大曲住吉町33-3

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0187-63-0335

**⑯1 ハローワーク横手**

横手市旭川1-2-26

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0182-32-1165

**⑯2 ハローワーク湯沢**

湯沢市清水町4-4-3

●月～金 8:30～17:15

※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ

●TEL 0183-73-6117

労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、

賃金支払等に関する相談

**⑯3 秋田労働基準監督署**

秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-865-3671

**⑯4 大館労働基準監督署**

大館市字三ノ丸6-2

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0186-42-4033

**⑯5 能代労働基準監督署**

能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-52-6151

**⑯6 本荘労働基準監督署**

由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0184-22-4124

**⑯7 大曲労働基準監督署**

大仙市大曲の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0187-63-5151

188 横手労働基準監督署

横手市旭川1-2-23

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0182-32-3111

職場でのいじめ・嫌がらせ、各種ハラスメント等に関する労働相談

189 秋田労働局 雇用環境・均等室

秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-862-6684

ひとり親家庭の母等に対する就業に関する相談等

190 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F

●月～金 8:30～17:00

●TEL 018-896-1531

## ひきこもり・ニートの相談

ひきこもりやニートの状態にある本人や家族等の進学・学校復帰や就労等に関する相談

191 秋田県ひきこもり相談支援センター

秋田市手形住吉町3-6

県子ども・女性・障害者相談センター内

●月～金 10:00～16:00 (年末年始・祝日除く)

●面接相談は事前に要予約。

●TEL 018-831-2525

192 秋田市ひきこもり相談窓口

秋田市山王1-1-1 秋田市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-888-5659

193 鹿角市ふくし総合相談窓口

鹿角市花輪字下花輪86-2 鹿角市社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0186-23-2165

194 おおだてひきこもり相談室

大館市字三ノ丸103-4 大館市社会福祉協議会内

●月～金 10:00～16:00

●TEL 0186-43-1155

195 北秋田くらし相談センター

北秋田市花園町16-1 北秋田市社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:30

●TEL 0186-62-6868

196 能代市くらしサポート相談室

能代市上町12-32 能代市社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-88-8186

197 藤里町総合相談窓口

藤里町琴字三ツ谷脇40 藤里町社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-79-2848

198 男鹿市ひきこもり相談窓口

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0185-24-9120

199 潟上市ひきこもり相談窓口

潟上市天王字棒沼台226-1 潟上市役所内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 018-853-5314

200 由利本荘市ひきこもり相談窓口

由利本荘市瓦谷地1 由利本荘市生活支援相談センター内

●月～金 8:30～17:15

●TEL 0184-74-7470

201 にかほ市総合生活相談室

にかほ市平沢字鳥ノ子渕47番地1 にかほ市社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:30

●TEL 0184-33-6155

202 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」

大仙市大曲丸の内町1-11-2

●月～金 9:00～17:00

●TEL 0187-66-1106

203 大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」

大仙市大曲須和町1-6-46

●月・木・金・土・日 11:00～19:00

●TEL 0187-62-5150

204 横手市自立相談支援窓口

横手市中央町8-2 横手市役所1階9番窓口

●月～金 8:30～17:00

●TEL 0182-32-6101

205 湯沢市総合相談室

湯沢市古館町4-5 湯沢市社会福祉協議会内

●月～金 8:30～17:30

●TEL 0120-73-8696 (フリーダイヤル)

ひきこもりやニートの状態にある本人の居場所や社会的自立に関する相談

206 秋田県ひきこもり相談支援センター 青年グループ

秋田市手形住吉町3-6

県子ども・女性・障害者相談センター内

●開催日 第2水 14:00～16:00 (原則)

●TEL 018-831-2525

207 フリースクールKOU

秋田市山王中島町1-1 県生涯学習センター内

◎若者の居場所

●開催日 水・金 13:00~16:30

●TEL 018-853-4367

◎親の居場所、保護者相談会

●開催日 第2水・第2日 14:00~16:00

●TEL 018-853-4367

208 若者の居場所 ゆうスペースAKITA

秋田市寺内神屋敷3-1 ユースパル内

●開催日 第3水 10:00~16:00

●TEL 018-880-2303

209 KHJ秋田ばっけの会

秋田市山王1-1-1 秋田市中央市民サービスセンター内

●開催日 家族の会「集い」 第2土または日 13:30~15:30

本人の会「居場所」 第3土または日 13:30~15:30

※開催日（場所）は「秋田魁新報」情報コーナーに掲載。

●TEL 090-9539-2365

●Email khjakitabakke@gmail.com

210 若者の語り場～Vinculo de la vida

秋田市上北手荒巻字堺切24-2 ゆとり生活創造センター内

●開催日 土（不定期開催） ※お問い合わせください。

●Email solsubir8@yahoo.co.jp

211 秋田たすけあいネットあゆむ（R A U M）

秋田市山王臨海町4-6 アナザーワンビル103号

●開催日 月～金 10:00~17:00

●TEL 018-862-6777

●Email akitatasukeai@ace.ocn.ne.jp

212 アートリンク うちのあかり

秋田市新屋比内町11-16

●開催日 月・水・木・土・日 9:30~15:30

●TEL 018-838-4711

●Email utinoakari@khh.biglobe.ne.jp

213 若者の居場所 鹿角

鹿角市花輪字下花輪86-2 鹿角市社会福祉協議会内

●開催日 第1月 14:00~16:00

●TEL 0186-23-2165

214 若者の居場所 ゆかり

小坂町小坂鉱山字栗平19-12 みんなのお家 だんらん内

●開催日 第1月 11:00~12:00

●TEL 0186-25-8020

215 若者の居場所 ユアスペース・さくら草

大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター内

●開催日 第1・第4土 14:00~16:00

●TEL 090-6627-4308

216 居場所 よりどころ

大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター内

●開催日 月～金 10:00~16:00

●TEL 0186-43-1155

217 ココスグ～こころの居場所～

大館市字馬喰町48-1 県北部男女共同参画センター内

●開催日 第1月 13:45~15:30

※LINEオープンチャットは常時開催。

●TEL 080-1387-0501

●Email cocosugu.akita@gmail.com

●LINEトーク相談 [https://line.me/ti/p/w2chRUQNL\\_](https://line.me/ti/p/w2chRUQNL_)

218 若者の居場所 くまっこ

北秋田市花園町10-5 市民ふれあいプラザ内

●開催日 日 10:00~12:00

●TEL 080-9629-7950

219 若者の居場所 きたきた希望の会

北秋田市花園町16-1 北秋田市社会福祉協議会内

●開催日 必要に応じて随時

●TEL 0186-62-6868

220 若者の居場所 コーヒーサロン ひとやすみ

能代市上町12-32 能代ふれあいプラザ・サンピノ内

●開催日 第3土 13:00~15:00

●TEL 0185-52-2471

221 フリースペース ぐるっぺ

能代市柳町8-6 まるっとステーションまちなか

●開催日 火 10:00~15:00

●TEL 0185-88-8186

222 福祉の拠点 こみつと

藤里町藤琴字三ツ谷脇110-1

●開催日 月～金 9:00~16:00

●TEL 0185-88-8083

223 若者の居場所 カタクリ

八峰町内

※場所は開催日により変わるため、お問い合わせください。

●開催日 原則第2木 13:30~15:30

●TEL 0185-76-4608

224 みんなの居場所 どんぐり2

男鹿市脇本脇本中野32-11 脇本教会2階

●開催日 第2土 14:00~16:00

●TEL 0185-27-8363

225 となりの居場所

潟上市飯田川下虻川屋敷40-1 下虻川公民館

●開催日 第4木 14:00~16:00

●TEL 018-853-4367 (あきたサポステ)

226 若者の居場所 浦城の歴史を伝える会

八郎潟町浦大町字天道田100-1 八郎潟町地域史料館内

●開催日 隨時開催 ※お問い合わせください。

●TEL 018-893-5848

227 若者の居場所 とまり木

由利本荘市瓦谷地1 鶴舞会館内

●開催日 ※開催日・時間は市広報に掲載。

●TEL 0184-23-2192

228 **若者の居場所 あおぞらサロン**

由利本荘市瓦谷地1 鶴舞会館内

※開催日により変わるため、お問い合わせください。

●開催日 火 10:00~16:00

●TEL 0184-74-7470

229 **若者の居場所 にかほ**

にかほ市金浦上林4-1

●開催日 第2火 13:00~15:00

●TEL 018-853-4367 (あきたサポステ)

230 **大仙市子ども・若者総合相談センター「びおり」**

大仙市大曲丸の内町1-11-2

●開催日 月~金 9:00~17:00

●TEL 0187-66-1106

231 **大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」**

大仙市大曲須和町1-6-46

●開催日 月・木・金・土・日 11:00~19:00

●TEL 0187-62-5150

232 **若者の居場所 角館**

仙北市角館町中菅沢77-30 仙北市角館交流センター内

●開催日 第3火 14:00~16:00

●TEL 018-853-4367 (あきたサポステ)

233 **若者の居場所 横手**

横手市条里2-1-15 サンサン横手内

●開催日 第1火 14:00~16:00

●TEL 0182-32-6101

234 **あなたの居場所**

横手市神明町1-9 秋田県南部男女共同参画センター内

●開催日 金 (第5金を除く) 13:30~15:30

●TEL 090-1551-0023

235 **居場所サロン「りらとこ」**

湯沢市古館町4-5 湯沢市社会福祉協議会内

●開催日 第4木 ※開催日時については、お問い合わせください。

●TEL 0183-73-8696

236 **スタートライングループ**

湯沢市字下山谷180-1

●開催日 毎月1回 ※お問い合わせください。

●TEL 居場所 0183-73-0715、0183-72-2712

個別相談 090-7070-0417

●Email hongzeditian@gmail.com

237 **ふりーすペーす パレット**

湯沢市上院内小沢115 ふるさと交流館「院内」内

●開催日 第2木 10:00~15:00

●TEL 0183-73-8696

238 **若者の居場所 てらすはうす**

羽後町西馬内字本町23 羽後町中央公民館内

●開催日 第3木 13:30~16:00

●TEL 0183-62-5313

**その他の相談**

**消費生活相談**

(消費・契約トラブル、悪質商法等)

239 **秋田県生活センター**

秋田市中通2-3-8 アトリオン7F

●月~金 9:00~17:00

●TEL 018-835-0999

240 **秋田市消費生活センター（市民相談センター）**

秋田市山王1-1-1 秋田市役所内

●月~金 8:30~17:00

●TEL 018-888-5648

241 **鹿角市消費者生活センター**

鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市役所内

●月・火・木・金 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)

水 8:30~19:00 (12:00~13:00を除く)

●TEL 0186-30-0258

242 **大館市消費生活センター**

大館市字中城20 大館市役所内

●月~金 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

●TEL 0186-43-7045

243 **北秋田市消費生活センター**

北秋田市花園町19-1 北秋田市役所内

●月~金 8:30~17:15

●TEL 0186-62-6628

244 **能代市消費生活センター**

能代市上町1-3 能代市役所内

●月~金 9:00~17:00

●TEL 0185-89-2939

245 **男鹿市消費生活センター**

男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所内

●月~金 8:30~17:00

●TEL 0185-24-9111

246 **由利本荘市消費生活センター**

由利本荘市尾崎17 由利本荘市役所内

●月~金 9:00~16:00

●TEL 0184-24-6251

247 **にかほ市消費生活センター**

にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 にかほ市役所仁賀保庁舎内

●月~金 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)

●TEL 0184-32-3043

248 **大仙市消費生活センター**

大仙市大曲通町8-36 Anbee大曲2F

●月~金 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

●TEL 0187-63-1136

②49 仙北市消費生活センター

仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所角館庁舎内  
●月～金 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)  
●TEL 0187-43-3313

②50 横手市消費生活センター

横手市中央町8-2 横手市役所内  
●月～金 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)  
●TEL 0182-32-2919

②51 湯沢市消費生活センター

湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内  
●月～金 8:30～17:00 (12:00～13:00を除く)  
●TEL 0183-72-0874

交通事故相談

(交通事故に伴う損害賠償問題等)

②52 秋田県生活センター

秋田市中通2-3-8 アトリオン7F  
●月～金 9:00～17:00  
●TEL 018-836-7804

外国人からの相談（日常の困りごとや、  
どこに聞けばよいか分からぬ相談等）

②53 秋田県外国人相談センター

秋田市中通2-3-8 アトリオン1F  
公益財団法人秋田県国際交流協会内

◎事前予約相談

●月～金・第3土 9:00～17:00 (日本語)  
木 13:00～17:00 (英語・中国語・韓国語)  
事前予約制 (タガログ語・ベトナム語)  
●TEL 018-884-7050

◎メール相談

●Email soudan21@aiahome.or.jp

### 3 県内の主な青少年団体の概要

※秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会	全県青年会の連絡協調を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所東北地区秋田ブロック協議会	県内各地 11 ロムの青年会議所の質的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目 1-54 三交ビル 3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 4F TEL. 018-863-8493 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合青年部協議会	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士的結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目 10-16 TEL. 018-864-2141 FAX. 018-864-2155
6	秋田県農業近代化ゼミナール連絡協議会	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡協調を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目 1-1 秋田県農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県BBS連盟	BBS とは Big Brothers and Sisters Movement (兄や姉のような身近な存在として) の略。 地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決できるよう側面から援助する活動を行う。	〒010-0951 秋田市山王七丁目 1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	(メールアドレス) iyoce.akita@gmail.com

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
10	秋田県青年赤十字奉仕団連絡協議会	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	ガールスカウト秋田県連盟	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会	レクリエーション指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143
14	秋田県キャンプ協会	野外活動としてのキャンプの普及と、振興を目的とする。	〒012-0851 湯沢市吹張2-3-2 TEL. 0183-73-1470 FAX. 0183-73-1470

## 4 市町村青少年行政主管課一覧、青少年育成県・市長村民会議一覧

### ①市町村青少年行政主管課一覧

(令和6年12月1日現在)

市町村名	担当課(係・室)名	〒	住所	TEL
秋田市	子育て相談支援課少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階	018-884-3869
能代市	教育委員会生涯学習・スポーツ振興課	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横手市	教育委員会生涯学習課	013-0045	横手市南町13-1 横手市民会館	0182-35-2254
大館市	教育委員会生涯学習課	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7113
男鹿市	教育委員会教育総務課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9133
湯沢市	教育委員会生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿角市	教育委員会生涯学習課	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0292
由利本荘市	教育委員会生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟上市	教育委員会文化スポーツ課	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5363
大仙市	教育委員会生涯学習課	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北秋田市	教育委員会生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町10-5	0186-62-1130
にかほ市	教育委員会生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙北市	教育委員会生涯学習課	014-0592	仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-3383
小坂町	教育委員会事務局学習振興班	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	教育委員会	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原60-3	0186-60-9000
藤里町	教育委員会生涯学習係	018-3201	藤里町藤琴字家の後67 三世代交流館	0185-79-1327
三種町	教育委員会生涯学習係	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3 琴丘地域拠点センター	0185-87-2113
八峰町	教育委員会生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1 八峰町公民館	0185-76-2323
五城目町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5128
八郎潟町	教育委員会教育課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井川町	町民生活課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4415
大潟村	教育委員会学校教育班	010-0443	大潟村字中央1-21 大潟村公民館	0185-45-3240
美郷町	教育委員会生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽後町	教育委員会	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

## ②青少年育成県・市町村民会議一覧

(令和6年12月1日現在)

会の名称	会長名	〒	事務局住所	担当課名	電話番号	FAX番号
青少年育成秋田県民会議	熊谷 隆益	010-8570	秋田市山王4-1-1 秋田県庁5F	次世代・女性活躍支援課	018-860-1554	018-860-3895
青少年育成秋田市民会議	辻 国人	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F 市少年指導センター内	少年指導センター	018-884-3869	018-887-5335
青少年育成能代市民会議	田中 仁純	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1 市生涯学習スポーツ振興課内	生涯学習・スポーツ振興課	0185-73-5285	0185-73-6459
青少年育成横手市民会議	内山 純男	013-0045	横手市南町13-1 横手市民会館内	生涯学習課	0182-35-2254	0182-32-7871
青少年育成大館市民会議	佐藤 照雄	018-3595	大館市早口字上野43-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-43-7113	0186-54-6100
青少年育成男鹿市民会議	佐藤 政博	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1 市教育総務課内	教育総務課	0185-24-9102	0185-24-9156
青少年育成湯沢市民会議	柿崎 清	012-8501	湯沢市佐竹町1-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0183-73-2163	0183-72-8515
青少年育成鹿角市民会議	高杉 奈穂子	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-30-0292	0186-30-1140
青少年育成由利本荘市民会議	小松 義嗣	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61 市生涯学習課内	生涯学習課	0184-32-1332	0184-33-2202
青少年育成潟上市民会議	瀬下 翁悦	010-0201	潟上市天王字棒沿台226-1 市文化スポーツ課内	文化スポーツ課	018-853-5363	018-853-5277
青少年育成大仙市民会議	佐藤 久美子	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16 市生涯学習課内	生涯学習課	0187-63-7262	0187-63-7131
青少年育成北秋田市民会議	中嶋 俊彦	018-3312	北秋田市花園町10-5 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-62-1130	0186-62-1669
青少年育成にかほ市民会議	須田 壽夫	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2 市生涯学習課内	生涯学習課	0184-38-2171	0184-38-4925
青少年育成仙北市民会議 (仙北市生涯学習課)	(会長代行) 武藤 寛幸	014-0512	仙北市西木町上荒井字古堀田47 仙北市生涯学習課内	生涯学習課	0187-43-3383	0187-47-2244
青少年育成小坂町民会議	安保 明	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1 小坂町中央公民館セバーム内	中央公民館	0186-29-2069	0186-29-4436
青少年育成上小阿仁村民会議	伊藤 敏夫	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原60-3 村教育委員会内	生涯学習課	0186-60-9000	0186-77-3223
青少年育成藤里町民会議	鎌田 孝人	018-3201	藤里町藤琴字家の後67 町教育委員会内	教育委員会	0185-79-1327	0185-79-2227
青少年育成三種町民会議	新堀 賢一	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3 町教育委員会内	教育委員会	0185-87-2113	0185-87-3052
青少年育成八峰町民会議	奈良 徳男	018-2507	八峰町峰浜田中野田沢20-1 町公民館内	教育委員会	0185-76-2323	0185-76-2387
青少年育成五城目町民会議	武田 和栄	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1 町健康福祉課内	健康福祉課	018-852-5180	018-852-5367
青少年育成八郎潟町民会議 (八郎潟町青少年問題協議会)	畠山 菊夫	018-1692	八郎潟町字大道80 町教育委員会内	教育委員会	018-875-5812	018-875-5950
青少年育成井川町民会議 (井川町子ども会育成連絡協議会)	湊 政彦	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2 町公民館内	公民館	018-874-4424	018-874-2924
青少年育成大潟村民会議	藤原 宏之	010-0494	大潟村字中央1-21 村公民館内	教育委員会	0185-45-2611	0185-45-2661
青少年育成美郷町民会議	熊谷 良夫	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1 町公民館内	生涯学習課	0187-84-4915	0187-83-2451
青少年育成羽後町民会議	沼澤 晴夫	012-1131	羽後町西馬音内字中野177 町中央公民館内	中央公民館	0183-62-1128	0183-62-2120
青少年育成東成瀬村民会議	沼倉 喜一	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1 村教育委員会内	教育委員会	0182-47-3415	0182-47-2119